

# 宮城県災害時広域受援計画 (本編)

令和元年 5 月

宮 城 県



# 宮城県災害時広域受援計画

## 目 次

### 第1章 はじめに

1 策定の背景と目的	1
2 本計画の位置付け	2
3 本計画の対象期間	3
4 本計画の対象範囲	4

### 第2章 受援体制

1 基本方針	5
2 災害対策本部の組織	6
3 災害対策本部事務局の受援体制	7
4 情報連絡員（リエゾン）の受入れ	8
5 市町村との連携	8
6 広域・圏域・地域防災拠点	8

### 第3章 救出救助機関からの応援の受入れ

1 基本方針	10
2 救出救助活動に係る県の体制	10
3 自衛隊（災害派遣部隊）への要請	11
4 警察（警察災害派遣隊）への要請	12
5 消防（緊急消防援助隊）への要請	13

### 第4章 医療機関からの応援の受入れ

1 基本方針	16
2 DMAT	16
3 医療救護班	18

## 第5章 自治体等による人的支援の受入れ

1 基本方針	20
2 県内応援体制	20
3 広域応援協定団体への応援要請等	21
4 被災市区町村応援職員確保システム	23
5 応援要請の流れ	25
6 都道府県等による自主的応援の受入れ	25
7 各応援団体の活動場所の確保	25
8 受援対象業務等	26

## 第6章 物的支援の受入れ

1 基本方針	29
2 物資拠点の検討及び調整	29
3 必要物資の把握及び調達	29
4 輸送手段の確保	30
5 内閣府プッシュ型支援・プル型支援への対応	30
6 物資の配送計画及び調整	30
7 物資の在庫管理	31

## 第7章 その他

1 ボランティアとの連携	32
2 海外からの支援の受入れ	33
3 費用負担	35
4 訓練及び計画の見直し	36
5 市町村への受援体制構築の支援	36

## 第1章 はじめに

### 1 策定の背景と目的

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、発災直後は被災情報収集さえも困難を極める状況であったが、全国の自治体や防災ボランティア等多方面からの人的・物的支援により、未曾有の大災害を乗り切ることができた。

しかしながら、本県では他の地方公共団体から支援を受けることは想定していたものの、数多くの応援の受入れを調整するための体制作りが十分ではなかったため、状況にあわせて対応せざるを得なかった。加えて、応援要請・応援ルートが複数にわたったことが、情報把握の困難さや情報の錯そうを招くこととなり、応援の受入調整が複雑化した。さらに、応援職員の受入窓口や様々な業務の配置方法及び業務の管理方法が明確になっておらず、当初は秩序立った応援職員の受入れや調整ができない事例もあった。

大規模災害発生時における広域応援については、東日本大震災の教訓等を踏まえ、平成24年5月に「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」（以下「全国知事会協定」という。）が、平成26年10月に「大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」（以下「8道県協定」という。）が締結され、応援を迅速かつ円滑に遂行するために必要な事項が定められた。また、平成28年4月に発生した熊本地震においても一部で応援の受入れに関する混乱があったことを受け、内閣府は、平成29年3月に「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」（以下「内閣府ガイドライン」という。）を策定した。内閣府ガイドラインでは、受援体制を効果的に機能させるために、災害時に必要な資源（人的資源及び物的資源）の管理、ボランティアやNPO等各種団体との連携及び受援を担当する組織を設置する必要性を示すとともに、あらかじめ定めておく事項とされた。

県では、このような背景を踏まえ、発災後に自治体等の人的支援や支援物資を受入れる体制や手続をまとめ、今回、宮城県災害時広域受援計画（以下「本計画」という。）を策定することとした。

本計画は、内閣府ガイドラインに基づく内容であるとともに東日本大震災の教訓を反映させたものとなっており、大規模災害発生時において、応援の申出に対する適切かつ迅速な受入調整に寄与し、貴重な人的・物的支援を最大限かつ効果的に活かすことで、被災から早期復旧につながることを目的としている。

なお、本計画に記載する内容については、大規模災害時の応援受入れについて必要事項を示したものであるが、発災時においては災害の規模等に応じて柔軟に運用するものとする。

## 2 本計画の位置付け

### (1) 宮城県地域防災計画との関係

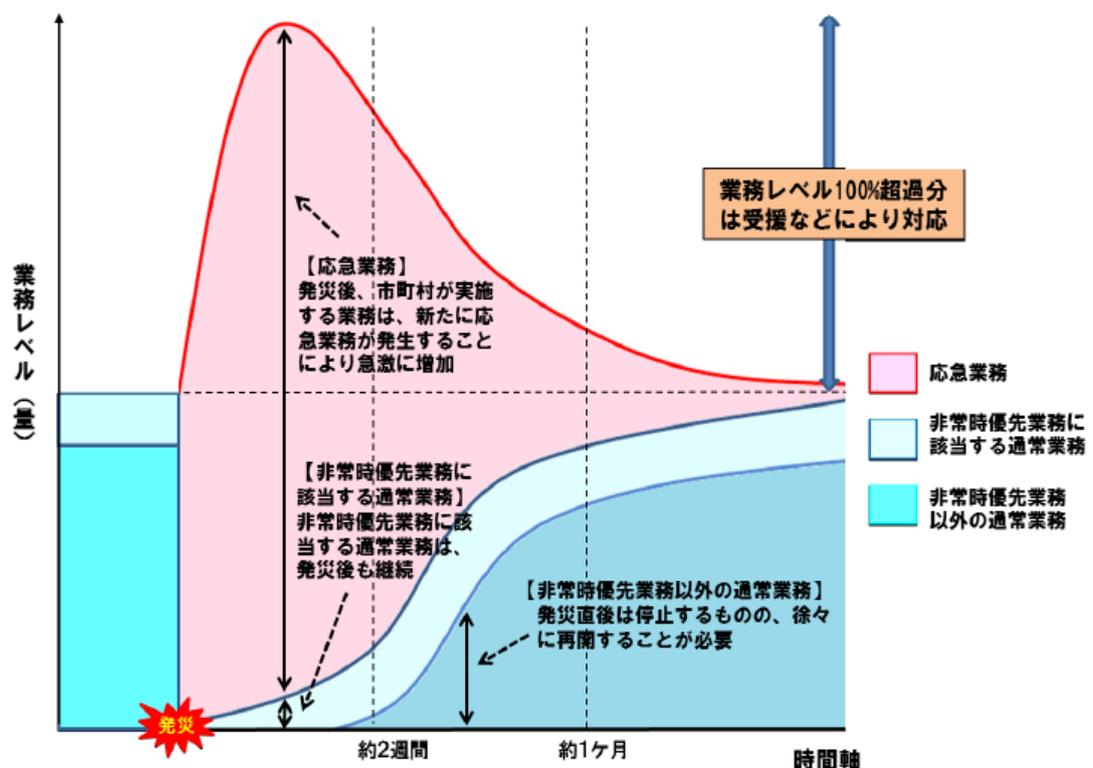
本計画は、宮城県地域防災計画「地震災害対策編」第2章第19節（相互応援体制の整備）、「津波災害対策編」第2章第19節（相互応援体制の整備）、「風水害等対策編」第2章第13節（相互応援体制の整備）及び「原子力災害対策編」第2章第7節（緊急事態応急体制の整備）に基づくものである。

### (2) 宮城県業務継続計画（BCP）との関係

県は、平成28年に宮城県業務継続計画（以下「県BCP」という。）を策定し、行政自らが被災した際に県庁内の人的・物的資源を集約するため、非常時に優先する業務（非常時優先業務）の選定を行った。

しかし、大規模災害時においては、災害対応業務が大幅に増加することが想定され、既存の資源では対応が困難となる事態が起こりうる。

本計画は、県外の自治体等から人的・物的支援を受ける際の県の具体的な行動等を定めるものであり県BCPを相互に補完する役割をもつ。



出典:大規模災害時における地方公共団体の業務継続の手引き 内閣府(防災担当)

(3) 大規模災害応急対策マニュアル等との関係

大規模災害応急対策マニュアルとは、各部局等で実施する初動期の基本的な項目をフローチャート化したものである。本計画は災害対応業務について、人的・物的資源が不足した際の応援の受入れについて記載したものであり、各災害対応業務の詳細については大規模災害応急対策マニュアルや各部局等が定めた個別マニュアル及び計画に従う。

### 3 本計画の対象期間

被災自治体に対する人的応援は、初動期から復旧期（初期）を対象とした「応援」（短期派遣。災害対策基本法や相互応援協定に基づく。）と、主に復旧期（中期以降）・復興期を対象とした「派遣」（中長期派遣。地方自治法に基づく。）が想定される。

東日本大震災の教訓等を踏まえると、特に初動期から復旧期（初期）における円滑な受援の手順等を明確化することが必要であると考えられる。また、物的支援においても、復旧期（初期）に全国から被災地に多くの支援物資が届けられた一方、物資拠点で滞留し、避難所に届くまで時間を要するなどの課題が残った。

以上のことから、本計画の対象期間は、応援の受入れについての対応が困難と予想される初動期（発災後3日間）と、応急期から復旧期（初期）（おおむね1か月ないし2か月）までとし、その後は各応援団体の業務を県が引継ぎ対応にあたるものとする。ただし、災害の規模が甚大で1か月ないし2か月経過後も県外からの人的・物的支援が必要となる場合は、必要に応じて期間の延長を行う。

本計画で対象とする期間を図示すると次のとおり。

本計画の対象期間

初動期・応急期・復旧期(初期)	<p>災害対策基本法に基づく応援</p> <p>災害応急対策を実施するために必要な業務を実施する。応援期間は短期間であり、応援職員の身分の異動を伴わない。なお、応援を求められた地方公共団体は正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策基本法に基づく市町村間等の間(67条)</li> <li>・市町村長等と都道府県知事等の間(68条)</li> <li>・都道府県知事等の間(74条)</li> </ul>	<p>【想定業務】</p> <p>避難所運営支援 物資集積拠点支援 住家被害認定調査 など</p>
	<p>相互応援協定に基づく応援</p> <p>地方公共団体間での災害時相互応援協定等に基づく派遣。応援期間は基本的に短期間であり、応援職員は身分の異動を伴わない。</p> <p>【根拠】</p> <p>各地方公共団体が締結している災害時相互応援協定等</p>	<p>【想定業務】</p> <p>協定に規定されている業務</p>
復旧期(中期以降)・復興期	<p>地方自治法に基づく派遣</p> <p>地方公共団体の長が、当該地方公共団体の事務の処理のため特別の必要があると認めるときに、他の普通地方公共団体の長に対し職員の派遣を求めることができるもの。復旧・復興事業の実施のための中・長期派遣として東日本大震災及び熊本地震においても実施された。派遣期間は原則として長期にわたり、派遣職員の身分の異動を伴う(派遣先の身分と併任)。</p> <p>【根拠】</p> <p>地方自治法第252条の17第1項</p>	<p>【想定業務】</p> <p>災害査定等の社会基盤施設復旧業務(道路等の災害復旧)など</p>

出典:地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン 内閣府(防災担当)を基に作成

4 本計画の対象範囲

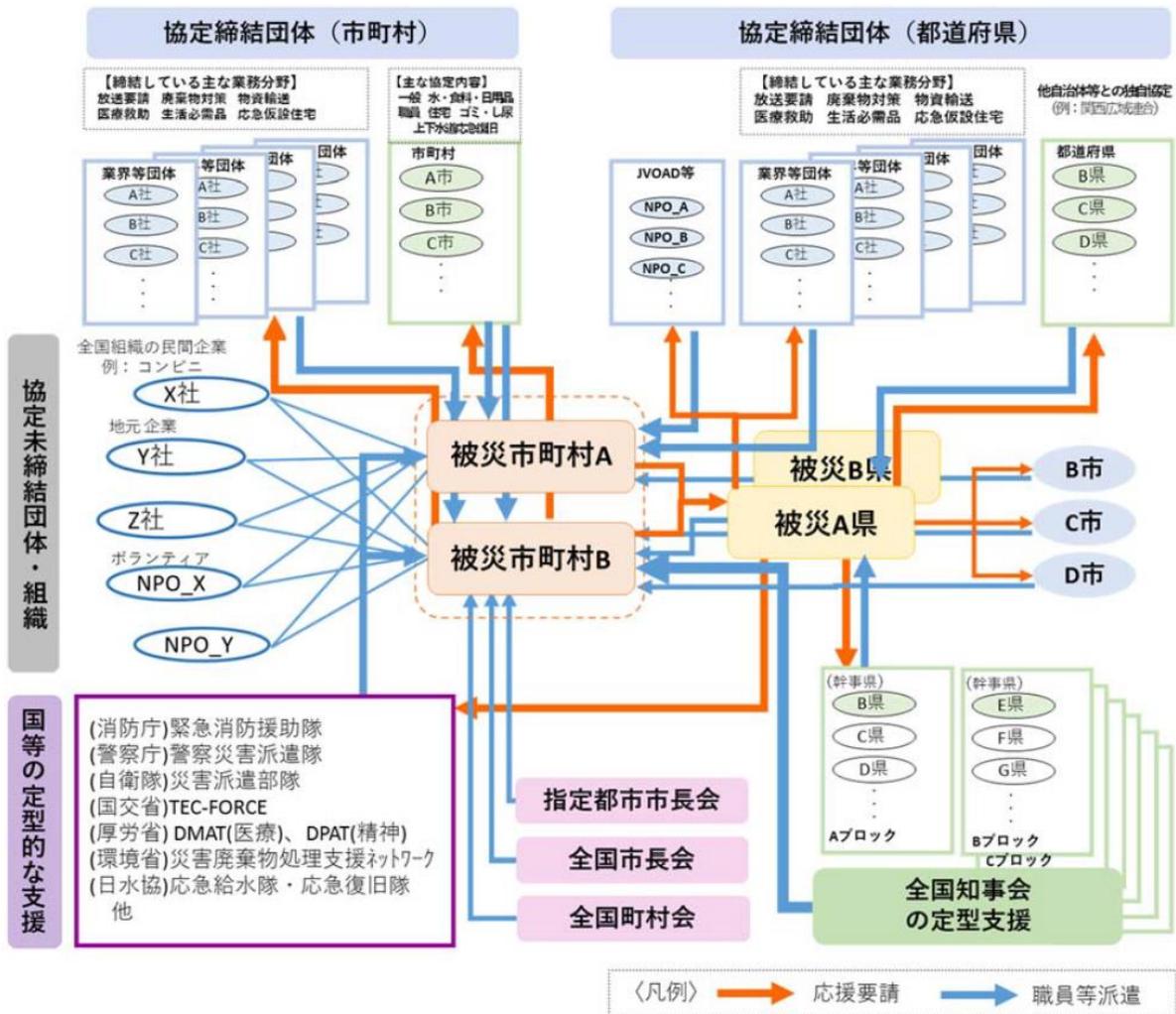
本計画では、初動期から復旧期(初期)にかかる県外からの応援の受入れを前提とし、主に次のことについて必要事項を定める。

- (1) 救出救助機関からの応援の受入れ
- (2) 医療機関からの応援の受入れ
- (3) 自治体等による人的支援の受入れ
- (4) 物的支援の受入れ

## 第2章 受援体制

### 1 基本方針

大規模災害が発生すると、国、被災地外の地方公共団体、ボランティア等各種団体が被災地にて応援活動を実施する。その形態は、災害対策基本法による応援の要求や災害時相互応援協定に基づく応援要請のほか、国等の定型化された支援や協定未締結団体による自発的な応援など、様々な枠組みで行われる。災害の規模が大きくなれば、被災市町村の数は増え、被害が甚大になれば様々な応援主体から多くの人的・物的資源が投入されるため、その応援資源の受入れは複雑化する。



出典：地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン 内閣府(防災担当)

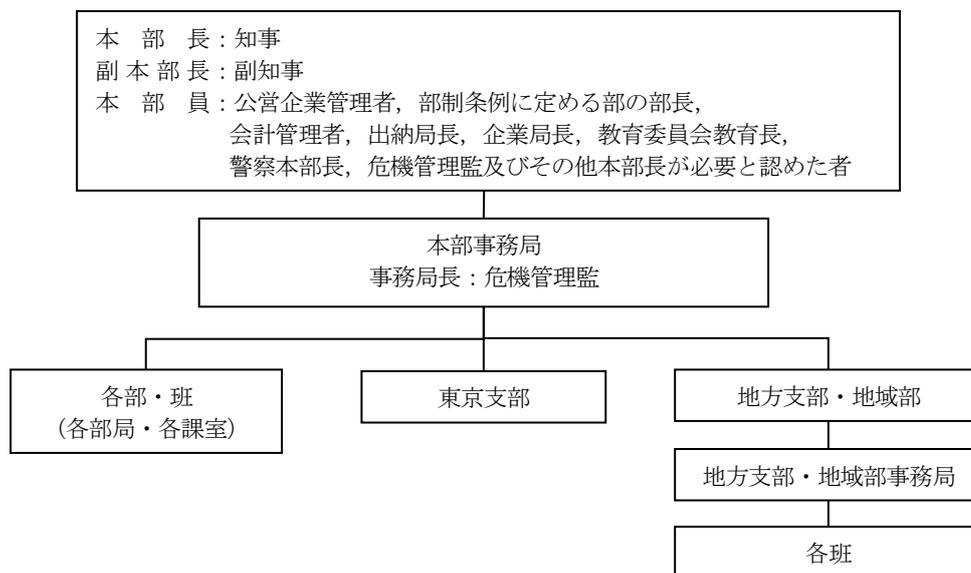
そのため、内閣府ガイドラインでは、県による受援の調整が必要であり、体制や役割を明確化しておくことが必要であると提起されている。

県は、あらかじめ応援を受け入れる主な業務を想定するとともに、応援の受入調整を行う組織を設置し、応援側からの応援申出の受付や受入調整、市町村等からの応援要請に対する調整などを行う。

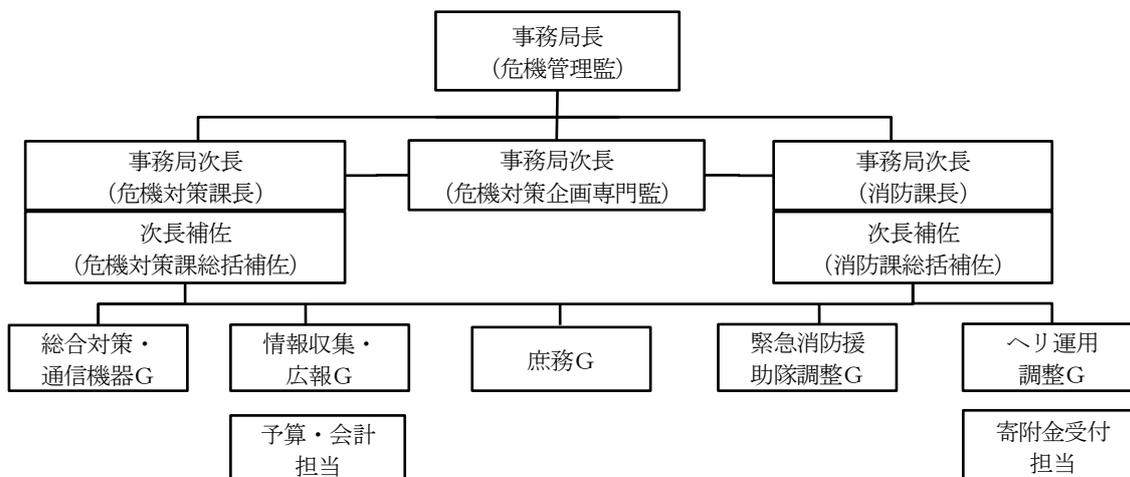
## 2 災害対策本部の組織

県は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、知事が必要と認めるときに宮城県災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置する。ただし、県内で震度6弱以上の地震が観測されたとき又は県内に特別警報が発表されたときは自動的に設置する。また、災害対策本部内に事務局（以下「災害対策本部事務局」という。）を設置し、災害対策本部の運営に関すること等を所掌する。

災害対策本部及び災害対策本部事務局の組織図は次のとおり。



図：災害対策本部組織図



図：災害対策本部事務局組織図

### 3 災害対策本部事務局の受援体制

県は、災害対策本部を設置し、人的・物的支援の受入調整が必要な場合、災害対策本部事務局総合対策・通信機器グループ内の自治体応援職員等の受入調整業務及び物的支援受入業務をそれぞれ独立させ、「人員調整チーム」及び「物資チーム」を設置する※1。また、各応援の受入に必要業務を災害対策本部事務局内で分担し、受援体制を構築する。

なお、受援に関する各組織の役割分担は下表のとおり※2。

災害対策本部事務局における受援に関する役割分担等

名称	広域受援に関する主な業務
総合対策・通信機器グループ	○ 自衛隊等関係機関との調整
人員調整チーム	○ 市町村及び各部局からの人的応援ニーズの取りまとめ ○ 災害時相互応援協定先等への人的応援要請 ○ 被災市町村への人的応援の実施 ○ 人的応援に関する受援・応援実施状況の把握
物資チーム	○ 被災市町村の必要物資の数量の把握及び推計 ○ 県及び市町村の物資拠点の調整 ○ 被災市町村以外からの物資要請対応及び物資提供の受付対応・調整 ○ 物資調達 ○ 物資の配送計画及び調整 ○ 在庫管理
緊急消防援助隊調整グループ	○ 消防応援活動調整本部の設置・運営 ○ 指揮支援部隊長、代表消防機関（代行）及び県内消防本部（局）職員等の受入れ ○ 消防庁及び被災市町村との連絡調整 ○ ヘリコプター運用調整グループとの各種調整 ○ その他緊急消防援助隊の活動のために必要な事項
ヘリコプター運用調整グループ	○ 被災地関係者からのヘリ運航要請の受付

※1 警戒本部及び特別警戒本部においては、必要に応じて本部事務局が関係部局等と調整する。

※2 上記のほか、各省庁等による定型化された支援については、各部局の担当課等において応援要請及び応援の受入れを実施する（第5章8受援対象業務 参照）。

#### 4 情報連絡員（リエゾン）の受入れ

災害対策本部は、関係機関との連絡調整を迅速かつ円滑に実施するため、連絡調整の窓口となる情報連絡員（リエゾン）を受け入れる。

8道県協定ではカバー（支援）県を設置しており、必要があると認めるときは、被災道県の災害対策本部に情報連絡員（リエゾン）が派遣される。東日本大震災では、県において支援状況の把握が困難であった状況を受け、第1順位のカバー（支援）県だった山形県が、各県の情報連絡員（リエゾン）をメンバーとする連絡会議を開催した。今後の大災害発災時においても、必要に応じて情報連絡員（リエゾン）間の連絡調整をカバー県に依頼する。

#### 5 市町村との連携

大規模災害発生時、県は、市町村との円滑な情報連絡や市町村の具体的業務の応援のため、被災市町村に対し、管轄する災害対策本部地方支部及び地域部より初動派遣職員を派遣する。また、市町村との情報共有を図るため、宮城県総合防災情報システム（MIDORI）を活用する。

#### 6 広域・圏域・地域防災拠点

##### (1) 整備の背景・目的

東日本大震災時には、消防や警察、自衛隊などの部隊を受け入れる拠点が十分確保できなかったこと、また、県内に大規模な物資集積拠点がなかったことから、被災地への適時適切な支援に支障が生じた。これらの教訓を踏まえ、県では、支援部隊の集結や物資の集配等の活動拠点として、仙台市宮城野原地区に広域防災拠点<sup>※</sup>を、さらに、県内7つの圏域に圏域防災拠点を整備することにした。

##### (2) 各防災拠点の役割等

###### イ 広域防災拠点

ヘリコプターの大型離着陸場や、大規模な支援部隊の活動・集結拠点、全国からの支援物資の集積・配送拠点となるほか、災害医療活動の拠点となるなど、全県をカバーする高次の防災拠点となる。

###### ロ 圏域防災拠点

市町村の防災拠点が被災等で利用できない場合等に、支援部隊の活動や物資の集積・配送拠点としての役割を担うもので、圏域防災拠点となる施設を県及び市町村が所有する施設の中から7圏域8か所選定した。

###### ハ 地域防災拠点

市町村が設置・運営し、広域防災拠点等が開設された場合は連携して対応にあたる。

## 圏域防災拠点

圏域	圏域防災拠点施設	所在地
仙南圏域	蔵王町総合運動公園 第1順位 (B&G海洋センターを除く。)	蔵王町大字曲竹
	白石高等技術専門学校 第2順位 (蔵王山噴火時を想定)	白石市白川津田
仙台圏域	宮城県総合運動公園*	利府町菅谷
大崎圏域	大崎市古川総合体育館	大崎市古川旭
栗原圏域	栗原市築館総合運動公園 (B&G海洋センターを除く。)	栗原市築館
石巻圏域	石巻市総合運動公園	石巻市南境
登米圏域	長沼フートピア公園	登米市迫町北方
気仙沼・本吉圏域	旧気仙沼西高等学校	気仙沼市赤岩

※ 宮城野原地区の広域防災拠点は、令和5年度以降に運用開始予定であるため、それまでの間は宮城県総合運動公園を暫定の広域防災拠点と位置付け、仙台圏域防災拠点を兼ねる。

## 広域防災拠点及び圏域防災拠点の運営主体と機能

拠点	運営主体	機能
広域防災拠点	災害対策本部	支援部隊の一時集結及び宿営
		支援物資の集積及び配送
		ヘリコプターの臨時離着陸
		災害医療活動拠点 (宮城野原地区)
圏域防災拠点	災害対策本部地方支部・地域部	支援部隊の一時集結及び宿営
		支援物資の集積及び配送
		ヘリコプターの臨時離着陸

## (3) 防災拠点への職員派遣

県は、広域防災拠点又は圏域防災拠点の円滑な運営を図るため、各防災拠点に職員を派遣する。各防災拠点への派遣職員（以下「拠点派遣職員」という。）は、災害対策本部と調整し、自衛隊、警察、消防等の救出救助機関の部隊受入れや、物資の搬入・搬出業務等を行う。

## 第3章 救出救助機関からの応援の受入れ

### 1 基本方針

県は、自衛隊、警察、消防等（以下「各救出救助機関」という。）から提供される情報を集約・共有するとともに、各救出救助機関相互の連携及び活動等を支援することで円滑な災害対応を行う。

大規模災害発生時、災害対策本部は、自衛隊の災害派遣部隊及び緊急消防援助隊を、県警察本部は、警察災害派遣隊を速やかに要請し、各部隊が人命救助を第一とした災害応急対策活動を迅速に実施できるよう、各部隊を迅速かつ的確に受け入れ、各救出救助機関と緊密に連携を図る。

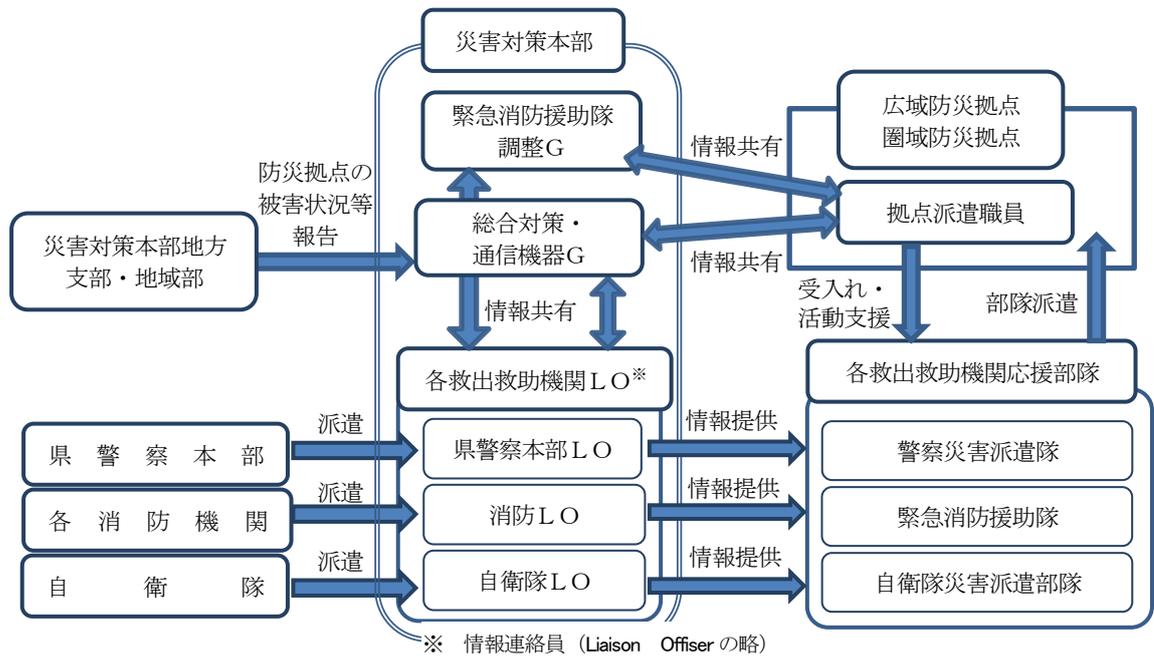
なお、本計画で定める内容及び各種手続は、各救出救助機関の計画や方針等と整合を図り、それらにのっとり行う。

### 2 救出救助活動に係る県の体制

発災後、数時間で自衛隊、県警察本部、消防等の関係機関から災害対策本部へ情報連絡員が派遣されるので、災害対策本部は、各情報連絡員と被害や災害の状況等について情報共有を図る。

災害対策本部は、大規模災害発生時、全国からの各救出救助機関応援部隊を円滑に受け入れるため、広域防災拠点・圏域防災拠点及び周辺の被害状況を把握するとともに、施設や設備等の使用可否や使用可能範囲等を確認し、使用可能な防災拠点を確定の上、各救出救助機関からの情報連絡員を通じて各救出救助機関へ速やかに情報提供する。

活動拠点として使用される各防災拠点では、拠点派遣職員が各応援部隊の受入準備を行うとともに、受入れに伴う各救出救助機関との連絡や各種調整、各救出救助機関の活動に必要な支援等を行う。



図：各救出救助機関との連携

### 3 自衛隊（災害派遣部隊）への要請

※ 参考：資料編「災害派遣に関する協定書」

- (1) 自衛隊の災害派遣部隊は、情報収集、捜索・救助、水防活動、医療、防疫、給水、人員の輸送、生活支援等を行う。
- (2) 震度 6 弱以上の地震を観測した場合、陸上自衛隊の情報連絡員が災害対策本部事務局に派遣されるため、連絡員室（県庁 2 階第 2 入札室）を設置し受け入れる。
- (3) 市町村からの自衛隊災害派遣要請を受けた場合に円滑に対応するため、陸上自衛隊の情報連絡員などを通じて陸上自衛隊の活動状況を把握する。
- (4) 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又は正に発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第 6 8 条の 2 の規定により、知事に対し、自衛隊法第 8 3 条第 1 項の規定による要請をするよう求めることができる。
- (5) 知事は、地震等により災害が発生し、人命又は財産の保護のために必要があると認めた場合、又は市町村から自衛隊の災害派遣要請があった場合は、自衛隊法第 8 3 条第 1 項の規定により、自衛隊に対して災害派遣を要請することができる。
- (6) 自衛隊法施行令第 1 0 6 条の規定により、知事は次に掲げる事項を明らかにした文書をもって要請する。ただし、発災当初は口頭での対応が可能であり、事後に書面で対応することも可能である。
  - イ 災害の状況及び派遣を要請する理由
  - ロ 派遣を希望する期間
  - ハ 派遣を希望する区域及び活動内容
  - ニ その他参考となるべき事項
- (7) 自衛隊が災害派遣活動を行う上で必要な情報や調整が必要な事項については、随時自衛隊との連絡調整を行う。
- (8) 特に緊急性が高い場合、知事の要請がなくとも自衛隊法第 8 3 条第 2 項ただし書きの規定により、自衛隊が自主的に活動を開始する場合がある。
- (9) 陸上自衛隊の派遣に係る連絡調整窓口及び派遣要請先等については次のとおり。

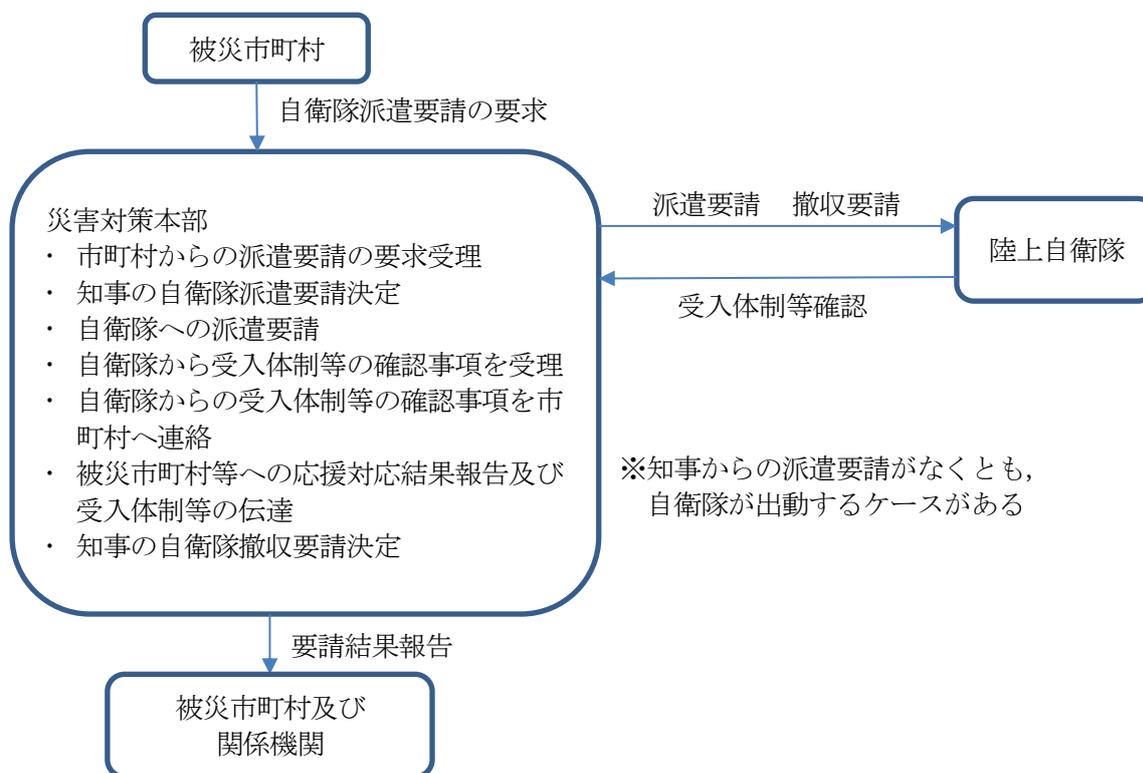
[連絡調整窓口]

地域	連絡調整窓口	連絡先
・宮城県全域に係る災害が発生した場合又は発生のおそれがある場合 ・仙台市、名取市及び岩沼市以北の地域（以下「宮城北隊区」という。）に係る災害が発生した場合又は発生のおそれがある場合	第 2 2 即応機動連隊 (第 3 科)	022-365-2121 (内 : 237) 夜間 : 022-365-2121 (内 : 259)

・川崎町，村田町及び柴田町以南の地域（以下「宮城南隊区」という。）に係る災害が発生した場合又は発生のおそれがある場合	第 2 施設団 (第 3 科)	0224-55-2301 (内：231, 236, 237) 夜間：0224-55-2301 (内：302)
--	--------------------	---

[要請先]

災害の種類	地域	要請先
一般災害	宮城北隊区	第 2 2 即応機動連隊長
	宮城南隊区	第 2 施設団長
	宮城北隊区及び宮城南隊区の両地域にまたがる場合	第 2 2 即応機動連隊長
震度 6 弱以上の地震災害	宮城県全域	第 6 師団長
原子力災害	宮城県全域	東北方面総監



図：自衛隊派遣要請の流れ

#### 4 警察（警察災害派遣隊）への要請

##### (1) 警察本部の災害配備体制等

イ 警察本部は，地震等による重大な災害が発生し，又は発生するおそれがある場合は，非常招集の規定に基づき職員を招集し，災害警備本部等の設置，被害情報の収集活動，被災者の救出救助活動等所要の災害警備活動を行う。

ロ 災害対策本部が設置された場合，警察本部は，災害対策本部事務局に情報連絡員を派遣し，

災害対策本部事務局と連携しながら被害情報等について情報共有する。

(2) 警察災害派遣隊への要請

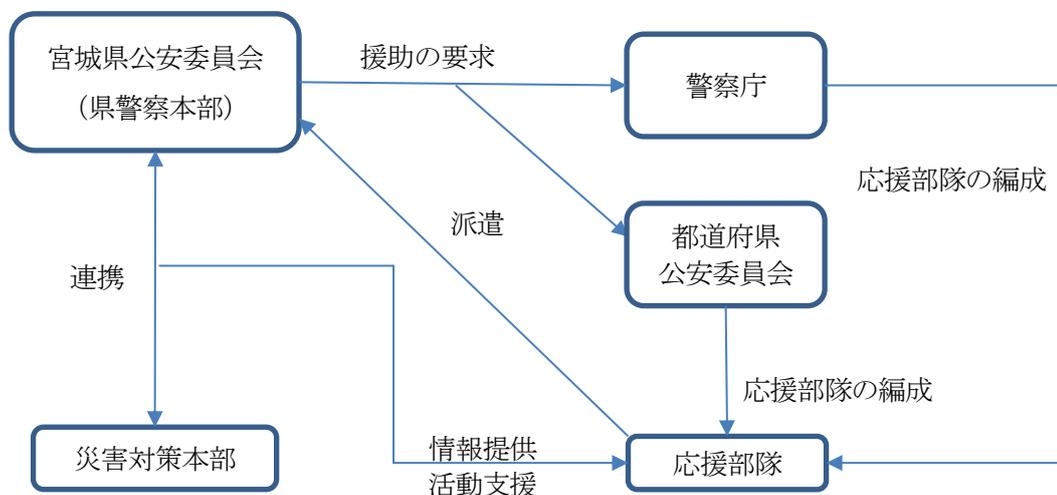
イ 警察災害派遣隊は、情報収集、避難誘導、救出救助、検視、遺体の調査及び身元確認の支援、緊急交通路の確保及び緊急通行車両の先導、行方不明者の搜索、治安維持、被災者への情報伝達、被災地等における活動に必要な通信の確保等を行う。

ロ 宮城県公安委員会は、警察災害派遣隊の派遣に関し、警察法（昭和29年法律第162号）第60条第1項の規定により、警察庁又は他の都道府県警察に対して、援助（警察災害派遣隊の派遣）の要求を行う。

ハ 宮城県公安委員会が他の都道府県公安委員会に対して援助の要求をしようとするときは、あらかじめ（やむを得ない場合は事後に）必要な事項を警察庁に連絡する（警察法第60条第2項）。

ニ 宮城県公安委員会からの援助の要求により派遣された警察庁又は都道府県警察の警察官は、援助の要求をした宮城県公安委員会の管理する宮城県警察の管轄区域内において、当該公安委員会の管理の下に職権を行う（警察法第60条第3項）。

ホ 警察災害派遣隊が被害状況等により派遣地域を決定するため、災害対策本部は、警察本部の情報連絡員と連携し、応援部隊へ被害情報等の各種情報を提供するとともに、広域・圏域防災拠点派遣職員とも連携し、広域・圏域防災拠点の受入体制を整えるなど、支援を行う。



図：警察災害派遣隊の応援要請の流れ

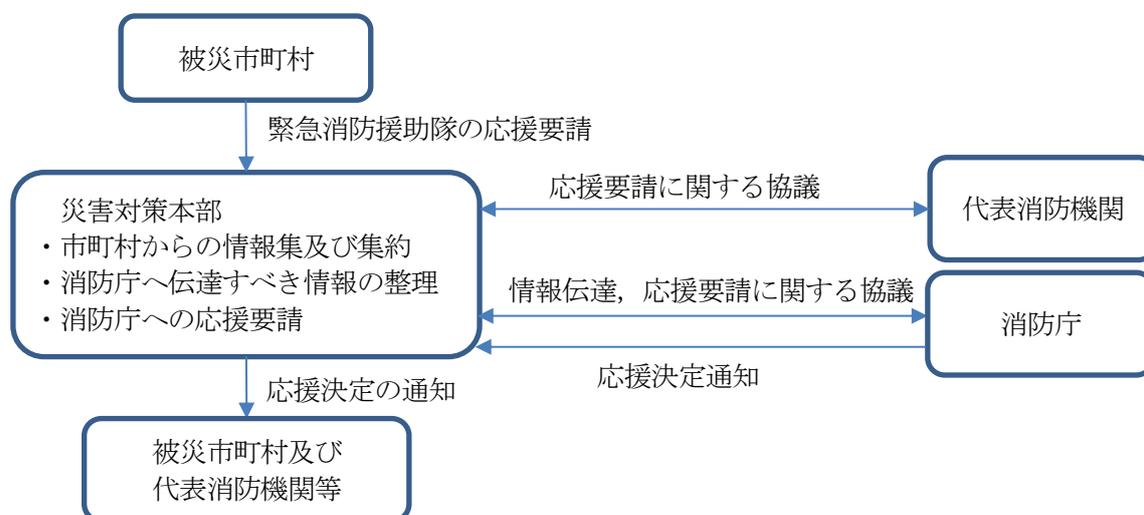
## 5 消防（緊急消防援助隊）への要請

(1) 応援要請手順等

イ 緊急消防援助隊は、消火、人命救助、傷病者の応急処置・救急搬送、情報収集等を行う。

ロ 知事は、被災地の市町村長から応援要請を受け、県内の被災状況や消防力を考慮して消防組織法（昭和22年法律第226号）第44条の規定による緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態と判断した場合は、消防庁長官に対して応援等要請を行う。

- ハ 上記要請は、電話にて直ちに行うものとし、また、下記事項が明らかになり次第電話により連絡する。
- (イ) 災害の概況
- (ロ) 出動が必要な区域や活動内容
- (ハ) その他緊急消防援助隊の活動のために必要な事項
- ニ 詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による報告は、これらを把握した段階でファクシミリ等にて速やかに行う。
- ホ 知事は、災害による死者数その他の詳細な災害の状況が迅速に判断できない場合であっても、甚大な被害に拡大することが見込まれ、緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断したときは、消防庁長官に対して応援等要請を行う。
- ヘ 知事は、被災地の市町村長から連絡がない場合でも、代表消防機関（仙台市消防局）の長と協議し、緊急消防援助隊の出動が必要と判断した場合は、消防庁長官に対して応援等要請を行う。
- なお、仙台市消防局が被災している場合の代行は、（第一順位）塩釜地区消防事務組合消防本部、（第二順位）大崎地域広域行政事務組合消防本部、（第三順位）仙南地域広域行政事務組合消防本部とする。
- ト 知事は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定による自衛隊の災害派遣要請を行った場合は、消防庁長官に対して被害状況や消防活動の状況等を連絡し、緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であるか否かの判断に迷う場合は、対応について協議する。
- チ 知事は、被災地の市町村長から、定期的に災害の状況やその他緊急消防援助隊の活動のために必要な事項について適宜情報収集を行い、消防庁長官に対して報告する。
- リ 知事は、応援等要請を行った場合及び消防庁長官から応援決定通知を受けた場合は、その旨を被災地の市町村長及び代表消防機関の長等に伝達する。



図：緊急消防援助隊派遣要請から応援決定までの流れ

## (2) 緊急消防援助隊に係る受援体制

- イ 知事は、緊急消防援助隊の出動が決定した場合、又は知事自らが必要と認めた場合は、消防組織法第44条の2の規定により、消防応援活動調整本部を設置する。消防応援活動調整本部は、災害対策本部又は災害警戒本部と同一の場所に設置する。
- ロ 知事は、消防応援活動調整本部を設置した場合は、被災地の市町村長、被災地消防本部の消防長、消防庁長官並びに代表消防機関の長等に連絡する。
- ハ 消防応援活動調整本部は、被災地の市町村、被災地消防本部、消防庁、災害対策本部及び緊急消防援助隊指揮支援本部と連携し、次の事務を行うものとする。
- (イ) 被災状況、県が行う災害対策の各種情報の集約及び整理に関すること。
  - (ロ) 被災地消防本部、消防団、宮城県広域消防応援基本計画に基づく宮城県内広域消防応援隊及び緊急消防援助隊の活動調整に関すること。
  - (ハ) 緊急消防援助隊の部隊移動及び増隊に関すること。
  - (ニ) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等の関係機関との連絡調整に関すること。
  - (ホ) 県内で活動する緊急消防援助隊の安全管理体制に関すること。
  - (ヘ) 災害対策本部に設置されたヘリコプター運用調整グループとの連絡調整に関すること。
  - (ト) 災害対策本部に設置された災害医療本部との連絡調整に関すること。
  - (チ) その他調整本部長が必要と認める事項に関すること。
- ニ 消防応援活動調整本部は、緊急消防援助隊が円滑に活動できる体制の確保を図るため、応援部隊へ被害情報を提供するとともに、拠点派遣職員とも連携し、広域・圏域防災拠点の受入体制を整えるなど、支援を行う。

## 第 4 章 医療機関からの応援の受入れ

### 1 基本方針

医療救護活動に関する総合調整と市町村の医療救護活動の支援を行うため、県内でDMAT（災害派遣医療チーム）※<sup>1</sup>又は医療救護班※<sup>2</sup>による医療救護活動が行われる間、災害対策本部内（保健福祉部）に災害医療本部を設置する。

災害医療本部内には、県災害医療コーディネーター※<sup>3</sup>を配置するとともに、DMATの受入れと配置調整を行うDMAT調整本部と、医療救護班の受入れと配置調整を行う医療救護班派遣調整本部を設置する。

※<sup>1</sup> 災害時に被災地に駆けつけ、救急医療を行うための専門的な訓練を受けた医療チーム。

※<sup>2</sup> 医師・薬剤師・看護師・事務職員等により構成され、県内外の医療機関等から被災地に派遣される医療チーム。日本医師会が組織するもの、各都道府県が派遣するものなどがある。

※<sup>3</sup> 全体の災害医療全般の調整のほか、人工透析患者、精神科入院患者、妊産婦及び新生児など特定専門分野の搬送先調整等を行う。

### 2 DMAT

#### (1) 想定される活動内容

- イ 本部（DMAT調整本部等）活動
- ロ 病院支援
- ハ 地域医療搬送
- ニ 現場活動
- ホ 広域医療搬送
- ヘ 情報収集

#### (2) 要請から派遣の手順

##### イ 待機要請

医療政策課は、災害が発生し、ロに示す派遣要請基準に該当することが想定された場合には、宮城DMAT指定病院に待機要請を行う。ただし、次の基準に該当する場合には、宮城DMATは、県からの待機要請を待たずに待機の態勢をとる。（県内に係るもののみを記載）

(イ) 宮城県内で震度5強以上の地震が発生した場合

(ロ) 東北地方に津波警報又は大津波警報が発令された場合

##### ロ 他都道府県又は厚生労働省に応援要請

医療政策課は、震度情報、死傷者数の見込み及び県災害医療コーディネーター並びに厚生労働省DMAT事務局等との調整及び次の基準に基づき、他都道府県又は厚生労働省に他都道府県DMATの応援を要請する。

## 県内大規模災害時における県外DMATの出動・派遣要請基準

地震又は死傷者の規模	出動・派遣要請する範囲	
	(日本DMAT活動要領)	具体的な要請先
① 震度6強の地震 又は 死者数が50人以上100人未満見込まれる災害の場合	管内のDMAT指定医療機関	宮城DMAT指定病院
	東北ブロック各県	青森県, 岩手県, 秋田県, 山形県, 福島県及び新潟県
② 震度7の地震 又は 死者数が100人以上見込まれる災害の場合	①の要請範囲に加え, 東北ブロックの隣接ブロックの各都県	北海道, 関東及び中部ブロックの都道県

## (3) DMAT受入体制の整備

## イ DMAT調整本部の設置

県は、DMAT調整本部を災害対策本部（保健福祉部）内に設置し、県内における災害医療救護活動に関する調整を行うとともに、県内で活動するDMATを統括する。

## ロ DMAT活動拠点本部の設置

DMAT調整本部は、必要に応じてDMAT活動拠点本部を設置し、参集したDMATの指揮及び調整等を行う。DMAT活動拠点本部は、被災地の災害拠点病院等へ必要に応じて設置する。

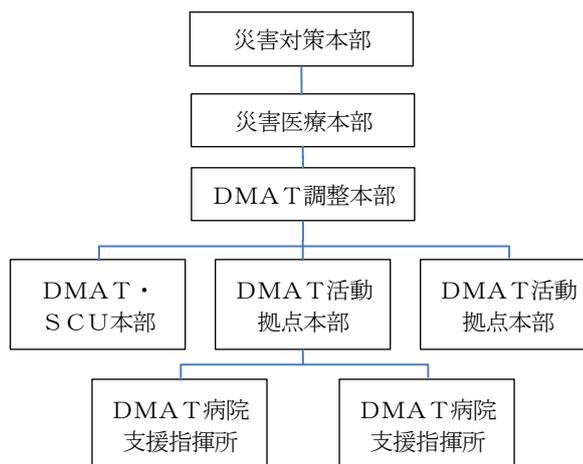


図 DMAT本部の指揮系統例

### 3 医療救護班

#### (1) 想定される活動内容

##### イ 初期救急段階（発災後おおむね2日間）

- (イ) トリアージ
- (ロ) 傷病者に対する応急処置
- (ハ) 医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- (ニ) その他必要なこと

##### ロ 初期救急段階以降（発災後おおむね3日目以降）

- (イ) 避難所・福祉避難所等の巡回診療
- (ロ) 心のケアチーム・歯科医療救護班との連携
- (ハ) 避難者の健康・保健衛生に関する情報の市町村・保健所との共有
- (ニ) 状況に応じ、遺体の検案への協力

#### (2) 要請から派遣の手順

##### イ 医療救護班の派遣要請

市町村は、地域災害医療支部（被災地の保健福祉事務所（保健所））に対し、できる限り次の事項を示した上で、派遣を要請する。

- (イ) 派遣先
- (ロ) 派遣期間
- (ハ) 派遣班数（班編制基準 班長：医師1人、班員：看護師2人・連絡員1人 計4人）
- (ニ) 集合場所及び日時
- (ホ) 管内での医療救護活動の実施状況

地域災害医療支部は、市町村からの派遣要請と地域内の医療救護活動の実施状況について、市町村からの報告や保健所の調査結果を踏まえて、医療救護班派遣調整本部に報告する。

医療救護班派遣調整本部は、市町村からの派遣要請を受け、ロに示す順位により各機関に医療救護班の派遣を要請する。

なお、発生した地震・津波等の規模から、長期間かつ大量の避難者等の発生や多数の医療機関の被災・機能停止が予想される場合は、まだ発災直後の市町村から要請がない段階であっても、ためらわずに派遣を要請することとする。

##### ロ 派遣要請の順位

被災地内の医療機関はできる限り自機関での診療を継続することとし、医療救護班の派遣要請は原則として、被災地外の医療機関等に対して行う。

医療救護班の派遣要請の順位については、被災地の場所、被災状況及び派遣医療機関の準備体制等により決定する。

特に大規模な災害で、県内の医療資源だけで不足することが明らかな場合は、第1から第3の順に、また、県内の医療資源で対応可能な局地的災害の場合は、第2及び第3に派遣を

要請する。

- 第 1 各都道府県，日本医師会（JMAT），日本歯科医師会，日本薬剤師会，日本看護協会，日本赤十字社宮城県支部，陸上自衛隊東北方面総監部（医務官室），国立病院機構北海道東北ブロック事務所，国立大学等大学病院，全日本病院協会及び日本病院会
- 第 2 県内災害拠点病院及び県立病院機構
- 第 3 宮城県医師会，宮城県歯科医師会，宮城県薬剤師会及び宮城県看護協会

#### ハ 派遣先の決定

医療救護班派遣調整本部は，地域災害医療支部から派遣要請に係る情報を集約するとともに，下記の団体・機関の参画を受けて派遣申出の情報を集約し，支部単位で派遣先の割り振りを行う。

**【参画を求める機関・団体】**

県災害医療コーディネーター，宮城県医師会，宮城県歯科医師会，宮城県薬剤師会，宮城県看護協会，日本赤十字社宮城県支部，仙台医療センター（基幹災害拠点病院），東北大学病院，陸上自衛隊等

#### ニ 派遣の指示

派遣調整本部は，派遣元に対し，活動を行う地域を指定し，派遣される医療救護班が当該地域を所管する地域支部（保健所）が指定した場所に入るよう指示する。

派遣期間は，原則として被災直後は3日程度，その後は一週間を想定した派遣体制とする。

避難生活の長期化により，長期間の活動が必要な場合には，複数チームの引継ぎにより途切れなく医療が提供できる体制を作るよう努める。

## 第5章 自治体等による人的支援の受入れ

### 1 基本方針

自治体等による人的支援の受入調整等については、災害対策本部事務局内に設置する人員調整チームが事務を担当し、主な業務と構成は次のとおりである。

#### (1) 人員調整チームの主な業務

- イ 県庁業務及び被災市町村業務に係る人的応援ニーズの取りまとめ
- ロ 災害時相互応援協定先等からの人的応援申出状況の集約
- ハ 県庁各部局及び被災市町村への人的応援の実施
- ニ 自治体等による人的支援の受入状況の把握
- ホ その他、自治体等による人的応援の受入れに関すること

#### (2) 人員調整チームの構成

人事課、市町村課、危機対策課及び各部局主管課等で構成する。

### 2 県内応援体制

#### (1) 県庁内応援体制

- イ 大規模災害発生時、各部局は、県BCPにより非常時優先業務を実施する。
- ロ 各部局は、人員の不足が見込まれる課室及び地方機関がある場合、県BCPに基づいて見積もりした非常時優先業務に係る必要人数を参考に、部局内の人員の再配置の実施を検討する。
- ハ 部局内での再配置を検討しても不足人員への対応が困難な場合、各部局は人員調整チームに人的支援を要請する。ただし、業務の専門性が高い場合や協定等において応援要請等の手続があらかじめ定めてある場合はこの限りではない。
- ニ 人員調整チームは、各部局から人的支援の要請を受けた場合、県BCPに基づいて見積もりした必要人数・参集可能人数等を参考に、各部局に応援を要請する。
- ホ 要請を受けた部局は、参集状況・所管業務の災害対応状況から、応援の可否を人員調整チームに回答する。

#### (2) 県内市町村相互の応援要請

※ 参考：資料編「災害時における宮城県市町村相互応援協定書」

- イ 県は、災害時における宮城県市町村相互応援協定に基づき、市町村が行う応援を支援する。
- ロ 市町村は、上記協定に基づいて人的支援の要請を行う場合、管轄する災害対策本部地方支部・地域部（連絡途絶等で地方支部に要請ができないときは人員調整チーム）に要請する。
- ハ 要請を受けた災害対策本部地方支部・地域部及び人員調整チームは、県内市町村に応援意向調査を行う。
- ニ 災害対策本部地方支部・地域部は、応援を要請した市町村と応援可能な意向を示した市町村と調整し、応援元と応援先のマッチングを行うなど、応援を要請した市町村の支援を行う。
- ホ 応援を要請した市町村は、県と調整の下、応援を受ける市町村を決定する。

## (3) 県内市町村から県への応援要請

- イ 市町村は、災害対策基本法第68条の規定により、災害応急対策を実施するため必要があるときは、県（窓口：人員調整チーム）に応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。
- ロ 人員調整チームは、市町村から要請を受けた場合は、各部局に応援又は応急措置を実施するための人員調整を依頼する。
- ハ 各部局での人員調整が困難な場合又は困難であることが想定される場合は、本章4被災市区町村応援職員確保システムにより、県外自治体からの応援職員の受入れを調整する。

**3 広域応援協定団体への応援要請等**

人員調整チームは、県の業務について各部局から応援要請を受けた場合で、災害規模等により庁内では人員調整が困難な場合、広域応援協定先に応援を要請する。要請先等は次のとおり。

## (1) 北海道・東北8道県への応援要請

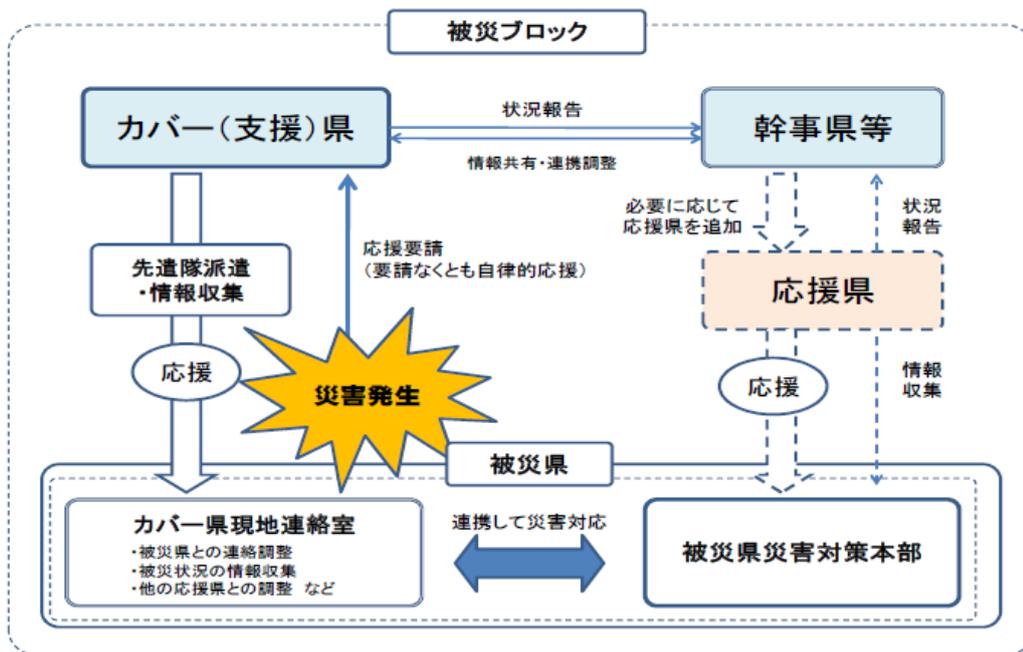
※ 参考：資料編「大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」

- イ 地震等による大規模災害であって、県単独では対応ができず、他の都道府県による応援を必要とする場合は、8道県協定に基づき、次のカバー（支援）県又は幹事道県へ応援の要請を行う。

順位	カバー県	部局名	課名	NTT電話	FAX
1	山形県	防災くらし安全部	防災危機管理課	023-630-2654	023-633-4711
2	福島県	危機管理部	災害対策課	024-521-7641	024-521-7920
3	北海道	総務部危機対策局	危機対策課	011-204-5014	011-231-4314

- ロ 応援要請は、被害状況等を連絡するとともに、必要とする応援内容に関する次に掲げる事項を記載した文書を提出するものとする。ただし、いとまのない場合は電子メール等により応援要請と連絡を行い、後日、文書を速やかに提出するものとする。

- (イ) 職種及び人数
- (ロ) 応援区域又は場所及びそれに至る経路
- (ハ) 応援期間（見込みを含む。）
- (ニ) その他特に必要と認める事項



出典:都道府県相互の広域応援体制におけるカバー(支援)県の主な役割・活動モデル  
(全国知事会東日本大震災復興協力本部)

(2) 全国知事会への応援要請

※ 参考：資料編「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定書」

イ 地震等による大規模災害が発生した場合において、北海道・東北知事会ブロック（以下「ブロック」という。）で締結する災害時の相互応援協定等では被災者の救援等の対策が十分に実施できない場合は、全国知事会協定に基づき、全国知事会調整の下で全国的な広域応援が実施される。

ロ ブロック幹事道県は、ブロック内での総合調整を行い、ブロック内の支援では被災者の救援等の対策が十分に実施できない場合には全国知事会に対し、広域応援の要請を行うこととされている。

各知事会ブロックと構成都道府県

知事会ブロック	構成都道府県
北海道東北	北海道 青森県 秋田県 岩手県 山形県 宮城県 福島県 新潟県
関東	東京都 群馬県 栃木県 茨城県 埼玉県 千葉県 神奈川県 山梨県 静岡県 長野県
中部	富山県 石川県 岐阜県 愛知県 三重県 長野県 静岡県 福井県 滋賀県
近畿	福井県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 奈良県 和歌山県 兵庫県 鳥取県 徳島県
中国	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県
四国	徳島県 香川県 愛媛県 高知県
九州	福岡県 佐賀県 長崎県 大分県 熊本県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県 山口県

#### 4 被災市区町村応援職員確保システム

※ 参考：資料編「被災市区町村応援職員確保システムに関する要綱」

被災市区町村応援職員確保システム（以下「システム」という。）は、大規模災害発生時に全国の地方公共団体の人的資源を最大限に活用して被災市区町村を支援するための全国一元的な応援職員の派遣の仕組みである。

##### (1) システムに係る対応等

イ 人員調整チームは、被災市町村における次に掲げる応援ニーズ等を速やかに把握する。

- (イ) 災害対応業務を支援するための応援職員の派遣の必要性
- (ロ) 応援職員の派遣が必要なときはその派遣要請人数（業種又は職種，期間等を含む。）
- (ハ) 災害マネジメント総括支援員※等からなる総括支援チームの派遣の必要性
- (ニ) その他，応援職員の派遣に関して必要な情報

※ 被災市区町村の長への助言，被災都道府県をはじめとする関係機関及び総務省との連携等を通じて，被災市区町村が行う災害マネジメントを総括的に支援する。災害対応に関する知見及び管理職の経験を要件としており，都道府県・指定都市等の推薦を受け，あらかじめ総務省の名簿に登録されている。

ロ 人員調整チームは，総務省及びブロック幹事道県に対して上記の情報を提供するとともに，把握したニーズ等に対し県内の地方公共団体による応援職員の派遣だけでは，被災市町村において完結して災害対応業務を実施することが困難である場合又は困難であることが見込まれる場合には，その旨を併せて連絡する。

ハ 上記ロの情報を基に，総務省が関係団体（全国知事会，全国市長会，全国町村会及び指定都市市長会）と協議の上必要と判断した場合には，総務省及び関係団体で構成する被災市区町村応援職員確保調整本部（以下「確保調整本部」という。）が設置される。

ニ 確保調整本部が県及びブロック幹事道県と協議の上で必要と判断した場合には，被災市区町村応援職員確保現地調整会議（以下「現地調整会議」という。）が設置される。

ホ 人員調整チームは，県庁内に現地調整会議の設置場所を確保するとともに，確保調整本部の求めに応じて現地調整会議に参加する要員を派遣する。

##### (2) ブロック内を中心とした応援職員の派遣（第1段階）

イ 人員調整チームは，県内の地方公共団体の応援職員の派遣だけでは被災市町村において完結して災害対応業務を実施することが困難である場合又は困難であると見込まれる場合には，ブロック幹事道県を通じてブロック内の地方公共団体に対し，被災市町村への応援職員の派遣について協力を依頼する。

ロ 上記イの協力依頼に際しては，現地調整会議にて，ブロックによる対口支援（被災市町村ごとに都道府県又は指定都市を原則として1対1で割り当てる）の案が作成され，確保調整本部に報告される。

ハ ブロック内の都道府県及び指定都市では対口支援の案を作成することが困難な場合は，現地

調整会議から確保調整本部に対し報告がなされる。報告を受けた確保調整本部では、応援優先順位（①関東ブロック ②中部ブロック ③関西ブロック ④中国・四国ブロック ⑤九州ブロック）等を考慮することを基本として、対口支援の調整が行われる。

ニ 確保調整本部では、現地調整会議の報告及び確保調整本部での調整結果を踏まえ最終的に対口支援団体が決定し、現地調整会議に対し決定事項が連絡される。

ホ 人員調整チームは、被災市町村に対し確保調整会議で決定した事項を速やかに連絡する。

へ 被災市町村には、ブロック幹事道県から連絡を受けた対口支援団体より、連絡要員の派遣等による応援職員のニーズ把握及び把握したニーズ等を踏まえた応援職員の派遣等の支援が継続的に行われる。

### (3) 全国の地方公共団体による応援職員の派遣（第2段階）

イ 対口支援団体による応援職員の派遣だけでは、被災市町村において完結して災害対応業務を実施することが困難である場合又は困難であると見込まれる場合には、当該対口支援団体より、県（窓口：人員調整チーム）に対し第2段階支援の必要性について連絡がなされる。

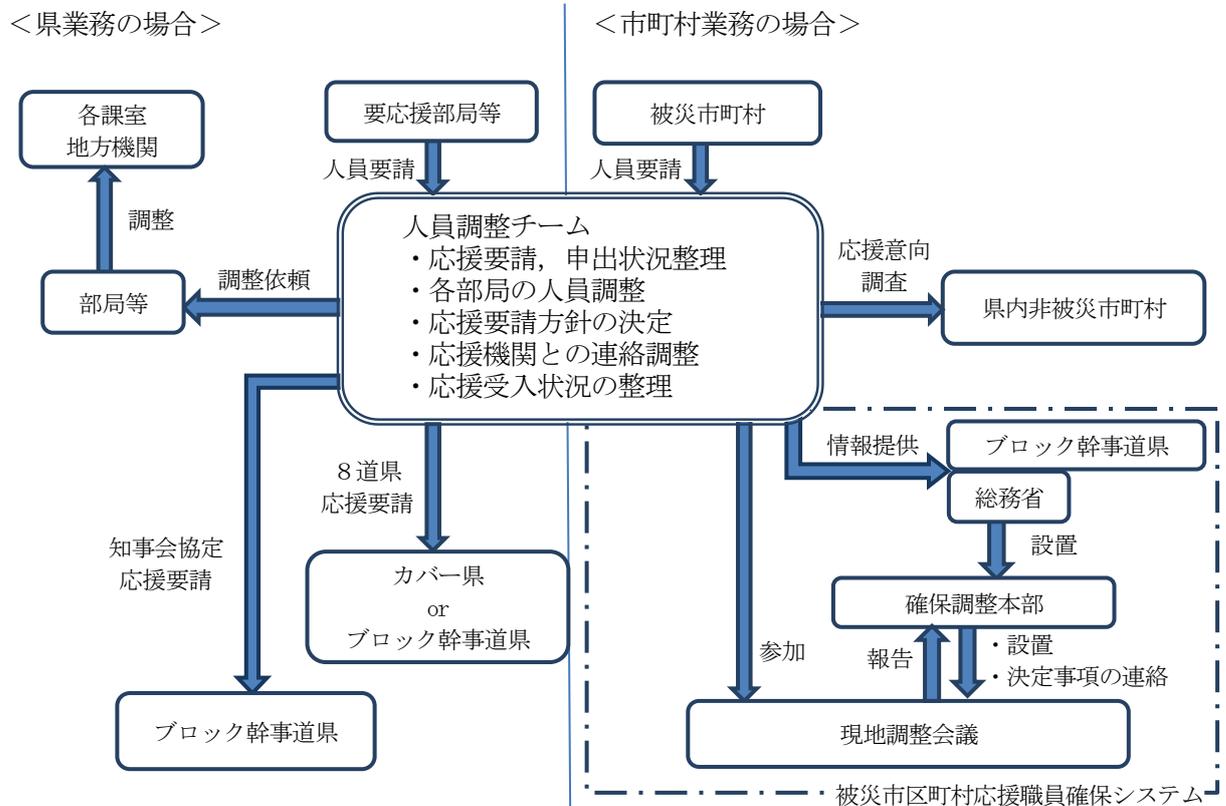
ロ 人員調整チームは、対口支援団体による上記イの連絡に対し、第1段階支援だけでは被災市町村において完結して災害対応業務を実施することが困難である場合又は困難であると見込まれると判断した場合、確保調整本部に対し第2段階支援の必要性について連絡する。

ハ 上記ロの連絡を受けた確保調整本部により、応援優先順位等を考慮することを基本として、応援職員の派遣の調整の上、対口支援団体が決定される。

ニ 上記ハの決定がなされた場合、確保調整本部から人員調整チームに決定事項が連絡されるため、人員調整チームは対口支援団体に対して決定事項を速やかに連絡する。

## 5 応援要請の流れ

本章 2 から 4 に定めた自治体等による人的支援について、応援要請の流れを次に示す。



## 6 都道府県等による自主的応援の受入れ

- (1) 都道府県等による自主的応援の申出は、人員調整チームが対応する。
- (2) 人員調整チームは、都道府県等による自主的応援の受入れについて全国知事会に連絡し、全国知事会との情報共有を図る。
- (3) 人員調整チームは、把握した支援申出に関する情報をもとに受入先等の調整を行う。

## 7 各応援団体の活動場所の確保

- (1) 人員調整チームは、応援団体から派遣された情報連絡員について、県庁内の会議室等に活動場所を確保する。
- (2) 応援職員の受入先となった課室及び地方機関は、応援職員の活動場所を確保する。

## 8 受援対象業務等

## (1) 受援対象業務

- イ 大規模災害発生時に、自治体等による応援職員の受入れが想定される受援対象業務について、主なものを一覧に整理する。
- ロ 受援対象業務は、平成28年9月に策定した「宮城県災害時広域応援計画」に掲げる対象業務を基本とし、東日本大震災における本県の検証において受援体制の必要性が記載されているものを選定した。
- ハ 各業務について、業務の概要・応援要請の手順等を「受援対象業務個別シート」にまとめ、資料編に掲載する。

自治体等による応援が想定される受援対象業務の一覧

着手時期	No	受援対象業務	関係部局	主な関係課
初動期 ・発災から三日間 ・いのちの危険性が 高い時期	1	○ 被災者の健康対策、生活衛生・感染症対策業務	保健福祉部	保健福祉総務課
	2	○ 被災者のこころのケア	保健福祉部	精神保健推進室
			教育庁	関係各課
	3	○ 要配慮者対策業務	保健福祉部	関係各課
	4	○ 被災建築物応急危険度判定業務 ※全国被災建築物応急危険度判定協議会への要請を優先	土木部	建築宅地課
	5	○ 被災宅地危険度判定業務 ※被災宅地危険度判定連絡協議会への要請を優先	土木部	建築宅地課
	6	○ 土砂災害危険箇所緊急点検業務	土木部	防災砂防課
	7	○ 原子力災害応急対策業務 ※原子力災害時の相互応援に関する協定との連携を図る	総務部	危機対策課
環境生活部			原子力安全対策課	
8	○ 災害対策本部の支援業務	本部事務局	各グループ	
応急期 から 復旧期（初期） ・避難生活から仮設住宅への移行期 ・二次災害防止対応のための時期	9	○ 物資集積拠点等の運営支援	本部事務局	総合対策・通信機器グループ
	10	○ 応急仮設住宅の整備等に係る業務	土木部	住宅課
			保健福祉部	震災援護室
	11	○ 応急仮設住宅（民間賃貸住宅借上げ等）に係る業務	保健福祉部	震災援護室
	12	○ 水道の応急復旧業務	企業局	水道経営課
13	○ 下水道の応急復旧業務 ※「下水道事業における災害時支援に関するルール」及び「北海道・東北ブロック下水道災害時支援に関するルール」への要請を優先	土木部	都市計画課	
		企業局	水道経営課	

14	○ 災害廃棄物の処理に係る業務	環境生活部	循環型社会推進課
15	○ 学校教育の支援業務	教育庁	関係各課
16	○ 災害救助法に係る業務	保健福祉部	震災援護室
17	○ 広域火葬に係る業務	環境生活部	食と暮らしの安全 推進課
18	○ 農地・農業用施設の応急対策業務	農政部	農村振興課 農村整備課
19	○ 水産業施設の応急対策業務	水産林政部	水産業振興課 水産業基盤整備課 漁港復興推進室
20	○ 社会基盤施設の被災状況調査に係る業務	土木部	関係各課
21	○ 社会基盤施設の応急対策業務	土木部	関係各課
22	○ その他市町村事務全般の人的支援調整 ※被災市区町村応援職員確保システムとの連携 例：避難所の運営要員の人的支援，家屋被害調査の人的支援，窓口業務の人的支援等	本部事務局	人員調整チーム (・人事課 ・市町村課 ・危機対策課 ・各部局主管課等)

## (2) 各省庁等による定型化された支援

各省庁等による定型化された支援については、調整主体となる受入側（県組織）に掲げる担当各課において、応援要請及び応援の受入れを実施し、応援受入状況については人員調整チームで共有する。主な業務は次の表のとおり。

各省庁等による定型化された支援

省庁名	派遣職員	調整主体	
		派遣側（国等）	受入側（県組織）
防衛省	自衛隊職員	防衛省	災害対策本部事務局
警察庁	警察災害派遣隊	警察庁・都道府県警察	宮城県警察本部
消防庁	緊急消防援助隊	消防庁	災害対策本部事務局
文部科学省	被災文教施設応急危険度判定士	文部科学省 国立学校	教育庁施設整備課
厚生労働省	災害派遣医療チーム (DMAT)	DMAT本部	保健福祉部医療政策課
厚生労働省	災害派遣精神医療チーム (DPAT)	DPAT活動拠点 本部	保健福祉部精神保健推 進室
厚生労働省	災害時健康危機管理支援チーム (DHEAT)	都道府県・保健所 設置市・特別区	保健福祉部保健福祉総 務課
厚生労働省	保健師，管理栄養士等	都道府県・保健所 設置市・特別区	保健福祉部公衆衛生ス タッフ派遣調整チーム (保健福祉総務課等)
厚生労働省	水道事業者及び工事事業者	日本水道協会	企業局水道経営課
国土交通省	緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE)	国土交通省	土木部防災砂防課
国土交通省	被災建築物応急危険度判定士	被災建築物応急危 険度判定協議会	土木部建築宅地課
国土交通省	被災宅地危険度判定士	被災宅地危険度判 定連絡協議会	土木部建築宅地課
国土交通省	下水道事業者，施工業者等	下水道災害時支援 連絡会議	土木部都市計画課
環境省	市町村職員，専門家，技術者及 び関係団体	災害廃棄物処理支 援ネットワーク (D.Waste-Net)	環境生活部循環型社会 推進課

## 第6章 物的支援の受入れ

### 1 基本方針

災害対策本部は、災害が広域的で大規模である場合、物資チームを災害対策本部事務局に設置する。

物資チームは、被災者及び被災地に必要な物資を必要な時に届けるため、被災市町村における必要物資の把握と調達、各市町村への配送調整等を担当する。

### 2 物資拠点の検討及び調整

#### (1) 県の物資拠点の検討

- イ 物資の受入れ、配送拠点としての物資集積所を設置するか検討する。検討に当たっては、被災状況等を考慮し、民間倉庫等及び広域防災拠点・圏域防災拠点を候補に検討する。
- ロ 民間倉庫を物資集積所とする場合、防災協定先（宮城県倉庫協会）と調整する。
- ハ 県内の施設で不足する場合には、県外の民間倉庫の調整を東北運輸局に要請する。
- ニ 物資拠点を開設した場合、物資支援を行う国、都道府県等に対し、施設名称、施設の所在等を明らかにし、経路情報等を連絡する。

#### (2) 被災市町村の物資拠点の把握・調整

- イ 被災市町村の物資集積所（地域物資拠点）の設置状況及び受入体制（搬入可能時間帯、大型トラックの搬入可否、フォークリフトの有無等）を確認する。
- ロ 必要に応じて、内閣府プッシュ型支援の直接受入れについて調整する。

### 3 必要物資の把握及び調達

- (1) 物資チームは、市町村等からの要請及び需要調査を実施し、調達必要物資の種類及び数量を把握・確認する。
- (2) 情報網の途絶等により、情報収集が困難である場合は、被災地の人口や過去のデータ等を参考に、必要物資・数量を把握する。
- (3) 物資の調達は、下記イからホまでのいずれか、又は複数の方法で行う。
  - イ 政府要望による調達
    - 政府現地災害対策本部職員等の担当職員を窓口として調整する。
  - ロ 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定による調達
    - (イ) 物資優先調達の防災協定等に基づき、関係機関等から物資の調達を行う。
    - (ロ) 物資の種類に応じて担当課室及び協定締結先に物資調達を依頼する。
  - ハ 広域応援協定団体への応援要請
    - (イ) 8道県協定及び全国知事会協定に基づき必要物資の要請を行う。
    - (ロ) 具体の要請先については、第5章3広域応援協定団体への応援要請等による。
  - ニ 県備蓄防災資機材

各備蓄資機材を所管している課，地方機関の了承を得た上で配送調整を行う。

#### ホ 義援物資の受入れ

- (イ) 発災直後は，当面は義援物資の受入れを行わない。
- (ロ) 受入体制が整った後も，企業等からの大口の物資を優先的に受け入れた上で，各市町村等の要望に応じ配分する。
- (ハ) 複数の物資が混在されているもの，提供数が少ないもの，個人からのもの及び海外からのものについては，物資配分等に支障を来すため，受入れしない。
- (ニ) 上記について，ホームページ等を通じて随時広報し，義援物資の受入れに関する混乱が生じないようにする。

### 4 輸送手段の確保

- (1) 輸送手段の確保が必要な場合，緊急物資の輸送に関する協定に基づき，民間業者（宮城県トラック協会及び赤帽宮城県軽自動車運送協同組合）に協力を依頼する。
- (2) 発災初動期においては，道路状況不明地帯や，孤立地域への配送が必要になる場合がある。その場合，自衛隊（自衛隊車輛やヘリコプターの調整）や災害対策本部事務局ヘリコプター運用調整グループによる物資配送が必要になるため調整を行う。
- (3) 必要に応じて，交通輸送関係機関（宮城県トラック協会，道路課，自衛隊，東北地方整備局等）を招集し，情報共有と輸送ルートの検討を行う。

### 5 内閣府プッシュ型支援・プル型支援への対応

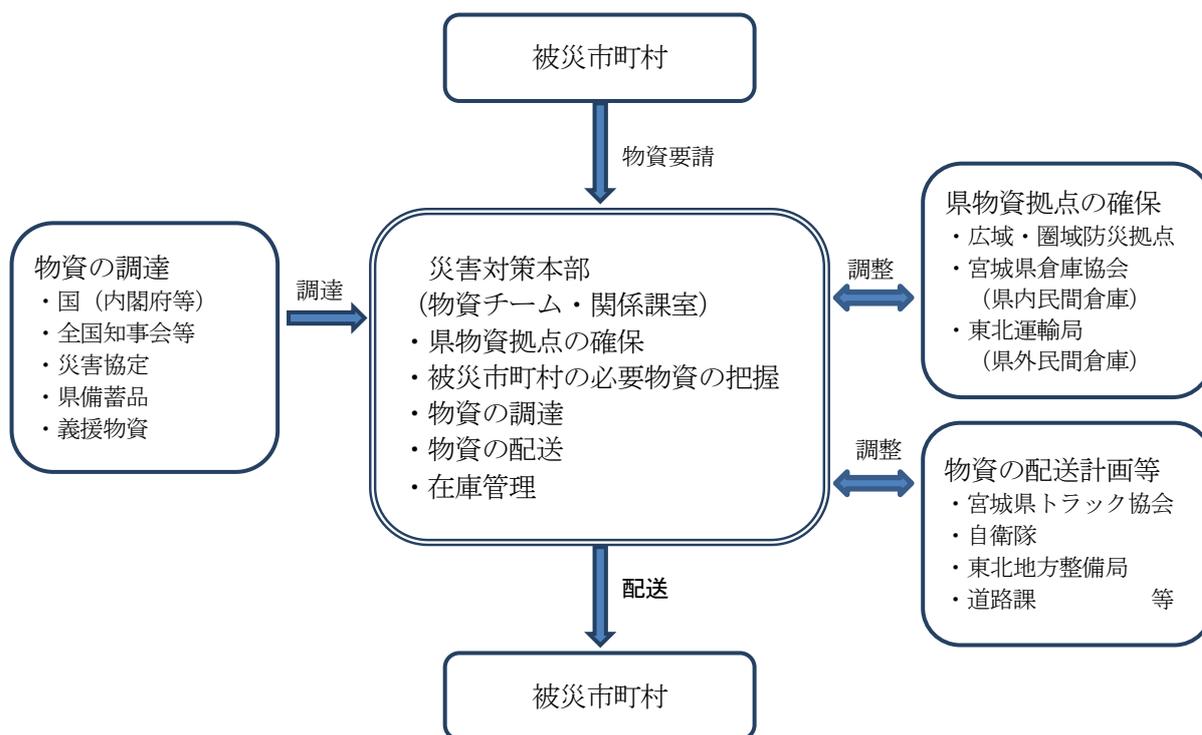
- (1) 大規模災害発災当初は，被災自治体の正確な情報把握に時間を要すること，民間供給能力が低下することから，被災自治体のみでは必要な物資の迅速な調達が困難になることが想定されるため，国は，都道府県からの要請を待たないで，避難所避難者への支援を中心に必要不可欠と見込まれる物資を調達し，発災4日目には被災地に届くよう物資の緊急輸送を行うこととしている。
- (2) 物資チームは，国からプッシュ型支援の実施が伝達された場合は，速やかに必要物資の数量の推計及び受入場所の選定を行うとともに，被災市町村への配送計画を策定する。
- (3) 物資チームは，物資の滞留等を引き起こす懸念があることから，できる限り早期にニーズに応じて物資を供給する支援形態（プル型支援）に切り替える。

### 6 物資の配送計画及び調整

- (1) 要請に基づいて調達した物資については，原則として物資集積所を通さず，直接要請場所へ配送する。
- (2) 義援物資は，物資要請情報に合う物について配送調整を行う。配送は，物資提供者へ配送先等を伝達する。
- (3) 義援物資のうち，ボランティア団体が配送を希望する物資については，ボランティア団体と連携し配送調整する。

## 7 物資の在庫管理

- (1) 物資提供の申出を基に，在庫予定物資の保管倉庫を決定する。
- (2) 物資拠点から在庫状況を確認し，市町村からの要望を基に，物資の配送計画を作成する。
- (3) 配送計画を物資拠点に連絡し，配送手続を依頼する。
- (4) 配送決定後，要望のあった市町村へ，配送内容（物資・配送時間）を連絡する。
- (5) 物資の在庫状況は，入出庫があった際に更新を随時行う。



図：物的支援の受入調整の流れ

## 第7章 その他

### 1 ボランティアとの連携

#### (1) 一般ボランティア

- イ 社会福祉協議会及びNPO等連携組織が中心となって、県レベル・市町村レベルの2段階で災害ボランティアセンターを設置し、相互に連携の上、日本赤十字社宮城県支部、災害ボランティア関係団体等とも連携を図る。
- ロ 市町村災害ボランティアセンターは、市町村社会福祉協議会が中心となって設置する。基礎的ボランティアセンターとして、地域ボランティアの協力を得ながら、被災住民のニーズ把握、ボランティアの募集・受付及び現場へのボランティア派遣を行う。
- ハ 県災害ボランティアセンターは、宮城県社会福祉協議会とNPO等連携組織が中心となって設置する。全国社会福祉協議会などの応援を得ながら、市町村災害ボランティアセンターの体制整備と運営支援及び市町村間のボランティア調整を行う。
- ニ 県と市町村は、社会福祉協議会、NPO及びNGOと連携のとれた支援活動を展開する。
- ホ 県と市町村は、災害ボランティアセンターの設置及び運営支援を担い、ボランティアセンター一場所や資機材の提供、経費の助成、職員の派遣、被災状況についての情報提供等を行う。

#### (2) 専門ボランティア

関係する組織からの申込みについては各部局で対応する。主な種類は次のとおり。

受入項目	担当部局
救護所等での医療、看護及び保健予防	保健福祉部
被災建築物応急危険度判定	土木部
被災宅地危険度判定	土木部
防災関係施設診断	土木部
外国人のための通訳	経済商工観光部
被災者へのメンタルヘルスケア	保健福祉部
高齢者、障害者等への介護	保健福祉部

## 2 海外からの支援の受入れ

海外からの人的・物的支援の受入れは、外務省を通じて政府の緊急災害対策本部及び現地対策本部が調整窓口となって行うこととされており、海外から支援の申出があったときには、緊急災害対策本部から被災都道府県に対して支援ニーズの有無が確認される。

災害対策本部における緊急災害対策本部との連絡窓口は、人的支援は人員調整チーム、物的支援は物資チームとする。

### (1) 人的支援

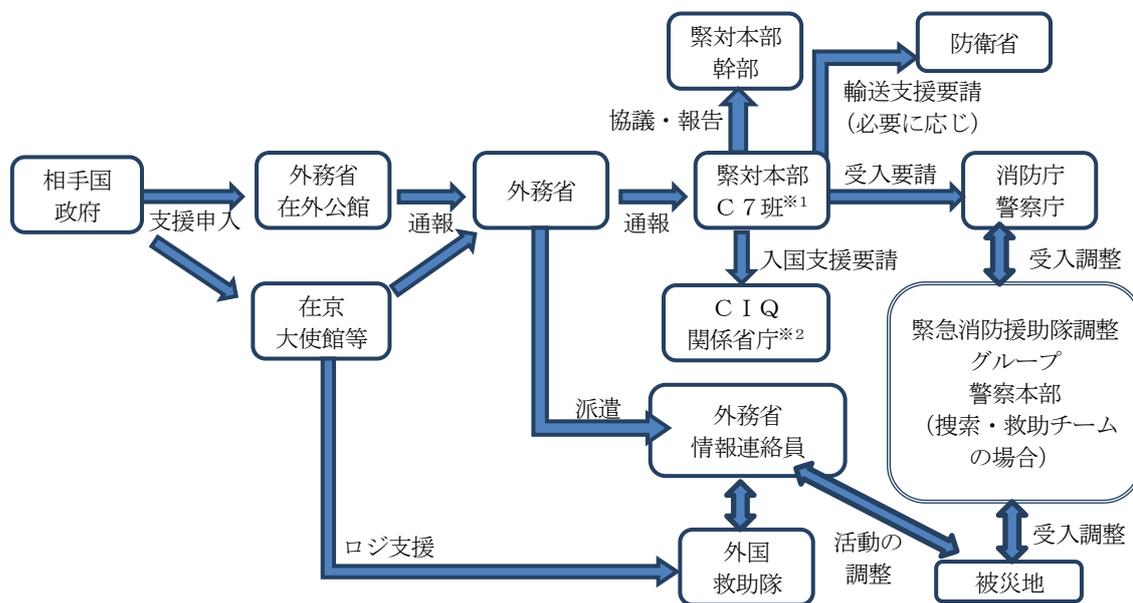
イ 海外からの人的支援として、捜索・救助などの救助隊や医療スタッフの受入れ等が想定される。

ロ 海外からの捜索・救助チームや、医療チームの活動場所は各部局等が調整する。

ハ 支援の受入れに当たっては、外務省から水・食料等を含む装備品、移動手段、宿泊先、通訳等を支援申出国及び当該国に駐日大使館において確保するよう要請し、その旨を確認することとされている。

ニ 海外からの捜索・救助チームや医療チームには、外務省の職員（情報連絡員）が帯同することとされている。

ホ 東日本大震災の実績から想定される海外からの人的支援受入れの流れは、次のとおり。



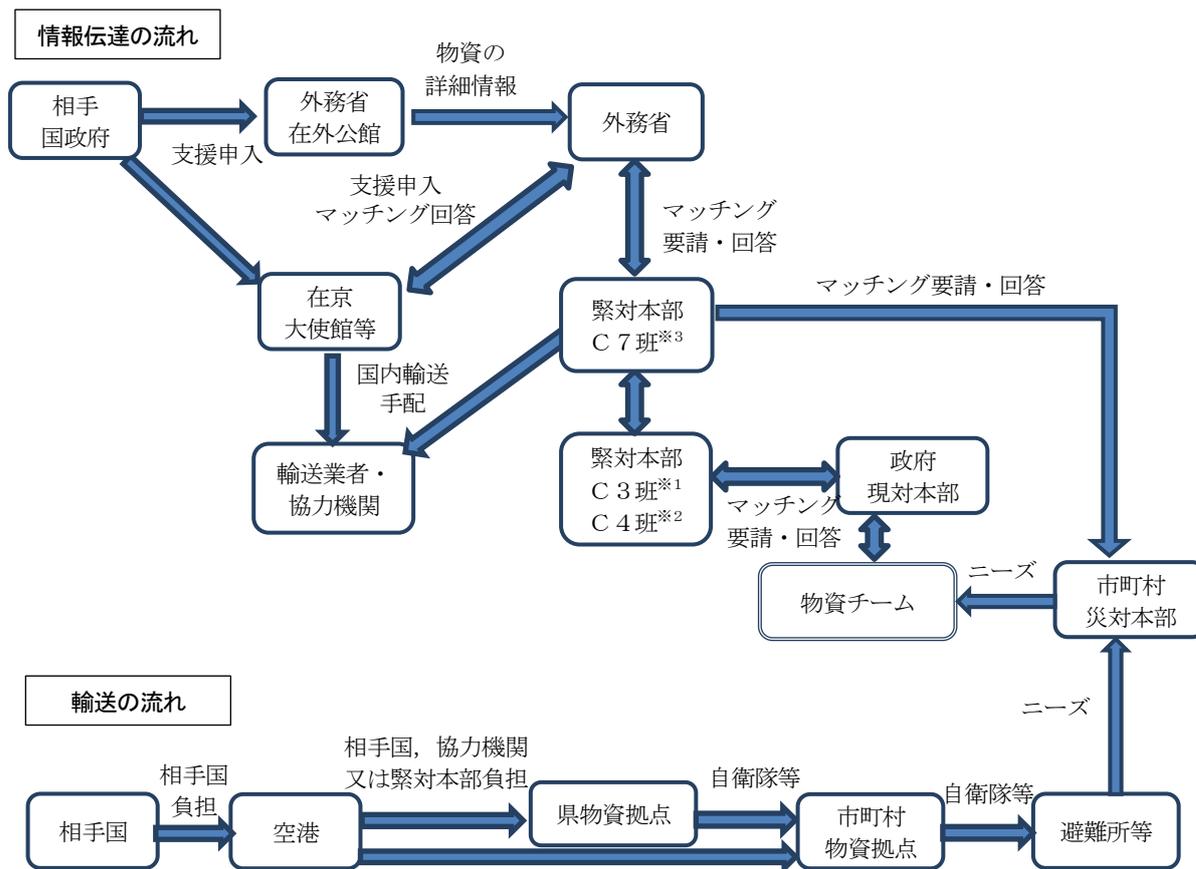
※1 緊急本部C7班：緊急災害対策本部事態処理班海外支援受入調整担当

※2 C I Q関係省庁：税関，入国審査，検疫関係省庁（財務，法務，厚労及び農水）

出典：緊急災害対策本部(被災者生活支援特別対策本部)におけるC7班(海外支援受け入れ調整班)の活動(内閣府(防災担当))を基に作成

(2) 物的支援

- イ 海外からの物的支援として、食料、飲料水、生活必需品及び義援金などが想定される。
- ロ 日本国内に物資が到着し県物資拠点に輸送するまでの調整は、国が行うこととされている。
- ハ 県物資拠点から被災市町村までの輸送調整などは、災害対策本部（物資チーム）が被災市町村と調整しながら行う。
- ニ 東日本大震災の実績から想定される海外からの物的支援受入れの流れは、次のとおり。



※1 緊対本部C3班：緊急災害対策本部事態処理班輸送活動調整担当  
 ※2 緊対本部C4班：緊急災害対策本部事態処理班物資調整担当  
 ※3 緊対本部C7班：緊急災害対策本部事態処理班海外支援受入調整担当

出典：緊急災害対策本部(被災者生活支援特別対策本部)におけるC7班(海外支援受け入れ調整班)の活動(内閣府(防災担当))を基に作成

### 3 費用負担

(1) 県が締結する相互応援協定等に基づき、県又は県内市町村が全国の自治体から応援を受け入れる際の費用負担については、次のことを踏まえて対応する。ただし、法令に別の定めがある場合、又は県内市町村が個別に締結する相互応援協定に基づき当該市町村が応援を受け入れる場合は、当該法令又は協定の規定に従う。

イ 応援に要する費用は、原則として応援を受けた自治体が負担する（災害対策基本法第92条）。

ロ 応援職員が応援業務により負傷、疾病、又は死亡した場合における公務災害補償に要する費用は、応援をする自治体の負担とする（地方公務員災害補償法）。

ハ 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災自治体が、被災自治体への往復の途中において生じたものについては、応援をする自治体が賠償責任を負う（国家賠償法第1条等）。

ニ 災害救助法の対象経費については次のとおりであり、対象分を県が支弁する。詳細は災害救助法施行細則（昭和35年宮城県規則第48号）による。

ホ システムに基づく応援職員の派遣に要した費用の負担については、法令又は災害時相互応援協定の定めによるほか、応援職員を派遣した地方公共団体と被災市町村又は県が協議して定める（被災市町村応援職員確保システムに関する要綱）。

応援・受援業務	要員	救助法対象経費
災害対策本部支援	災害対策本部支援要員	※対象外 対象経費は、原則として被災者の応急救助に直接対応した職員のみが対象
避難所運営	避難所運営運営要員	○応援職員の場合、職員の時間外勤務手当及び出張旅費 ○仮設トイレの汲み取りや警備等の臨時職員雇い上げ経費
物資集積拠点運営	物資集積拠点運営要員	○応援職員の場合、職員の時間外勤務手当及び出張旅費 ※救助法の救援物資外(化粧品等)の仕分け等の業務は、対象外
給水	給水車の派遣	○応援職員の場合、職員の時間外勤務手当及び出張旅費 ○車両の燃料代、高速代 ※給水車の水については、原則対象外
健康・保健	保健師等の派遣	○応援職員の場合、職員の時間外勤務手当及び出張旅費
被災者の生活支援	住家被害認定、罹災証明書交付業務要員	※対象外
災害廃棄物処理	ごみ収集車の派遣	※対象外 救助法に基づく応急救助ではないため

※救助法対象経費については、「災害救助事務取扱要領」等を参考

※上記のほか、被害を受けた地方公共団体等からの応援等に要した経費（災害時相互応援協定に基づく応援）、災害対応に係る職員派遣の受け入れに要する経費（地方自治法第252条の17に基づく職員派遣）については、特別交付税措置が講じられている（罹災証明関係事務の応援経費についても特別交付税措置）（特別交付税に関する省令第3条第1項第一号）。

出典：地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン 内閣府(防災担当)

#### 4 訓練及び計画の見直し

- (1) 県が実施する定期的な防災訓練に、適宜この計画に記載する内容を取り入れ実効性を検証する。
- (2) 訓練を通じた検証、地域防災計画の修正、県及び関係機関の体制の変更等に応じて本計画を適宜見直し、修正を行うものとする。

#### 5 市町村への受援体制構築の支援

内閣府ガイドラインに基づき、本計画との整合性を図りながら、県内市町村の受援体制構築に向けた支援を進める。

## 宮城県災害拠点病院一覧(令和元年9月1日現在)

区分	病 院 名	電話番号	住 所 UTMポイント
基幹	国立病院機構仙台医療センター 救・D	(022) 293-1111	〒983-8520 仙台市宮城野区宮城野二丁目 11-12 UTMポイント:54SVH91743468
地域	公立刈田総合病院 D	(0224) 25-2145	〒989-0231 白石市福岡蔵本字下原沖 36 UTMポイント:54SVH65690718
地域	みやぎ県南中核病院 救・D	(0224) 51-5500	〒989-1253 柴田郡大河原町字西 38-1 UTMポイント: 54SVH76721272
地域	仙台市立病院 救・D	(022) 308-7111	〒982-8502 仙台市太白区あすと長町一丁目 1-1 UTMポイント: 54SVH90203154
地域	東北大学病院 救・D	(022) 717-7000	〒980-8574 仙台市青葉区星陵町 1-1 UTMポイント: 54SVH87833598
地域	仙台赤十字病院 D	(022) 243-1111	〒982-8501 仙台市太白区八木山本町二丁目 43-3 UTMポイント: 54SVH85943210
地域	東北労災病院 D	(022) 275-1111	〒981-8563 仙台市青葉区台原四丁目 3-21 UTMポイント: 54SVH89073738
地域	東北医科薬科大学病院 D	(022) 259-1221	〒983-8512 仙台市宮城野区福室一丁目 12-1 UTMポイント: 54SVH97113567
地域	仙台オープン病院 D	(022) 252-1111	〒983-0824 仙台市宮城野区鶴ヶ谷五丁目 22-1 UTMポイント: 54SVH92703849
地域	坂総合病院 D	(022) 365-5175	〒985-8506 塩竈市錦町 16-5 UTMポイント: 54SWH01363984
地域	総合南東北病院 D	(0223) 23-3151	〒989-2483 岩沼市里の杜一丁目 2-5 UTMポイント: 54SVH89201792
地域	大崎市民病院 救・D	(0229) 23-3311	〒989-6183 大崎市古川穂波三丁目 8-1 UTMポイント: 54SVH95116861
地域	栗原市立栗原中央病院 D	(0228) 21-5330	〒987-2203 栗原市築館宮野中央三丁目 1-1 UTMポイント: 54SWH01778866

地域	登米市立登米市民病院	D	(0220) 22-5511	〒987-0511 登米市迫町佐沼字下田中 25 UTM ポイント: 54SWH16768210
地域	石巻赤十字病院	救・D	(0225) 21-7220	〒986-8522 石巻市蛇田字西道下 71 UTM ポイント: 54SWH24395680
地域	気仙沼市立病院	D	(0226) 22-7100	〒988-0181 気仙沼市字赤岩杉ノ沢 8 番地 2 UTM ポイント: 54SWJ49050441

救 救命救急センター（高度救命救急センターを含む）

D 宮城DMA T指定病院

(県・保健福祉部薬務課)

令和5年度非常災害用医薬品目表

令和5年4月1日現在

分類	品名	規格	数量	
1	レボフロキサシン水和物錠 (クラビット錠等)	500mg/T	10,000	
2	抗菌製剤	セフトレンピボキシル細粒 (メアクトMS小児用細粒10%等)	100mg/g	2,760
3		セファクロル細粒 (ケファール細粒小児用10%等)	100mg/g	4,080
4	抗ウイルス製剤	オセルタミビルリン酸塩カプセル (タミフルカプセル等)	75mg/C	5,000
5		バラシクロビル塩酸塩錠 (バルトレックス錠等)	500mg/T	900
6	免疫抑制剤	シクロスポリンカプセル (ネオールカプセル等)	50mg/C	1,200
7	ステロイド製剤	プレドニゾン錠 (プレドニン錠等)	5mg/T	1,500
8		アセトアミノフェン錠 (カロナール錠等)	200mg/T	6,000
9	解熱鎮痛剤	アセトアミノフェン錠 (カロナール錠等)	500mg/T	8,100
10		ロキソプロフェンナトリウム水和物錠 (ロキソニン錠等)	60mg/T	27,000
11	総合感冒剤	非ピリン系感冒剤顆粒 (P L顆粒等)	1g/P	4,500
12	抗アレルギー剤	フェキソフェナジン塩酸塩錠 (アレグラ錠等)	60mg/T	3,000
13	糖尿病治療剤	メトホルミン塩酸塩錠 (メトグルコ錠等)	250mg/T	4,500
14	抗凝固剤	ワルファリンカリウム錠 (ワーファリン錠等)	1mg/T	1,500
15	抗血小板剤	アスピリン腸溶錠 (バイアスピリン錠等)	100mg/T	1,500
16	高血圧症・狭心症治療剤	アムロジピンベシル酸塩口腔内崩壊錠 (アムロジンOD錠等)	5mg/T	1,500
17	狭心症治療剤	ニトログリセリン錠 (ニトロベン舌下錠等)	0.3mg/T	1,500
18	利尿剤・降圧剤	トリクロルメチアジド錠 (フリイトラン錠等)	2mg/T	3,500
19	利尿剤	フロセミド錠 (ラシックス錠等)	20mg/T	1,500
20	鎮咳剤	チペジンヒベンズ酸塩錠 (アスベリン錠等)	20mg/T	4,500
21		チペジンヒベンズ酸塩シロップ (アスベリンシロップ等)	0.5%/10ml	500
22	気道粘液調整・	L-カルボシステイン錠 (ムコダイン錠等)	500mg/T	4,500
23	粘膜正常化剤	L-カルボシステインシロップ (ムコダインシロップ等)	5%/1ml	3,000
24	消化性潰瘍治療剤	ランソプラゾール腸溶性口腔内崩壊錠 (タケロンOD錠等)	15mg/T	3,000
25	鎮痙剤	ブチルスコポラミン臭化物錠 (ブスコパン錠等)	10mg/T	10,000
26	整腸剤	ビフィズス菌製剤散 (ラックビー微粒N等)	1g/P	4,500
27	下剤	センノシド錠 (プルゼニド錠等)	12mg/T	1,500
28	抗精神病剤	リスペリドン口腔内崩壊錠 (リスパダールOD錠等)	1mg/T	3,000
29	抗不安薬	ジアゼパム錠 (セルシン錠等)	2mg/T	12,000
30	睡眠導入剤	ゾルピデム酒石酸塩錠 (マイスリー錠等)	10mg/T	1,500
31	抗てんかん剤	バルプロ酸ナトリウム徐放錠 (デパケンR錠等)	100mg/T	2,500
32		カルバマゼピン錠 (テグレート錠等)	100mg/T	3,600
33	抗菌製剤	セフトリアキソンナトリウム水和物キット (ロセフィン点滴静注用バッグ等)	1g/B	500
34	破傷風予防製剤	破傷風トキソイド	0.5ml/A	100
35	緊急ショック用	メフルアルドニゾール硝酸塩注射液 (メフルアルドニゾール注射液等)	500mg/V	500
36		メフルアルドニゾール硝酸塩注射液 (メフルアルドニゾール注射液等)	40mg, 125mg/V (125mg/Vとして)	500
37	鎮痛剤	ベンタゾシン注射液 (ソセゲン注射液・ベンタジン注射液等)	15mg, 30mg/1ml/A (30mg/1mlとして)	2,000
38	糖尿病治療剤	速効性インスリンヒト (遺伝子組換え) キット	3ml/筒	300
39		ペンニードルプラス3 2 G	14本/袋	300
40	注射液等	生理食塩水	500ml/B,V,袋	8,000
41		ラクテック注射液	500ml/袋	4,000
42		ソリタT 3号注射液	500ml/袋	4,000
43		ブドウ糖	50%/20ml/A	4,000
44		ブドウ糖	10%/500ml/袋,B	500
45		ブドウ糖	5%/500ml/袋,B	1,000
46	止血剤	カルババゾロムスルホン酸ナトリウム水和物注射液 (アドナ注射液等)	100mg/20ml (100mg/20mlとして)	2,000
47		トラネキサム酸注射液 (トランサミン注射液等)	10%/10ml/A	2,000
48	急性循環不全改善剤	ドパミン塩酸塩注射液 (イノバン注射液等)	100mg/5ml/A	1,000
49	昇圧剤	アドレナリン注射液 (ボスミン注等)	1mg/1ml/A	1,000
50	利尿剤	フロセミド注射液 (ラシックス注射液等)	20mg/2ml/A	2,000
51	鎮痙剤	ブチルスコポラミン臭化物注射液 (ブスコパン注射液等)	20mg/1ml/A	2,000
52	局所麻酔剤	リドカイン注射液 (キシロカイン注射液等)	1%/10ml/pA	2,000
53	抗菌製剤	ゲンタマイシン硫酸塩軟膏 (ゲンタシン軟膏等)	0.1%/10g/本	2,000
54	消毒剤	消毒用エタノール (O T Cを含む)	500ml/B	4,000
55		ウエルバス (薬価未収載)	500ml/B	1,000
56		ステリクロンW液 0.05	0.05%/500ml/B	200
57	解熱鎮痛剤	クロルヘキシジングルコン酸塩液 (ヒピテン液等)	5%/500ml/B	200
58	経皮鎮痛消炎剤	ジクロフェナクナトリウム坐剤 (ボルタレンサボ等)	50mg/S	8,000
59	狭心症	ケトプロフェン貼付剤 (モーラスパップ等)	30mg/枚	8,000
60	気管支拡張剤	硝酸イソソルビド貼付剤 (フランドルテープ等)	40mg/枚	1,500
61	喘息治療配合剤 (吸入)	ツロプテロール貼付剤 (ホクナリンテープ等)	1mg/枚	1,000
62		サルメテロールキシナホ酸塩・フルチカソンプロピオン酸エステル吸入剤	100µg/個	300
63	局所麻酔剤	プロカテロール塩酸塩水和物吸入剤	0.0143%5m L 1キット	300
64	抗菌製剤	リドカイン塩酸塩ゼリー (キシロカインゼリー等)	2%/30ml/本	2,000
65	角膜治療薬	レボフロキサシン水和物点眼液 (クラビット点眼液等)	0.5%/5ml/本	500
66	抗菌製剤	ホウ酸・無機塩類配合液剤 (人工涙液マイティア点眼液等)	5ml/本	1,000
67	鎮痒剤	オフロキサシン耳鼻科用液 (タリビッド耳鼻科用液等)	0.3%5ml/B	500
68	鎮痒剤	クロタミンクリーム (オイラックスクリーム等)	10%/10g/本	300
69	血行促進・皮膚保湿剤	ヘパリン類似物質クリーム (ヒルドイドクリーム0.3%等)	25g, 50g, 100g, 500g/本	200
70			(50gとして)	
71	外用感染治療剤	スルファジアジン銀クリーム (ゲーベンクリーム等)	1%/50g, 100g, 500g/本	500
72			(50gとして)	
73	歯科・口腔用剤	デカリニウム塩化物トローチ (S Pトローチ等)	0.25mg/T	1,200
74	衛生材料	カット綿	100g以上/箱	1,250
75	包帯等	伸縮包帯大	7.5cm幅/巻	500
76		伸縮包帯小	5cm幅/巻	500
77		救急バン	M, Lサイズ1枚	40,000
78		ガーゼ	10m/個	2,000
79		サージカルテープ	12mm幅/巻	4,000
80	点滴セット	輸液セット	50個入	700
81	シリンジ	5ミリディスポシリンジ	100本入	200
82		20ミリディスポシリンジ	50本入	200
83	注射針	注射針	100本入	300
84	石鹸	塩化ベンゼンコニウム10%液	500ml以上/B	2,000
85	洗剤	次亜塩素酸ナトリウム水溶液	450ml以上/B	4,000
86	殺虫剤	殺虫剤大 (うじ殺し・乳剤)	18kg/B	100
87		殺虫剤小 (うじ殺し・乳剤)	500g/B	1,000
88	シップ剤	シップ剤	12枚以上/袋, 箱	1,000
89	殺菌消毒薬	消毒用スプレー	75ml/B	2,000
90	包帯等	カットバン	22枚以上/箱	2,000
91	精製水	精製水	500ml/B	4,000

T:錠 C:カプセル P:包 S:坐剤 A:アンブル pA:ポリアンブル V:バイアル B:ボトル  
 ※数量には別規格品や後発医薬品等の同一有効成分の医薬品等を含む

## 宮城県消防体制の概要

(令和4年4月1日現在)

区分 団体名	消防本部・署所							消防団						
	消防本部 設置年月 日	消防署 数	出張所 数	消防職員			普通消防 ポンプ 自動車数	消防団 数	分団数	団員数(実員)			普通消防 ポンプ 自動車数	小型 動力 ポンプ数
				計	消防 吏員	その他 職員				計	常勤	非常勤		
県計		33	59	3,201	3,167	34	94	42	478	17,763		17,763	109	1,682
消防本部設置市計	(4)	9	32	1,580	1,559	21	35	10	185	4,950		4,950	23	504
一部事務組合計	(7)													
組合構成団体計		24	27	1,612	1,608	13	59	32	293	12,813		12,813	86	1,178
仙台市	S23.11.1	6	20	1,150	1,141	9	20	7	56	1,872		1,872		117
名取市	S41.4.1	1	3	107	102	5	3	1	6	360		360		35
登米市	H17.4.1	1	5	158	153	5	6	1	73	1,260		1,260	11	175
栗原市	H17.4.1	1	4	165	163	2	6	1	50	1,458		1,458	12	177
黒川地域行政事 務組合 構成団体計	S48.3.31	2	2	150	149	1	3							
富谷市								4	22	1,105		1,105	4	96
大和町								1	3	160		160	2	15
大郷町								1	5	499		499	1	51
大衡村								1	4	277		277		22
大衡村								1	10	169		169	1	8
石巻地区広域行 政事務組合 構成団体計	S46.4.1	5	8	364	360	4	15							
石巻市								3	55	2,351		2,351	28	206
東松島市								1	41	1,563		1,563	24	155
女川町								1	7	602		602	1	32
女川町								1	7	186		186	3	19
塩釜地区消防事 務組合 構成団体計	S45.4.1	5		223	218	5	5							
塩釜市								6	36	744		744	15	58
多賀城市								2	7	123		123	2	20
松島町								1	8	149		149	6	2
七ヶ浜町								1	6	203		203	1	23
利府町								1	10	172		172	6	5
利府町								1	5	97		97		8
あぶくま消防本 部 構成団体計	H31.4.1	2	1	134	134		4							
岩沼市								3	13	936		936	3	70
亘理町								1	3	280		280		20
山元町								1	4	382		382	3	30
山元町								1	6	274		274		20
仙南地域広域行 政事務組合 構成団体計	S47.4.1	4	6	231	229	2	14							
白石市								9	57	2,983		2,983	10	306
角田市								1	8	573		573		66
蔵王町								1	7	542		542		63
七ヶ宿町								1	6	292		292	4	22
大河原町								1	4	129		129	1	13
村田町								1	6	257		257	1	21
柴田町								1	5	253		253	1	22
川崎町								1	6	267		267		28
丸森町								1	7	227		227	3	26
丸森町								1	8	443		443		45
大崎地域広域行 政事務組合 構成団体計	S45.4.1	4	5	329	329		10							
大崎市								5	85	3,585		3,585	15	326
色麻町								1	57	2,141		2,141	10	202
加美町								1	4	188		188		18
涌谷町								1	7	553		553	2	62
美里町								1	7	265		265	1	17
美里町								1	10	438		438	2	27
気仙沼・本吉地域広 域行政事務組合 構成団体計	S47.4.1	2	5	190	189	1	8							
気仙沼市								2	25	1,109		1,109	11	116
南三陸町								1	13	685		685	9	72
南三陸町								1	12	424		424	2	44

## 消防ポンプ自動車等現有数

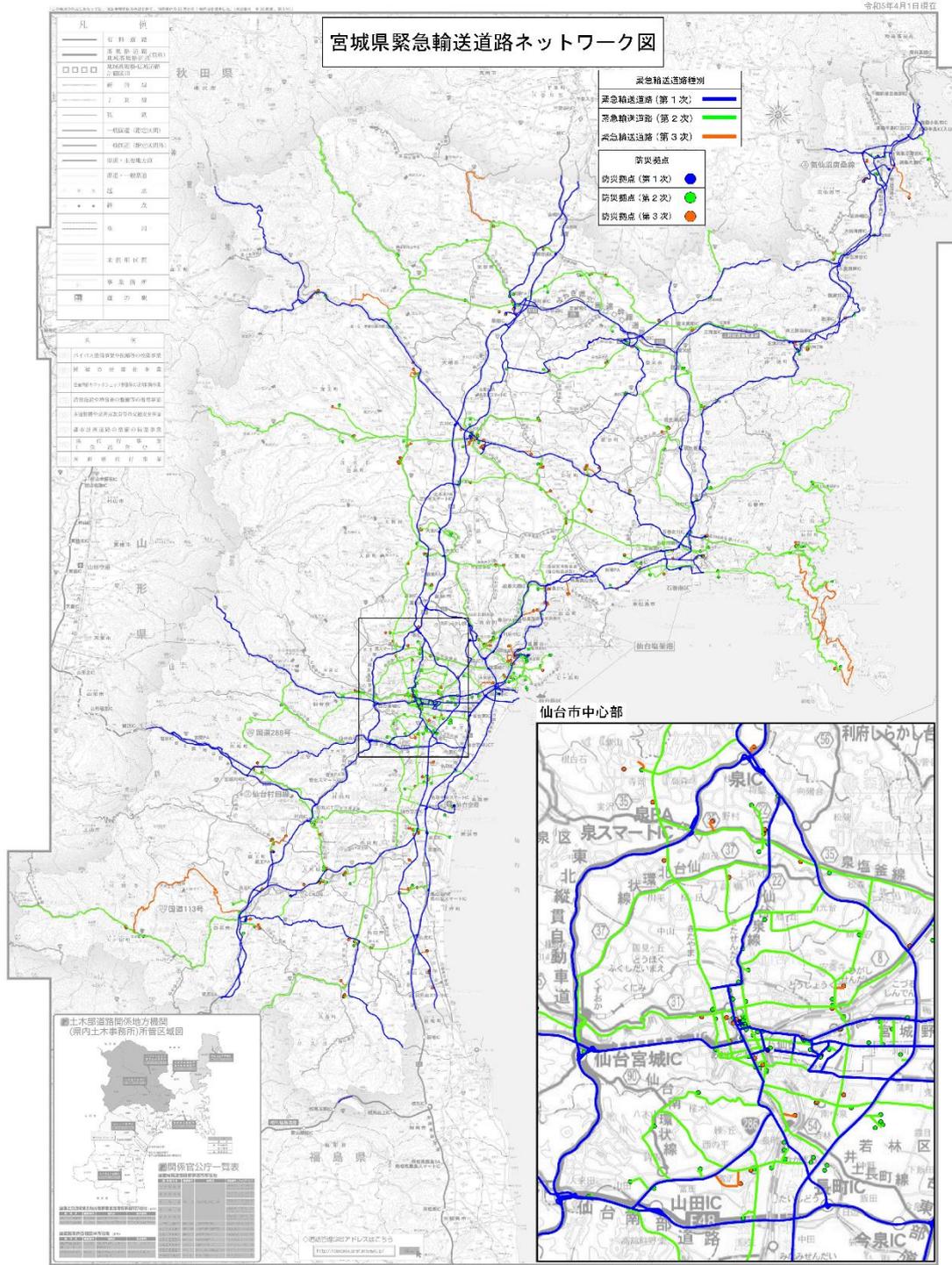
区分	団体名	(令和4年4月1日現在)																										
		普通消防ポンプ自動車	水槽付消防ポンプ自動車	(18メートル以下)	(24メートル)	(30メートル)	(38メートル以上)	屈折はしこ付消防自動車	大型高所放水車	泡原液搬送車	化学消防車(泡消火型)	救急自動車	指揮車	消防艇	電源・照明車	小型動力ポンプ付積載車	小型動力ポンプ(車両に積載していないもの)	ヘリコプター	排煙・高発泡車	広報車	資機材搬送車	小型動力ポンプ付水槽車	水槽車2型	水槽車(ポンプなし)	移動無線電話車	防災指導車	起震車	その他の車両
	宮城県計	94	62	1	10	1	2	2	2	2	22	122	52	1		18	2	2	1	108	29	9	10	1	3			24
	仙台市	20	26		5	1		1	2	7	37	14					2		1	56	7	7		1			6	
	名取市	3	3							1	5	1									1		1					2
	登米市	6	1							1	8	1							11		4	1	1		1			2
	栗原市	6	2							1	6	1							5		2	1						1
	黒川地域行政事務組合	3	3							1	5	2				1					5	1						3
	石巻地区広域行政事務組合	15	5		1					3	15	6				14			14		1	1			1			4
	塩釜地区消防事務組合	5	4		1		1	1		4	7	8	1			1					2	1			1			2
	あぶくま消防本部	4	3							1	6	4				1			2		2	1						
	仙南地域広域行政事務組合	14	4		1		1			1	11	5							10		2	1						
	大崎地域広域行政事務組合	10	8	1						1	14	6							4		1	3						3
	気仙沼・本吉地域行政事務組合	8	3							1	8	4				1			6		2	1						1

注1 はしこ付き消防自動車及び屈折はしこ付き消防自動車は、ポンプ付きでない車両を含む。

## (2) 消防団

(令和5年4月1日現在)

区分 団体名	普通消防ポンプ自動車	水槽付消防ポンプ自動車	指揮車	電源・照明車	小型動力ポンプ付積載車	小型動力ポンプ(車両に積載していないもの)	手引動力ポンプ	広報車	資機材搬送車	その他の車両
宮城県計	107	10	11	3	1,499	150	47	9	6	7
仙台市					117					
名取市			1		35			1		
岩沼市					20					
登米市	11				167		4			
栗原市	12				167	7				1
富谷市	2				16			1		
大和町	1	1	1		12	38			1	
大郷町					4	18				
大衡村	1		1		3	5			1	
石巻市	24	1		1	139	5	10	4	1	
東松島市	1				30	2				
女川町	3				18	1				
塩竈市	2				6	6	7	2		
多賀城市	6		1		2					
松島町	1		1	1	15	2	2		1	
七ヶ浜町	6		1		5					
利府町					8			1	1	
亶理町	2				31					
山元町			1		19		19			
白石市					66					
角田市					62					
蔵王町	4				22					
七ヶ宿町	1				8	2				4
大河原町	1				21	5				1
村田町	2		1		21	6				
柴田町					28					1
川崎町	3				26					
丸森町					45					
大崎市	8				154	49				
色麻町					18	1				
加美町	2		1		62					
涌谷町	1				16				1	
美里町	2				27					
気仙沼市	9	8	2	1	68		5			
南三陸町	2				41	3				



※本図は、宮城県全体の緊急輸送道路ネットワークを概略的に示したものである。

1 : 200,000

作成: 国土交通省東北地方整備局  
 更新: 令和5年4月1日現在  
 印刷: 国土交通省東北地方整備局  
 配布: 国土交通省東北地方整備局

## ■緊急輸送道路により連絡する防災拠点内訳表

No	施設名称	拠点種類	細目	市町村	ネットワーク機能区分		
					第1次	第2次	第3次
1	宮城県県庁	地方公共団体(県)	県庁	仙台市	●		
2	大河原合同庁舎・大河原土木事務所	地方公共団体(県)	合同庁舎・事務所	大河原町		●	
3	仙台合同庁舎	地方公共団体(県)	合同庁舎	仙台市		●	
4	仙台土木事務所	地方公共団体(県)	事務所	仙台市		●	
5	大崎合同庁舎・北部土木事務所	地方公共団体(県)	合同庁舎・事務所	大崎市		●	
6	栗原合同庁舎・北部土木事務所栗原地域事務所	地方公共団体(県)	合同庁舎・事務所	栗原市		●	
7	登米合同庁舎・東部土木事務所登米地域事務所	地方公共団体(県)	合同庁舎・事務所	登米市		●	
8	新石巻合同庁舎・東部土木事務所	地方公共団体(県)	合同庁舎・事務所	石巻市		●	
9	気仙沼合同庁舎・気仙沼土木事務所	地方公共団体(県)	事務所	気仙沼市		●	
10	大崎広域水道事務所	地方公共団体(県)	事務所	加美町		●	
11	仙南・仙塩広域水道事務所	地方公共団体(県)	事務所	白石市		●	
12	中南部下水道事務所	地方公共団体(県)	事務所	多賀城市		●	
13	東部下水道事務所	地方公共団体(県)	事務所	石巻市		●	
14	仙台市役所	地方公共団体(市町村)	市役所	仙台市	●		
15	仙台市 青葉区役所	地方公共団体(市町村)	区役所	仙台市		●	
16	仙台市 宮城総合支所	地方公共団体(市町村)	総合支所	仙台市		●	
17	仙台市 宮城野区役所	地方公共団体(市町村)	区役所	仙台市		●	
18	仙台市 若林区役所	地方公共団体(市町村)	区役所	仙台市		●	
19	仙台市 太白区役所	地方公共団体(市町村)	区役所	仙台市		●	
20	仙台市 秋保総合支所	地方公共団体(市町村)	総合支所	仙台市		●	
21	仙台市 泉区役所	地方公共団体(市町村)	区役所	仙台市		●	
22	仙台市水道局	地方公共団体(市町村)	水道局	仙台市		●	
23	仙台市交通局	地方公共団体(市町村)	交通局	仙台市		●	
24	仙台市ガス局	地方公共団体(市町村)	ガス局	仙台市		●	
25	白石市役所	地方公共団体(市町村)	市役所	白石市	●		
26	大崎市役所	地方公共団体(市町村)	市役所	大崎市	●		
27	大崎市役所 松山総合支所	地方公共団体(市町村)	総合支所	大崎市		●	
28	大崎市役所 三本木総合支所	地方公共団体(市町村)	総合支所	大崎市		●	
29	大崎市役所 鹿島台総合支所	地方公共団体(市町村)	総合支所	大崎市		●	
30	大崎市役所 岩出山総合支所	地方公共団体(市町村)	総合支所	大崎市		●	
31	大崎市役所 鳴子総合支所	地方公共団体(市町村)	総合支所	大崎市		●	
32	大崎市役所 田尻総合支所	地方公共団体(市町村)	総合支所	大崎市		●	
33	栗原市役所	地方公共団体(市町村)	市役所	栗原市	●		
34	栗原市役所 築館総合支所	地方公共団体(市町村)	総合支所	栗原市		●	
35	栗原市役所 若柳総合支所	地方公共団体(市町村)	総合支所	栗原市		●	
36	栗原市役所 栗駒総合支所	地方公共団体(市町村)	総合支所	栗原市		●	
37	栗原市役所 高清水総合支所	地方公共団体(市町村)	総合支所	栗原市		●	
38	栗原市役所 一迫総合支所	地方公共団体(市町村)	総合支所	栗原市		●	
39	栗原市役所 瀬峰総合支所	地方公共団体(市町村)	総合支所	栗原市		●	
40	栗原市役所 鶯沢総合支所	地方公共団体(市町村)	総合支所	栗原市		●	
41	栗原市役所 金成総合支所	地方公共団体(市町村)	総合支所	栗原市		●	
42	栗原市役所 志波姫総合支所	地方公共団体(市町村)	総合支所	栗原市		●	
43	栗原市役所 花山総合支所	地方公共団体(市町村)	総合支所	栗原市		●	
44	登米市役所 迫庁舎および迫総合支所	地方公共団体(市町村)	市役所	登米市	●		
45	登米市役所 登米総合支所	地方公共団体(市町村)	総合支所	登米市		●	
46	登米市役所 東和総合支所	地方公共団体(市町村)	総合支所	登米市		●	
47	登米市役所 中田庁舎および中田総合支所	地方公共団体(市町村)	総合支所	登米市		●	
48	登米市役所 豊里総合支所	地方公共団体(市町村)	総合支所	登米市		●	
49	登米市役所 米山総合支所	地方公共団体(市町村)	総合支所	登米市		●	

## ■緊急輸送道路により連絡する防災拠点内訳表

No	施設名称	拠点種類	細目	市町村	ネットワーク機能区分		
					第1次	第2次	第3次
50	登米市役所 石越総合支所	地方公共団体(市町村)	総合支所	登米市		●	
51	登米市役所 南方庁舎および南方総合支所	地方公共団体(市町村)	総合支所	登米市		●	
52	登米市役所 津山総合支所	地方公共団体(市町村)	総合支所	登米市		●	
53	登米市上下水道部	地方公共団体(市町村)	上下水道部	登米市		●	
54	石巻市役所	地方公共団体(市町村)	市役所	石巻市	●		
55	石巻市役所 河北総合支所	地方公共団体(市町村)	総合支所	石巻市		●	
56	石巻市役所 雄勝総合支所	地方公共団体(市町村)	総合支所	石巻市		●	
57	石巻市役所 河南総合支所	地方公共団体(市町村)	総合支所	石巻市		●	
58	石巻市役所 桃生総合支所	地方公共団体(市町村)	総合支所	石巻市		●	
59	石巻市役所 北上総合支所	地方公共団体(市町村)	総合支所	石巻市		●	
60	石巻市役所 牡鹿総合支所	地方公共団体(市町村)	総合支所	石巻市		●	
61	石巻地方広域水道企業団	地方公共団体(市町村)	水道企業団	石巻市		●	
62	気仙沼市役所	地方公共団体(市町村)	市役所	気仙沼市	●		
63	気仙沼市役所 本吉総合支所	地方公共団体(市町村)	総合支所	気仙沼市		●	
64	気仙沼市役所 唐桑総合支所	地方公共団体(市町村)	総合支所	気仙沼市		●	
65	塩竈市役所	地方公共団体(市町村)	市役所	塩竈市		●	
66	名取市役所	地方公共団体(市町村)	市役所	名取市		●	
67	多賀城市役所	地方公共団体(市町村)	市役所	多賀城市		●	
68	多賀城消防署	地方公共団体(市町村)	防災センター	多賀城市		●	
69	岩沼市役所	地方公共団体(市町村)	市役所	岩沼市		●	
70	角田市役所	地方公共団体(市町村)	市役所	角田市		●	
71	七ヶ宿町役場	地方公共団体(市町村)	役場	七ヶ宿町		●	
72	大河原町役場	地方公共団体(市町村)	役場	大河原町		●	
73	村田町役場	地方公共団体(市町村)	役場	村田町		●	
74	柴田町役場	地方公共団体(市町村)	役場	柴田町		●	
75	川崎町役場	地方公共団体(市町村)	役場	川崎町		●	
76	丸森町役場	地方公共団体(市町村)	役場	丸森町		●	
77	蔵王町役場	地方公共団体(市町村)	役場	蔵王町		●	
78	亶理町役場	地方公共団体(市町村)	役場	亶理町		●	
79	山元町役場	地方公共団体(市町村)	役場	山元町		●	
80	大和町役場	地方公共団体(市町村)	役場	大和町		●	
81	富谷市役所	地方公共団体(市町村)	市役所	富谷市		●	
82	大衡村役場	地方公共団体(市町村)	役場	大衡村		●	
83	松島町役場	地方公共団体(市町村)	役場	松島町		●	
84	七ヶ浜町役場	地方公共団体(市町村)	役場	七ヶ浜町		●	
85	利府町役場	地方公共団体(市町村)	役場	利府町		●	
86	大郷町役場	地方公共団体(市町村)	役場	大郷町		●	
87	加美町役場 宮崎支所	地方公共団体(市町村)	支所	加美町		●	
88	加美町役場	地方公共団体(市町村)	役場	加美町		●	
89	加美町役場 小野田支所	地方公共団体(市町村)	支所	加美町		●	
90	色麻町役場	地方公共団体(市町村)	役場	色麻町		●	
91	涌谷町役場	地方公共団体(市町村)	役場	涌谷町		●	
92	美里町役場	地方公共団体(市町村)	役場	美里町		●	
93	美里町役場 南郷庁舎	地方公共団体(市町村)	支所	美里町		●	
94	東松島市役所	地方公共団体(市町村)	市役所	東松島市		●	
95	東松島市役所 鳴瀬庁舎	地方公共団体(市町村)	総合支所	東松島市		●	
96	女川町役場	地方公共団体(市町村)	役場	女川町		●	
97	南三陸町役場	地方公共団体(市町村)	役場	南三陸町		●	
98	南三陸町役場 歌津総合支所	地方公共団体(市町村)	総合支所	南三陸町		●	
99	宮城県警察本部	警察	警察本部	仙台市		●	

## ■緊急輸送道路により連絡する防災拠点内訳表

No	施設名称	拠点種類	細目	市町村	ネットワーク機能区分		
					第1次	第2次	第3次
100	宮城県警察交通管制センター	警察	センター	仙台市		●	
101	宮城県警察学校	警察	学校	名取市		●	
102	宮城県運転免許センター	警察	センター	仙台市		●	
103	宮城県警察機動隊	警察	隊	仙台市		●	
104	宮城県警察機動警察ら隊	警察	隊	利府町		●	
105	宮城県警察交通機動隊	警察	隊	利府町		●	
106	東北管区警察学校	警察	学校	多賀城市		●	
107	東北管区警察局	警察	警察局	仙台市		●	
108	宮城県警察高速道路交通警察隊	警察	隊	仙台市		●	
109	宮城県警察航空隊	警察	隊	仙台市		●	
110	宮城県警察鉄道警察隊	警察	隊	仙台市		●	
111	仙台中央警察署	警察	警察署	仙台市		●	
112	仙台南警察署	警察	警察署	仙台市		●	
113	仙台北警察署	警察	警察署	仙台市		●	
114	仙台東警察署	警察	警察署	仙台市		●	
115	泉警察署	警察	警察署	仙台市		●	
116	若林警察署	警察	警察署	仙台市		●	
117	石巻警察署	警察	警察署	石巻市		●	
118	塩釜警察署	警察	警察署	塩竈市		●	
119	古川警察署	警察	警察署	大崎市		●	
120	大河原警察署	警察	警察署	大河原町		●	
121	岩沼警察署	警察	警察署	岩沼市		●	
122	気仙沼警察署	警察	警察署	気仙沼市		●	
123	白石警察署	警察	警察署	白石市		●	
124	若柳警察署	警察	警察署	栗原市		●	
125	佐沼警察署	警察	警察署	登米市		●	
126	築館警察署	警察	警察署	栗原市		●	
127	角田警察署	警察	警察署	角田市		●	
128	大和警察署	警察	警察署	大和町		●	
129	亶理警察署	警察	警察署	亶理町		●	
130	鳴子警察署	警察	警察署	大崎市		●	
131	加美警察署	警察	警察署	加美町		●	
132	遠田警察署	警察	警察署	美里町		●	
133	登米警察署	警察	警察署	登米市		●	
134	河北警察署	警察	警察署	石巻市		●	
135	南三陸警察署	警察	警察署	南三陸町		●	
136	仙台市消防局	消防	消防局	仙台市		●	
137	仙台市青葉消防署	消防	消防署	仙台市		●	
138	仙台市宮城野消防署	消防	消防署	仙台市		●	
139	仙台市若林消防署	消防	消防署	仙台市		●	
140	仙台市太白消防署	消防	消防署	仙台市		●	
141	仙台市泉消防署	消防	消防署	仙台市		●	
142	仙台市宮城消防署	消防	消防署	仙台市		●	
143	名取市消防本部	消防	消防本部	名取市		●	
144	あぶくま消防本部	消防	消防本部	岩沼市		●	
145	気仙沼・本吉地域 広域行政事務組合消防本部	消防	消防本部	気仙沼市		●	
146	栗原市消防本部	消防	消防本部	栗原市		●	
147	登米市消防本部	消防	消防本部	登米市		●	
148	大崎地域 広域行政事務組合消防本部	消防	消防本部	大崎市		●	

## ■緊急輸送道路により連絡する防災拠点内訳表

No	施設名称	拠点種類	細目	市町村	ネットワーク機能区分		
					第1次	第2次	第3次
149	石巻地区 広域行政事務組合消防本部	消防	消防本部	石巻市		●	
150	仙南地域 広域行政事務組合消防本部	消防	消防本部	大河原町		●	
151	黒川地域 行政事務組合消防本部	消防	消防本部	大和町		●	
152	塩釜地区 消防事務組合消防本部	消防	消防本部	塩竈市		●	
154	仙南保健所	保健所	保健所	大河原町			●
155	塩釜保健所	保健所	保健所	塩竈市			●
156	塩釜保健所岩沼支所	保健所	支所	岩沼市			●
157	塩釜保健所黒川支所	保健所	支所	富谷市			●
158	大崎保健所	保健所	保健所	大崎市			●
159	大崎保健所栗原支所	保健所	保健所	栗原市			●
160	石巻保健所登米支所	保健所	保健所	登米市			●
161	石巻保健所	保健所	保健所	石巻市			●
162	気仙沼保健所	保健所	保健所	気仙沼市			●
163	仙台市保健所(市役所内)	保健所	保健所	仙台市			●
164	仙台市保健所青葉支所	保健所	支所	仙台市			●
165	仙台市保健所宮城野支所	保健所	支所	仙台市			●
166	仙台市保健所若林支所	保健所	支所	仙台市			●
167	仙台市保健所太白支所	保健所	支所	仙台市			●
168	仙台市保健所泉支所	保健所	支所	仙台市			●
169	気象庁 仙台管区気象台	指定地方行政機関	気象台	仙台市		●	
170	国土交通省 東北地方整備局	指定地方行政機関	局	仙台市		●	
171	国土交通省 仙台河川国道事務所	指定地方行政機関	事務所	仙台市		●	
172	国土交通省 塩釜港湾・空港整備事務所	指定地方行政機関	事務所	多賀城市		●	
173	国土交通省 東京航空局 仙台空港事務所	指定地方行政機関	事務所	名取市		●	
174	国土交通省 東北運輸局	指定地方行政機関	局	仙台市		●	
175	海上保安庁 第二管区海上保安本部	指定地方行政機関	本部	塩竈市		●	
176	国土交通省東北技術事務所	指定地方行政機関	事務所	多賀城市		●	
177	総務省 東北総合通信局	指定地方行政機関	局	仙台市		●	
178	総務省 東北財務局	指定地方行政機関	局	仙台市		●	
179	厚生労働省 東北厚生局	指定地方行政機関	局	仙台市		●	
180	厚生労働省 宮城労働局	指定地方行政機関	局	仙台市		●	
181	農林水産省 東北農政局	指定地方行政機関	局	仙台市		●	
182	経済産業省 東北経済産業局	指定地方行政機関	局	仙台市		●	
183	経済産業省 関東東北産業保安監督部東北支部	指定地方行政機関	支部	仙台市		●	
184	国土交通省 国土地理院東北地方測量部	指定地方行政機関	部	仙台市		●	
185	環境省 東北地方環境事務所	指定地方行政機関	事務所	仙台市		●	
186	防衛省 東北防衛局	指定地方行政機関	局	仙台市		●	
187	東北方面総監部・仙台駐屯地	自衛隊	駐屯地	仙台市		●	
188	陸上自衛隊 船岡駐屯地	自衛隊	駐屯地	柴田町		●	
189	陸上自衛隊 霞目駐屯地	自衛隊	駐屯地	仙台市		●	
190	陸上自衛隊 多賀城駐屯地	自衛隊	駐屯地	多賀城市		●	
191	陸上自衛隊 大和駐屯地	自衛隊	駐屯地	大和町		●	
192	陸上自衛隊 反町分屯地	自衛隊	駐屯地	松島町		●	
193	松島基地	自衛隊	基地	東松島市		●	
194	自衛隊宮城地方協力本部	自衛隊	本部	仙台市		●	
195	仙台空港	空港	飛行場	名取市	●		
196	仙台塩釜港(仙台港区)	港湾	国際拠点港湾	仙台市	●		
197	仙台塩釜港(塩釜港区)	港湾	国際拠点港湾	塩竈市	●		
198	仙台塩釜港(石巻港区)	港湾	国際拠点港湾	石巻市	●		

## ■緊急輸送道路により連絡する防災拠点内訳表

No	施設名称	拠点種類	細目	市町村	ネットワーク機能区分		
					第1次	第2次	第3次
199	仙台塩釜港（松島港区）	港湾	国際拠点港湾	松島町		●	
200	気仙沼港	港湾	地方港湾	気仙沼市	●		
201	女川港	港湾	地方港湾	女川町		●	
202	塩釜漁港	港湾	特定第3種漁港・港則法適用漁港	塩釜市		●	
203	石巻漁港	港湾	特定第3種漁港・港則法適用漁港	石巻市		●	
204	気仙沼漁港	港湾	特定第3種漁港・港則法適用漁港	気仙沼市		●	
205	女川漁港	港湾	第3種漁港・港則法適用漁港	女川町		●	
206	志津川漁港	港湾	第2種漁港・港則法適用漁港	南三陸町		●	
207	関上漁港	港湾	第2種漁港	名取市		●	
208	東日本高速道路（株）東北支社	指定公共機関	国指定（災害）	仙台市		●	
209	宮城県道路公社	指定公共機関	県指定（災害・国民）	仙台市		●	
210	東北電力（株）	指定公共機関	国指定（災害）	仙台市		●	
211	NTT東日本宮城支店	指定公共機関	国指定（災害）	仙台市		●	
212	（株）NTT東日本ー東北	指定公共機関	国指定（災害）	仙台市		●	
213	KDDI まとめてオフィス東日本株式会社	指定公共機関	国指定（災害）	仙台市		●	
214	（株）NTTドコモ東北支社	指定公共機関	国指定（災害）	仙台市		●	
215	NTTコミュニケーションズ（株）東北支店	指定公共機関	国指定（災害）	仙台市		●	
216	JXTGエネルギー（株）仙台製油所	指定公共機関	国指定（災害）	仙台市		●	
217	石巻ガス（株）	指定公共機関	県指定（災害・国民）	石巻市		●	
218	塩釜ガス（株）	指定公共機関	県指定（災害・国民）	塩釜市		●	
219	古川ガス（株）	指定公共機関	県指定（災害・国民）	大崎市		●	
220	JR貨物東北支社	指定公共機関	国指定（災害）	仙台市		●	
221	JR東日本東北地域本社	指定公共機関	国指定（災害）	仙台市		●	
222	仙台空港鉄道（株）	指定公共機関	県指定（災害・国民）	名取市		●	
223	NHK仙台放送局	指定公共機関	国指定（災害）	仙台市		●	
224	（株）仙台放送	指定公共機関	県指定（災害・国民）	仙台市		●	
225	（株）東日本放送	指定公共機関	県指定（災害・国民）	仙台市		●	
226	（株）宮城テレビ放送	指定公共機関	県指定（災害・国民）	仙台市		●	
227	東北放送（株）	指定公共機関	県指定（災害・国民）	仙台市		●	
228	（株）エフエム仙台	指定公共機関	県指定（災害・国民）	仙台市		●	
229	女川原子力発電所	指定公共機関	国指定（災害）	女川町		●	
230	女川オフサイトセンター	指定公共機関	国指定（災害）	女川町		●	
231	新仙台火力発電所	指定公共機関	国指定（災害）	仙台市		●	
232	仙台火力発電所	指定公共機関	国指定（災害）	七ヶ浜町		●	
233	仙台太陽光発電所	指定公共機関	国指定（災害）	七ヶ浜町		●	
234	丸森町国民健康保険丸森病院	病院	第二次救急医療施設	丸森町			●
236	金上病院	病院	第二次救急医療施設	角田市			●
237	公立刈田総合病院	病院	災害拠点病院、 第二次救急医療施設	白石市		●	
238	蔵王町国民健康保険蔵王病院	病院	第二次救急医療施設	蔵王町			●
239	（医）大泉記念病院	病院	第二次救急医療施設	白石市			●
240	みやぎ県南中核病院	病院	災害拠点病院、 第二次救急医療施設	大河原町		●	
241	国民健康保険川崎病院	病院	第二次救急医療施設	川崎町			●
242	総合南東北病院	病院	災害拠点病院、 第二次救急医療施設	岩沼市		●	
244	（独）宮城病院	病院	第二次救急医療施設	山元町			●
245	公立黒川病院	病院	第二次救急医療施設	大和町			●
246	東北大学病院	病院	災害拠点病院、 第二次救急医療施設	仙台市		●	
247	伊藤病院	病院	第二次救急医療施設	仙台市			●

## ■緊急輸送道路により連絡する防災拠点内訳表

No	施設名称	拠点種類	細目	市町村	ネットワーク機能区分		
					第1次	第2次	第3次
248	(独)東北労災病院	病院	災害拠点病院、 第二次救急医療施設	仙台市		●	
249	仙台厚生病院	病院	第二次救急医療施設	仙台市			●
250	JCHO仙台病院	病院	第二次救急医療施設	仙台市			●
251	東北公済病院	病院	第二次救急医療施設	仙台市			●
252	(財)仙台オープン病院	病院	災害拠点病院、 第二次救急医療施設	仙台市		●	
253	安田病院	病院	第二次救急医療施設	仙台市			●
254	中嶋病院	病院	第二次救急医療施設	仙台市			●
255	仙台東脳神経外科病院	病院	第二次救急医療施設	仙台市			●
256	(独)仙台医療センター	病院	災害拠点病院、 第二次救急医療施設	仙台市		●	
257	東北医科薬科大学病院	病院	災害拠点病院、 第二次救急医療施設	仙台市		●	
258	仙台市立病院	病院	災害拠点病院、 第二次救急医療施設	仙台市		●	
259	仙台赤十字病院	病院	災害拠点病院、 第二次救急医療施設	仙台市		●	
260	(財)広南病院	病院	第二次救急医療施設	仙台市			●
261	仙台南病院	病院	第二次救急医療施設	仙台市			●
262	(医)松田病院	病院	第二次救急医療施設	仙台市			●
263	(財)泉病院	病院	第二次救急医療施設	仙台市			●
264	(医)仙台徳洲会病院	病院	第二次救急医療施設	仙台市			●
265	(財)仙台循環器病センター	病院	第二次救急医療施設	仙台市			●
266	泉整形外科病院	病院	第二次救急医療施設	仙台市			●
267	イムス明理会仙台総合病院	病院	第二次救急医療施設	仙台市			●
268	J R仙台病院	病院	第二次救急医療施設	仙台市			●
269	光ヶ丘スペルマン病院	病院	第二次救急医療施設	仙台市			●
270	河原町病院	病院	第二次救急医療施設	仙台市			●
271	東北医科薬科大学若林病院	病院	第二次救急医療施設	仙台市			●
272	仙台北部整形外科	病院	第二次救急医療施設	仙台市			●
273	宮城利府掖済会病院	病院	第二次救急医療施設	利府町			●
274	仙塩利府病院	病院	第二次救急医療施設	利府町			●
275	(医)仙塩総合病院	病院	第二次救急医療施設	多賀城市			●
276	塩竈市立病院	病院	第二次救急医療施設	塩竈市			●
277	(財)坂総合病院	病院	災害拠点病院、 第二次救急医療施設	塩竈市		●	
278	(医)赤石病院	病院	第二次救急医療施設	塩竈市			●
279	松島病院	病院	第二次救急医療施設	松島町			●
280	大崎市民病院	病院	災害拠点病院、 第二次救急医療施設	大崎市		●	
281	(財)古川民主病院	病院	第二次救急医療施設	大崎市			●
282	徳永整形外科病院	病院	第二次救急医療施設	大崎市			●
283	古川星陵病院	病院	第二次救急医療施設	大崎市			●
284	三浦病院	病院	第二次救急医療施設	大崎市			●
285	(財)片倉病院	病院	第二次救急医療施設	大崎市			●
286	(財)佐藤病院	病院	第二次救急医療施設	大崎市			●
287	(医)永仁会病院	病院	第二次救急医療施設	大崎市			●
288	みやぎ北部循環器科	病院	第二次救急医療施設	大崎市			●
289	野崎病院	病院	第二次救急医療施設	美里町			●
290	大崎市民病院 岩出山分院	病院	第二次救急医療施設	大崎市			●
291	美里町立 南郷病院	病院	第二次救急医療施設	美里町			●

## ■緊急輸送道路により連絡する防災拠点内訳表

No	施設名称	拠点種類	細目	市町村	ネットワーク機能区分		
					第1次	第2次	第3次
292	大崎市民病院 鳴子温泉分院	病院	第二次救急医療施設	大崎市			●
293	大崎市民病院 鹿島台分院	病院	第二次救急医療施設	大崎市			●
294	公立加美病院	病院	第二次救急医療施設	色麻町			●
295	涌谷町国民健康保険病院	病院	第二次救急医療施設	涌谷町			●
296	東泉堂病院	病院	第二次救急医療施設	涌谷町			●
297	栗原市立若柳病院	病院	第二次救急医療施設	栗原市			●
298	栗原市立栗原中央病院	病院	災害拠点病院、 第二次救急医療施設	栗原市		●	
299	栗原市立栗駒病院	病院	第二次救急医療施設	栗原市			●
300	登米市立登米市民病院	病院	災害拠点病院、 第二次救急医療施設	登米市		●	
301	登米市立米谷病院	病院	第二次救急医療施設	登米市			●
302	登米市立豊里病院	病院	第二次救急医療施設	登米市			●
303	石巻赤十字病院	病院	災害拠点病院、 第二次救急医療施設	石巻市		●	
304	石巻市立病院	病院	第二次救急医療施設	石巻市			●
305	石巻市立牡鹿病院	病院	第二次救急医療施設	石巻市			●
306	齋藤病院	病院	第二次救急医療施設	石巻市			●
308	仙石病院	病院	第二次救急医療施設	東松島市			●
309	真壁病院	病院	第二次救急医療施設	東松島市			●
310	気仙沼市立病院	病院	災害拠点病院、 第二次救急医療施設	気仙沼市		●	
311	南三陸病院	病院	第二次救急医療施設	南三陸町			●
313	宮城野原公園総合運動場	広域防災拠点	広域防災拠点	仙台市	●		
314	蔵王町総合運動公園	圏域防災拠点	圏域防災拠点	蔵王町	●		
315	白石高等技術専門校	圏域防災拠点	圏域防災拠点	白石市	●		
316	宮城県総合運動公園	圏域防災拠点	圏域防災拠点	利府町	●		
317	大崎市古川総合体育館	圏域防災拠点	圏域防災拠点	大崎市	●		
318	栗原市築館総合運動公園	圏域防災拠点	圏域防災拠点	栗原市	●		
319	石巻市総合運動公園	圏域防災拠点	圏域防災拠点	石巻市	●		
320	長沼フットピア公園	圏域防災拠点	圏域防災拠点	登米市	●		
321	旧気仙沼西高等学校	圏域防災拠点	圏域防災拠点	気仙沼市	●		
322	台原森林公園	広域避難場所	仙台市	仙台市		●	
323	西公園	広域避難場所	仙台市	仙台市		●	
324	宮城野原公園総合運動場	広域避難場所	仙台市	仙台市		●	
325	榴岡公園	広域避難場所	仙台市	仙台市		●	
326	広瀬川若林緑地	広域避難場所	仙台市	仙台市		●	
327	広瀬川中河原緑地	広域避難場所	仙台市	仙台市		●	
328	広瀬川八本松緑地	広域避難場所	仙台市	仙台市		●	
329	広瀬川飯田緑地	広域避難場所	仙台市	仙台市		●	
330	三神峯公園	広域避難場所	仙台市	仙台市		●	
331	七北田公園	広域避難場所	仙台市	仙台市		●	
332	鷹来の森運動公園	広域避難場所	東松島市	東松島市		●	
333	仙台空港	物資拠点 ヘリポート	ヘリベース (HB)	名取市	●		
334	陸上自衛隊霞目飛行場	物資拠点 ヘリポート	ヘリベース (HB)	仙台市		●	
335	航空自衛隊松島飛行場	物資拠点 ヘリポート	ヘリベース (HB)	東松島町		●	
336	東北本線 仙台駅	物資拠点 駅	生活圏域主要駅・新 幹線駅	仙台市	●		
337	仙石線 石巻駅	物資拠点 駅	生活圏域主要駅	石巻市		●	
338	仙石線 本塩釜駅	物資拠点 駅	市町村庁舎近接駅	塩竈市			●
339	陸羽東線 古川駅	物資拠点 駅	生活圏域主要駅・新 幹線駅	大崎市		●	

## ■緊急輸送道路により連絡する防災拠点内訳表

No	施設名称	拠点種類	細目	市町村	ネットワーク機能区分		
					第1次	第2次	第3次
340	大船渡線 気仙沼駅	物資拠点 駅	生活圏域主要駅	気仙沼市		●	
341	東北本線 白石駅	物資拠点 駅	市町村庁舎近接駅	白石市			●
342	東北本線 名取駅	物資拠点 駅	市町村庁舎近接駅	名取市			●
343	仙石線 多賀城駅	物資拠点 駅	市町村庁舎近接駅	多賀城市			●
344	東北本線 岩沼駅	物資拠点 駅	市町村庁舎近接駅	岩沼市			●
345	東北本線 大河原駅	物資拠点 駅	生活圏域主要駅	大河原町		●	
346	東北本線 船岡駅	物資拠点 駅	市町村庁舎近接駅	柴田町			●
347	常磐線 亶理駅	物資拠点 駅	市町村庁舎近接駅	亶理町			●
348	東北本線 松島駅	物資拠点 駅	市町村庁舎近接駅	松島町			●
349	東北本線 利府駅	物資拠点 駅	市町村庁舎近接駅	利府町			●
350	東北本線 松山町駅	物資拠点 駅	総合支所近接駅	大崎市			●
351	東北本線 鹿島台駅	物資拠点 駅	総合支所近接駅	大崎市			●
352	陸羽東線 岩出山駅	物資拠点 駅	総合支所近接駅	大崎市			●
353	陸羽東線 鳴子温泉駅	物資拠点 駅	総合支所近接駅	大崎市			●
354	石巻線 涌谷駅	物資拠点 駅	市町村庁舎近接駅	涌谷町			●
355	東北本線 小牛田駅	物資拠点 駅	市町村庁舎近接駅	美里町			●
356	東北本線 瀬峰駅	物資拠点 駅	総合支所近接駅	栗原市			●
357	気仙沼線 陸前豊里駅	物資拠点 駅	総合支所近接駅	登米市			●
358	東北本線 石越駅	物資拠点 駅	総合支所近接駅	登米市			●
359	仙石線 矢本駅	物資拠点 駅	市町村庁舎近接駅	東松島市			●
360	石巻線 前谷地駅	物資拠点 駅	総合支所近接駅	石巻市			●
361	仙石線 陸前小野駅	物資拠点 駅	総合支所近接駅	東松島市			●
362	石巻線 女川駅	物資拠点 駅	市町村庁舎近接駅	女川町			●
363	気仙沼線 志津川駅	物資拠点 駅	市町村庁舎近接駅	南三陸町			●
364	気仙沼線 柳津駅	物資拠点 駅	総合支所近接駅	登米市			●
365	気仙沼線 本吉駅	物資拠点 駅	総合支所近接駅	気仙沼市			●
366	気仙沼線 歌津駅	物資拠点 駅	総合支所近接駅	南三陸町			●
367	東北新幹線 くりこま高原駅	物資拠点 駅	新幹線駅	栗原市		●	
368	東北新幹線 白石蔵王駅	物資拠点 駅	新幹線駅	白石市		●	
369	阿武隈急行線 角田駅	物資拠点 駅	市町村庁舎近接駅	角田市			●
370	阿武隈急行線 丸森駅	物資拠点 駅	市町村庁舎近接駅	丸森町			●
371	常磐線 山下駅	物資拠点 駅	市町村庁舎近接駅	山元町			●
372	日本郵便株式会社 東北支社	物資拠点 郵便局	支社	仙台市		●	
373	仙台中央郵便局	物資拠点 郵便局	集配局	仙台市		●	
374	仙台東郵便局	物資拠点 郵便局	集配局	仙台市		●	
375	仙台北郵便局	物資拠点 郵便局	集配局	仙台市		●	
376	若林郵便局	物資拠点 郵便局	集配局	仙台市		●	
377	新仙台郵便局	物資拠点 郵便局	集配局	仙台市		●	
378	泉郵便局	物資拠点 郵便局	集配局	仙台市		●	
379	泉西郵便局	物資拠点 郵便局	集配局	仙台市		●	
380	石巻郵便局	物資拠点 郵便局	集配局	石巻市		●	
381	気仙沼郵便局	物資拠点 郵便局	集配局	気仙沼市		●	
382	白石郵便局	物資拠点 郵便局	集配局	白石市		●	
383	古川郵便局	物資拠点 郵便局	集配局	大崎市		●	
384	築館郵便局	物資拠点 郵便局	集配局	栗原市		●	
385	佐沼郵便局	物資拠点 郵便局	集配局	登米市		●	
386	塩釜郵便局	物資拠点 郵便局	集配局	塩竈市		●	
387	名取郵便局	物資拠点 郵便局	集配局	名取市		●	
388	角田郵便局	物資拠点 郵便局	集配局	角田市		●	

## ■緊急輸送道路により連絡する防災拠点内訳表

No	施設名称	拠点種類	細目	市町村	ネットワーク機能区分		
					第1次	第2次	第3次
389	岩沼郵便局	物資拠点 郵便局	集配局	岩沼市		●	
390	大河原郵便局	物資拠点 郵便局	集配局	大河原町		●	
391	七ヶ宿	物資拠点 道の駅	道の駅	七ヶ宿町		●	
392	津山（もくもくランド）	物資拠点 道の駅	道の駅	登米市		●	
393	道の駅三本木（やまなみ）	物資拠点 道の駅	道の駅	大崎市		●	
394	路田里はなやま	物資拠点 道の駅	道の駅	栗原市		●	
395	道の駅大谷海岸	物資拠点 道の駅	道の駅	気仙沼市		●	
396	おおさと	物資拠点 道の駅	道の駅	大郷町		●	
397	米山	物資拠点 道の駅	道の駅	登米市		●	
398	あ・ら・伊達な道の駅	物資拠点 道の駅	道の駅	大崎市		●	
399	道の駅おおさき	物資拠点 道の駅	道の駅	大崎市		●	
400	林林館	物資拠点 道の駅	道の駅	登米市		●	
401	上品の郷	物資拠点 道の駅	道の駅	石巻市		●	
402	みなみかた（もっこのり）	物資拠点 道の駅	道の駅	登米市		●	
403	村田	物資拠点 道の駅	道の駅	村田町		●	
404	三滝堂	物資拠点 道の駅	道の駅	登米市		●	
405	道の駅かくだ	物資拠点 道の駅	道の駅	角田市		●	
406	仙台トラックターミナル	物資拠点 集積所	トラックターミナル	仙台市		●	
407	仙台南トラックターミナル	物資拠点 集積所	トラックターミナル	名取市		●	
408	仙台市中央卸売市場本場	物資拠点 中央卸売市場	中央卸売市場	仙台市		●	
409	仙台市中央卸売市場食肉市場	物資拠点 中央卸売市場	中央卸売市場	仙台市		●	
410	白石市文化体育活動センター	地域物資・活動拠点	食料等緊急配送先	白石市			●
411	東中学校	地域物資・活動拠点	食料等緊急配送先	白石市			●
413	角田市役所	地域物資・活動拠点	食料等緊急配送先	角田市			●
414	総合体育館	地域物資・活動拠点	食料等緊急配送先	角田市			●
415	蔵王町地域福祉センター	地域物資・活動拠点	食料等緊急配送先	蔵王町			●
416	蔵王町B&G海洋センター	地域物資・活動拠点	食料等緊急配送先	蔵王町			●
417	蔵王町ふるさと文化会館	地域物資・活動拠点	食料等緊急配送先	蔵王町			●
418	開発センター	地域物資・活動拠点	食料等緊急配送先	七ヶ宿町			●
419	七ヶ宿町活性化センター	地域物資・活動拠点	食料等緊急配送先	七ヶ宿町			●
420	大河原町役場	地域物資・活動拠点	食料等緊急配送先	大河原町			●
421	大河原町総合体育館	地域物資・活動拠点	食料等緊急配送先	大河原町			●
422	大河原町中央公民館	地域物資・活動拠点	食料等緊急配送先	大河原町			●
423	大河原町金ヶ瀬公民館	地域物資・活動拠点	食料等緊急配送先	大河原町			●
424	村田町民体育館	地域物資・活動拠点	食料等緊急配送先	村田町			●
425	旧村田第三小学校体育館	地域物資・活動拠点	食料等緊急配送先	村田町			●
426	柴田町役場庁舎・保健センター	地域物資・活動拠点	食料等緊急配送先	柴田町			●
427	川崎町役場西庁舎車庫	地域物資・活動拠点	食料等緊急配送先	川崎町			●
428	川崎町B&G海洋センター体育館	地域物資・活動拠点	食料等緊急配送先	川崎町			●
429	川崎町健康福祉センター	地域物資・活動拠点	食料等緊急配送先	川崎町			●
430	丸森町役場	地域物資・活動拠点	食料等緊急配送先	丸森町			●
431	防災センター	地域物資・活動拠点	食料等緊急配送先	丸森町			●
432	丸森まちづくりセンター	地域物資・活動拠点	食料等緊急配送先	丸森町			●
433	仙台市屋内グランドシエルコムせんだい	地域物資・活動拠点	食料等緊急配送先	仙台市			●
434	塩釜ガス体育館	地域物資・活動拠点	食料等緊急配送先	塩竈市			●
435	ふれあいエスプ塩釜	地域物資・活動拠点	食料等緊急配送先	塩竈市			●
436	塩竈市役所	地域物資・活動拠点	食料等緊急配送先	塩竈市			●
437	名取市民体育館	地域物資・活動拠点	食料等緊急配送先	名取市			●
438	多賀城市役所正面駐車場	地域物資・活動拠点	食料等緊急配送先	多賀城市			●
439	岩沼市役所	地域物資・活動拠点	食料等緊急配送先	岩沼市			●

## ■緊急輸送道路により連絡する防災拠点内訳表

No	施設名称	拠点種類	細目	市町村	ネットワーク機能区分		
					第1次	第2次	第3次
440	市民会館	地域物資・活動拠点	食料等緊急配送先	岩沼市			●
441	総合体育館	地域物資・活動拠点	食料等緊急配送先	岩沼市			●
442	富谷市学校給食センター	地域物資・活動拠点	食料等緊急配送先	富谷市			●
443	亘理町佐藤記念体育館	地域物資・活動拠点	食料等緊急配送先	亘理町			●
444	働く婦人の家	地域物資・活動拠点	食料等緊急配送先	亘理町			●
445	防災拠点・山下地域交流センター	地域物資・活動拠点	食料等緊急配送先	山元町			●
446	防災拠点・坂元地域交流センター	地域物資・活動拠点	食料等緊急配送先	山元町			●
447	体育文化センター	地域物資・活動拠点	食料等緊急配送先	山元町			●
448	石田沢防災センター	地域物資・活動拠点	食料等緊急配送先	松島町			●
449	三十刈地区備蓄倉庫	地域物資・活動拠点	食料等緊急配送先	松島町			●
450	松島運動公園備蓄倉庫	地域物資・活動拠点	食料等緊急配送先	松島町			●
451	手樽地区備蓄倉庫	地域物資・活動拠点	食料等緊急配送先	松島町			●
452	本郷地区備蓄倉庫	地域物資・活動拠点	食料等緊急配送先	松島町			●
453	すぱーく七ヶ浜	地域物資・活動拠点	食料等緊急配送先	七ヶ浜町			●
454	ペア・パール利府(町民交流館)	地域物資・活動拠点	食料等緊急配送先	利府町			●
455	利府町総合体育館	地域物資・活動拠点	食料等緊急配送先	利府町			●
457	大和町役場	地域物資・活動拠点	食料等緊急配送先	大和町			●
458	大和町総合体育館	地域物資・活動拠点	食料等緊急配送先	大和町			●
459	大郷町役場	地域物資・活動拠点	食料等緊急配送先	大郷町			●
460	フラップ大郷21	地域物資・活動拠点	食料等緊急配送先	大郷町			●
461	大衡村平林会館	地域物資・活動拠点	食料等緊急配送先	大衡村			●
462	大衡村公民館	地域物資・活動拠点	食料等緊急配送先	大衡村			●
463	大衡村屋内運動場	地域物資・活動拠点	食料等緊急配送先	大衡村			●
464	古川屋内運動場	地域物資・活動拠点	食料等緊急配送先	大崎市			●
465	三本木総合体育館	地域物資・活動拠点	食料等緊急配送先	大崎市			●
466	岩出山体育センター	地域物資・活動拠点	食料等緊急配送先	大崎市			●
467	武道館「桜花館」	地域物資・活動拠点	食料等緊急配送先	色麻町			●
468	色麻町町民体育館	地域物資・活動拠点	食料等緊急配送先	色麻町			●
469	色麻町保健福祉センター	地域物資・活動拠点	食料等緊急配送先	色麻町			●
470	加美町中新田体育館	地域物資・活動拠点	食料等緊急配送先	加美町			●
471	加美町小野田体育館	地域物資・活動拠点	食料等緊急配送先	加美町			●
472	加美町総合体育館	地域物資・活動拠点	食料等緊急配送先	加美町			●
473	涌谷町役場	地域物資・活動拠点	食料等緊急配送先	涌谷町			●
474	涌谷公民館	地域物資・活動拠点	食料等緊急配送先	涌谷町			●
475	美里町トレーニングセンター	地域物資・活動拠点	食料等緊急配送先	美里町			●
476	南郷庁舎車庫	地域物資・活動拠点	食料等緊急配送先	美里町			●
477	栗原市金成体育センター	地域物資・活動拠点	食料等緊急配送先	栗原市			●
478	栗原市築館体育センター	地域物資・活動拠点	食料等緊急配送先	栗原市			●
479	栗原市築館B&G海洋センター体育館	地域物資・活動拠点	食料等緊急配送先	栗原市			●
480	栗原市防災倉庫	地域物資・活動拠点	食料等緊急配送先	栗原市			●
481	中田総合支所(食料等)	地域物資・活動拠点	食料等緊急配送先	登米市			●
482	南方総合支所(生活物資)	地域物資・活動拠点	食料等緊急配送先	登米市			●
483	石巻市役所 本庁舎	地域物資・活動拠点	食料等緊急配送先	石巻市			●
484	石巻市防災センター	地域物資・活動拠点	食料等緊急配送先	石巻市			●
485	石巻市総合運動公園内備蓄倉庫	地域物資・活動拠点	食料等緊急配送先	石巻市			●
486	鷹来の森運動公園内防災拠点備蓄基地	地域物資・活動拠点	食料等緊急配送先	東松島市			●
487	女川小学校体育館	地域物資・活動拠点	食料等緊急配送先	女川町			●
488	気仙沼市総合体育館	地域物資・活動拠点	食料等緊急配送先	気仙沼市			●
489	本吉総合体育館	地域物資・活動拠点	食料等緊急配送先	気仙沼市			●

## ■緊急輸送道路により連絡する防災拠点内訳表

No	施設名称	拠点種類	細目	市町村	ネットワーク機能区分		
					第1次	第2次	第3次
490	旧気仙沼西高等学校	地域物資・活動拠点	食料等緊急配送先	気仙沼市			●
491	ペイサイドアリーナ体育館	地域物資・活動拠点	食料等緊急配送先	南三陸町			●
492	志津川中学校体育館	地域物資・活動拠点	食料等緊急配送先	南三陸町			●
493	(地独) 宮城県立精神医療センター	病院	第二次救急医療施設	名取市			●
494	気仙沼市大島出張所	地域物資・活動拠点	食料等緊急配送先	気仙沼市			●
495	一般社団法人宮城県薬剤師会	指定公共機関	県指定(災害・国民)	仙台市		●	
496	宮城県立こども病院	病院	第二次救急医療施設	仙台市			●
497	硯上の里おがつ	物資拠点 道の駅	道の駅	石巻市		●	
498	おながわ	物資拠点 道の駅	道の駅	女川町		●	
499	さんさん南三陸	物資拠点 道の駅	道の駅	南三陸町		●	
500	さんみらい多賀城イベントプラザ	地域物資・活動拠点	食料等緊急配送先	多賀城市			●
501	仙台貨物ターミナル駅	物資拠点 集積所	貨物駅	仙台市		●	
502	仙台港背後地工業団地	物資拠点 集積所	工業団地	仙台市		●	
503	仙台空港岩沼臨空矢野目工業団地	物資拠点 集積所	工業団地	岩沼市		●	
504	二ノ倉工業団地	物資拠点 集積所	工業団地	岩沼市		●	
505	仙台北部中核工業団地	物資拠点 集積所	工業団地	大和町		●	
506	桜ノ目工業団地	物資拠点 集積所	工業団地	大崎市		●	
507	長沼工業団地	物資拠点 集積所	工業団地	登米市		●	
508	出光興産(株) 塩釜油槽所	燃料供給拠点	製油所・油槽所	塩竈市		●	
509	出光興産(株) 貞山塩釜油槽所	燃料供給拠点	製油所・油槽所	塩竈市		●	
510	JXTGエネルギー(株) 塩釜油槽所	燃料供給拠点	製油所・油槽所	塩竈市		●	
511	東西オイルターミナル(株) 塩釜油槽所	燃料供給拠点	製油所・油槽所	塩竈市		●	
512	カガク興商(株) 配送センター	燃料供給拠点	小口燃料配送拠点	東松島市			●
513	野口石油(株) 築館配送センター	燃料供給拠点	小口燃料配送拠点	栗原市			●
514	丸山(株) 蔵王配送センター	燃料供給拠点	小口燃料配送拠点	蔵王町			●
515	(株)気仙沼商会 松川給油所	燃料供給拠点	小口燃料配送拠点	気仙沼市			●
516	丸山(株) 亘理中央配送センター	燃料供給拠点	小口燃料配送拠点	亘理町			●
517	田尻駅	物資拠点 駅	総合支所近接駅	大崎市			●
518	利府町文化交流センター(リフノス)	地域物資・活動拠点	食料等緊急配送先	利府町			●
519	気仙沼市防災物資集積配送基地	地域物資・活動拠点	食料等緊急配送先	気仙沼市			●

# 洪水予報河川の洪水からの避難が必要となるタイミングとエリア

避難指示等		気象警報等	
対象区域の考え方	種類	判断基準の設定例	種類
<p>○避難情報の発令対象区域 各河川等の洪水ハザードマップやその基となる各河川等の浸水想定区域を基本として設定する。</p> <p>○立退き避難が必要な場合 河川が氾濫した場合に、氾濫流が家屋流失をもたらすおそれがある場合や、山間部等の流速が速いところで、河岸侵食や氾濫流が家屋流失をもたらすおそれがある場合</p> <p>・浸水梁が深く、居室が浸水するおそれがある場合や、地下施設・空間のうち、その利用形態と浸水想定から、居住者・利用者に命の危険が及ぶおそれがある場合</p> <p>・ゼロメートル地帯のように浸水が長期間継続するおそれがある場合</p>	5 緊急安全確保	<p>(災害が切迫)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・A川のB水位観測所の水位が、<b>氾濫開始相当水位</b>である〇〇mに到達した場合(計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高(又は背後地盛高)に到達している蓋然性が高い場合)</li> <li>・<b>国管理河川の洪水の危険度分布(水害リスクライン)</b>で<b>氾濫している可能性(黒)</b>になった場合</li> <li>・堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合</li> <li>・樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止させるをえない場合(支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する)</li> </ul> <p>(災害発生を確認)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・堤防が決壊や越水・漏水が発生した場合(指定河川洪水予報の氾濫発生情報(警戒レベル5相当情報(洪水))・水防団からの報告等により把握できた場合)</li> <li>・<b>指定河川洪水予報</b>により、A川のB水位観測所の水位が<b>氾濫危険水位(レベル4水位)</b>である〇〇mに到達した、あるいは、水位予測に基づき急激な水位上昇によりもなお氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれる発令された場合(又は当該市町村・区域で個別に定める危険水位に相当する〇〇mに到達したと確認された場合)</li> <li>・A川のB水位観測所の水位が<b>氾濫危険水位(レベル4水位)</b>である〇〇mに到達していないものも、A川のB水位観測所の水位が<b>氾濫開始相当水位</b>である〇〇mに到達することを想定される場合(計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高(又は背後地盛高)に到達することを予想される場合)</li> <li>・<b>国管理河川の洪水の危険度分布(水害リスクライン)</b>で<b>氾濫危険水位の超過に相当(紫)</b>になった場合</li> <li>・堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合</li> <li>・〇〇mの管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合</li> <li>・警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるよう強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することを予想される場合(夕刻時点で発令)</li> <li>・警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるよう強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することを予想される場合(立退き避難中に暴風が吹き始めるのではないよう暴風警報の発表後速やかに発令)</li> </ul>	氾濫発生情報
	4 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>指定河川洪水予報</b>により、A川のB水位観測所の水位が<b>避難判断水位(レベル3水位)</b>である〇〇mに到達し、かつ、水位予測において引き続き水位が上昇する予測が発表されている場合</li> <li>・<b>指定河川洪水予報</b>により、A川のB水位観測所の水位が<b>氾濫危険水位(レベル4水位)</b>に到達する予測が発表されている場合(急激な水位上昇による氾濫のおそれがある場合)</li> <li>・<b>国管理河川の洪水の危険度分布(水害リスクライン)</b>で<b>避難判断水位の超過に相当(赤)</b>になった場合</li> <li>・堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合</li> <li>・警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるよう強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することを予想される場合(夕刻時点で発令)</li> </ul>	氾濫警戒情報
	3 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水予報が発表された場合は、防災気象情報を入力し、気象状況の進展を見守る。</li> <li>・連絡要員を配置し、防災気象情報の把握に努める。</li> </ul>	氾濫注意情報

# 水位周知河川の洪水からの避難が必要となるタイミングとエリア

対象区域の考え方		警戒レベル	種類	避難指示等		気象警報等
				判断基準の設定例		種類
<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難情報の発令対象区域</li> <li>・氾濫する切迫度が高まっている各河川等の洪水ハザードマップやその基となる各河川等の浸水想定区域を基本として設定する。</li> </ul>		5	緊急安全確保	<p>(災害が切迫)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・A川のB水位観測所の水位が、<b>氾濫開始相当水位</b>である00mに到達した場合(計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防先端高(又は背後地盛高)に到達している蓋然性が高い場合)</li> <li>・A川の<b>洪水警報の危険度分布</b>で「<b>災害切迫(重)</b>」が出現した場合(流域雨量指数の実況値が大雨特別警報(浸水害)の基準に到達した場合)</li> <li>・堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合</li> <li>・樋門・水門等の施設の機能支障が察見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合(支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する)</li> </ul> <p>(災害発生を確認)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合(水防団等からの報告により把握できた場合)</li> </ul>	<p>大雨特別警報(浸水害)</p> <p>氾濫発生情報</p> <p>洪水警報の危険度分布(洪水キキクル)</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○立退き避難が必要な場合</li> <li>・河川が氾濫した場合に、氾濫流が家屋流失をもちあすおそれがある場合や、山間部等の流速が速いところで、河岸侵食や氾濫流が家屋流失をもちあすおそれがある場合</li> <li>・浸水深が深く、居室が浸水するおそれがある場合や、地下施設・空間のうち、その利用形態と浸水想定から、居住者・利用者に命の危険が及ぶおそれがある場合</li> <li>・ゼロメートル地帯のように浸水が長期間継続するおそれがある場合</li> </ul>		4	避難指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・A川のB水位観測所の水位が<b>立退き危険水位(洪水特別警戒水位)</b>(レベル4水位)である00mに到達した場合(又は当該市町村・区域の個別に定める危険水位に相当する00mに到達したと確認された場合)</li> <li>・A川の急激な水位上昇のおそれがある場合</li> <li>①B地点上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合</li> <li>②A川の<b>洪水警報の危険度分布</b>で「<b>危険(緊)</b>」が出現した場合(流域雨量指数の実況値又は3時間先までの予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合)</li> <li>③B地点上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合(実況雨量や予測雨量において、累加雨量が00mm以上、又は時間雨量が00mm以上となる場合)</li> </ul> <p>堤防に異常な漏水・侵食等が察見された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・00mの管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合</li> <li>・警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方は接近・通過することが予想される場合(夕刻時点で発令)</li> <li>・警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い、接近・通過することが予想される場合(立退き避難中に暴風に吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令)</li> </ul>	<p>洪水警報の危険度分布(洪水キキクル)</p> <p>流域雨量指数の予測値</p> <p>氾濫危険情報</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水が長期間継続するおそれがある場合</li> </ul>		3	高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> <li>・A川のB水位観測所の水位が<b>避難判断水位(レベル3水位)</b>である00mに到達した場合</li> <li>・A川のB水位観測所の水位が一定の水位(00m)を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合</li> <li>①B地点上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合</li> <li>②A川の<b>洪水警報の危険度分布</b>で「<b>警戒(赤)</b>」が出現した場合(流域雨量指数の実況値又は3時間先までの予測値が洪水警報基準に到達する場合)</li> <li>③B地点上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合(実況雨量や予測雨量において、累加雨量が00mm以上、又は時間雨量が00mm以上となる場合)</li> </ul> <p>堤防に軽微な漏水・侵食等が察見された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方は接近・通過することが予想される場合(夕刻時点で発令)</li> </ul>	<p>洪水警報</p> <p>洪水警報の危険度分布(洪水キキクル)</p> <p>流域雨量指数の予測値</p> <p>氾濫警戒情報</p> <p>洪水注意報</p>	
<p>(注) 洪水警報の危険度分布(流域雨量指数の予測値)は、水位上昇の見込みを判断するための情報です。</p>				<p>洪水注意報が発表された場合は、防災気象情報を見守る。</p> <p>・連絡要員を配置し、防災気象情報の把握に努める。</p>		<p>洪水注意報</p> <p>早期注意情報(警報の可能性)</p>

# その他河川の洪水からの避難が必要なタイミングとエリア

避難指示等		気象警報等
対象区域の考え方	種類	種類
<p>警戒レベル 5</p> <p>○避難情報の発令対象区域</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>河川事務所・気象台等からの助言も踏まえ、それぞれの河川特性等に応じて区域を設定する。</li> </ul>	緊急安全確保	大雨特別警報 (浸水害)  洪水警報の危険度分布 (洪水キキクル)
<p>警戒レベル 4</p> <p>○立退き避難が必要な場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>河川が氾濫した場合に、氾濫流が家屋流失をもちらすおそれがある場合や山間部等の流速が速いところで、河岸侵食や氾濫流が家屋流失をもちらすおそれがある場合、浸水深が深く、居室が浸水するおそれがある場合や、地下施設・空間のうち、その利用形態と浸水想定から、居住者・利用者に命の危険が及ぶおそれがある場合、ゼロメートル地帯のように浸水が長期間継続するおそれがある場合</li> </ul>	避難指示	洪水警報の危険度分布 (洪水キキクル)  流域雨量指数の予測値
<p>警戒レベル 3</p> <p>高齢者等避難</p>	高齢者等避難	洪水警報  洪水警報の危険度分布 (洪水キキクル)  流域雨量指数の予測値
<p>判断基準の設定例</p> <p>(災害が切迫)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>A川のB水位観測所の水位が堤防高 (又は背後地盤高) である〇〇mに到達した場合</li> <li>A川の洪水警報の危険度分布で「災害切迫 (黒) J (警戒レベル5相当情報(洪水))」が出現した場合 (流域雨量指数の美況値が大雨特別警報 (浸水害) 基準に到達した場合)</li> <li>堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそわが高まった場合</li> <li>樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるを得ない場合 (支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する)</li> <li>大雨特別警報 (浸水害) が発表された場合 (※大雨特別警報 (浸水害) は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞らねばならない)</li> </ul> <p>(災害発生を確認)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合 (水防回等からの報告により把握できた場合)</li> </ul> <p>A川のB水位観測所の水位が一定の水位 (〇〇m) に到達し、次の①～③のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>B地点上流の水位観測所の水位が上昇している場合</li> <li>A川の洪水警報の危険度分布で「危険 (赤) J (警戒レベル4相当情報(洪水))」が出現した場合 (流域雨量指数の美況値又は予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合)</li> <li>B地点上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 (美況雨量や予測雨量において、累加雨量が〇〇mm以上、又は時間雨量が〇〇mm以上となる場合)</li> </ol> <p>堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>〇〇タムの管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合</li> <li>警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方は接近・通過することが予想される場合 (夕刻時点で発令)</li> <li>警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合 (立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令)</li> </ul> <p>A川のB水位観測所の水位が一定の水位 (〇〇m) に到達し、次の①～③のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>B地点上流の水位観測所の水位が上昇している場合</li> <li>A川の洪水警報の危険度分布で「警戒 (赤) J (警戒レベル3相当情報(洪水))」が出現した場合 (流域雨量指数の美況値又は予測値が洪水警報基準に到達する場合)</li> <li>B地点上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 (美況雨量や予測雨量において、累加雨量が〇〇mm以上、又は時間雨量が〇〇mm以上となる場合)</li> </ol> <p>堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方は接近・通過することが予想される場合 (夕刻時点で発令)</li> </ul>		洪水注意報  早期注意情報 (警報の可能性)
<p>洪水注意報が発表された場合は、防災気象情報を入力し、気象状況の進展を見守る。</p> <p>連絡要員を配置し、防災気象情報の把握に努める。</p> <p>(注) 洪水警報の危険度分布 (流域雨量指数の予測値) は、水位上昇の見込みを判断するための情報です。</p>		

# 高潮からの避難が必要となるタイミングとエリア

避難指示等			気象警報等	
対象区域の考え方	警戒レベル	種類	判断基準の設定例	種類
<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難情報の発令対象区域</li> <li>・高潮浸水想定区域や高潮ハザードマップのうち、高潮警報等で発表される<b>予想最高潮位に</b>応じて<b>想定される浸水区域</b>を基本とする。</li> <li>・高潮浸水想定区域は想定し得る最大規模の高潮を対象としたものであり、中小規模の高潮を対象としたものではない。そのため、市町村は、高潮警報等の<b>予想最高潮位に</b>応じて<b>想定される浸水区域</b>に対して、速やかに避難情報を発令することができるよう、あらかじめ、気象台、都道府県等に相談し、中小規模の高潮により浸水が想定される区域について事前に確認しておくことが望ましい。</li> </ul>	5	緊急安全確保	(災害が切迫) ・水門、陸揚等の異常が確認された場合 ・潮位が危険潮位※1を超え、浸水が発生したと推測される場合 ・水位周知海岸において、 <b>高潮氾濫発生情報</b> が発表された場合 ※危険潮位：その潮位を超えると、海岸堤防等を越えて浸水のおそれがあるものとして、各海岸による堤防等の高さ、過去の高潮時の潮位等に留意して、市町村が避難情報の対象区域毎に設定する潮位  (災害発生を確認) ・海岸堤防等が倒壊した場合 ・異常な越波・越流が発生した場合 ・水位周知海岸において、高潮氾濫が発生した場合	高潮氾濫発生情報
	4	避難指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高潮警報(警戒レベル4相当情報(高潮))あるいは高潮特別警報(警戒レベル4相当情報(高潮))が発表された場合</li> <li>・警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(高潮注意警報が発表され、当該注意警報において、夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及される場合など)(夕刻時点で発令)</li> </ul>	高潮警報 または 高潮特別警報
<ul style="list-style-type: none"> <li>○立退き避難が必要な場合</li> <li>・高潮時の越波や浸水により、家屋の流失をたらずる場合</li> <li>・浸水梁が深く、居室が浸水するおそれがある場合や、地下施設・空間のうち、その利用形態と浸水想定から、居住者・利用者に命の危険が及ぶおそれがある場合</li> <li>・ゼロメートル地帯のように浸水が長期間継続するおそれがある場合</li> </ul>	3	高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高潮注意警報の発表において警報に切り替える可能性が高い旨に言及された場合(数時間先に高潮警報が発表される状況の時に発表)</li> <li>・高潮注意警報が発表されている状況において、台風情報で、台風が市町村にかかると予想されている、又は台風が市町村に接近することが見込まれる場合</li> <li>・警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(夕刻時点で発令)</li> <li>・「伊勢湾台風」級の台風が接近し、上陸24時間前に、特別警報発表の可能性がある旨、府県気象情報や気象庁の記者会見等により周知された場合</li> </ul>	高潮警報に切り替える可能性が高い注意警報
				高潮注意警報
				予告的な気象情報

・高潮注意警報が発表された場合は、防災気象情報を入力し、気象状況の進展を見守る。  
 ・連絡要員を配置し、防災気象情報の把握に努める。

# 土砂災害からの避難が必要となるタイミングとエリア

避難指示等		気象警報等	
対象区域の考え方	警戒レベル	種類	種類
		判断基準の設定例	
		(災害が切迫) ・大雨特別警報(土砂災害)(警戒レベル5相当情報(土砂災害))が発表された場合 (※大雨特別警報(土砂災害)は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと) ・土砂災害の危険度分布で「災害切迫(黒)J(警戒レベル5相当情報(土砂災害))」となった場合 (災害発生を確認) ・土砂災害の発生が確認された場合	大雨警報 (土砂災害)の 危険度分布 (土砂キキクル)
○避難情報の発令対象区域 ・土砂災害の危険度分布において危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域等に避難情報を発令することを基本とする(土砂災害警戒区域等を避難情報の発令の対象としてあらかじめ定めておく)。	5	緊急安全確保	大雨特別警報(土砂災害) (土砂災害)
○土砂災害警戒区域等の詳細 (1)土砂災害防止法に基づく「土砂災害警戒区域」, (2)土砂災害危険箇所 (3)その他の場所	4	避難指示	土砂災害警戒情報  大雨警報 (土砂災害)の 危険度分布 (土砂キキクル)
		大雨警報(土砂災害)(警戒レベル3相当情報(土砂災害))が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が警戒(赤)J(警戒レベル3相当情報(土砂災害))となった場合 (※大雨警報(土砂災害)は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル3高齢者等避難の発令対象区域は適切に絞り込むこと) ・数時間後に避難指示等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 ・警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方は接近・通過することが予想される場合(大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)(警戒レベル3相当情報(土砂災害))に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など)(夕刻時点で発令)	大雨警報 (土砂災害)の 危険度分布 (土砂キキクル)
	3	高齢者等避難	大雨警報 (土砂災害)の 危険度分布 (土砂キキクル)
		大雨注意報(土砂災害)	大雨警報 (土砂災害)の 危険度分布 (土砂キキクル)
		大雨注意報	大雨警報 (土砂災害)の 危険度分布 (土砂キキクル)
		早期注意情報(警戒級の可能性)	-

・大雨注意報が発表された場合には、防災気象情報を入力し、気象状況の進展を見守る。  
・連絡要員を配置し、防災気象情報の把握に努める。

(注) 土砂災害の危険度分布とは「土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)」と都道府県が提供する「土砂災害危険度情報」をまとめた呼称です。

# 新型コロナウイルス感染症に対応した 避難所運営ガイドライン

令和2年6月  
宮城県

# 目 次

はじめに	-----	1
<b>1 事前対策</b>		
(1) 住民への広報	-----	1
(2) 資機材の備蓄	-----	1
(3) 三つの密を避けるための避難所の確保	-----	2
(4) 避難所のレイアウトの作成	-----	2
(5) 感染者等の避難方法の具体化	-----	3
(6) 避難所の運営等に係る役割分担	-----	3
(7) 避難所運営マニュアルの策定や訓練の実施	-----	3
<b>2 避難所の開設・運営</b>		
(1) 初動対応	-----	4
(2) 可能な限り多くの避難所の開設	-----	4
(3) 事前受付の設置	-----	4
(4) 感染予防対策	-----	5
(5) 発熱や咳等の症状がある方への対応	-----	6
(6) 新型コロナウイルス感染者が確認された場合の対応	-----	6
(7) 避難者名簿の作成	-----	7
(8) 車中泊（車中避難）等への対応	-----	7

## はじめに

新型コロナウイルス感染症の現下の状況を踏まえ、災害が発生し、避難所を開設、運営する際は、手洗いや咳エチケット等の基本的な感染症対策を行うとともに、三つの密（密接・密閉・密集）を避ける等、新型コロナウイルス感染症対策を徹底する必要があります。

宮城県では、事前対策や避難所の開設・運営のための具体的な対応策をあらかじめ検討することにより、災害発生時に避難を要する住民の安全・安心を確保するため、避難所の運営に関するガイドラインを取りまとめました。

各市町村におかれましては、本ガイドラインを参考として対応について検討し、災害時には住民と協力するほか、管轄保健所と連携し、円滑な避難所運営のための体制を構築していただきますようお願いいたします。

また、災害時は命が最優先であることを前提に、災害時の避難所における避難者の受け入れ・運営を実施してください。

## 1 事前対策

### (1) 住民への広報

- ① 住民が避難する前に準備、検討することを事前に周知する。
  - ・避難とは、難を避けること、つまり安全を確保することであり、まずは自宅の災害の危険性をハザードマップ等で事前に確認し、自宅で安全確保ができる場合は自宅避難も検討する。
  - ・避難所以外への避難を検討する。（安全確保ができる親戚や友人の家）
  - ・生活必需品やマスク、石鹸、手指消毒用アルコール、体温計、スリッパ、ゴミ袋等の避難者個人の衛生用品は持参を基本とする。
  - ・服薬している薬や体調管理のためのサプリメント、おくすり手帳等を用意する。
  - ・避難所に行く際はマスクを着用する。
- ② 避難所の感染症対策（可能な限り1～2m間隔の確保等）を周知する。
- ③ 避難情報等を基に早期避難を徹底するよう周知する。

### (2) 資機材の備蓄

- ① 資機材の準備
  - ・受付時等に避難者の体温を測る非接触型体温計やサーモグラフィ等
  - ・パーティションや間仕切り、簡易テント、段ボールベット等
- ② 備蓄品の拡充
  - ・マスク、石鹸、アルコール消毒液、次亜塩素酸ナトリウム、除菌ウェットティッシュ

- シュ、ペーパータオル等
- ・マスクが確保できない場合、キッチンペーパーやタオル等の代用品
  - ・避難所の区割りに使用するポール（2m程度）と養生テープ等
  - ・眼の防護具、使い捨て手袋、長袖ガウン（ゴミ袋、カップでの代用可）等

### (3) 三つの密を避けるための避難所の確保

避難所の過密状態を避け、人と人の距離を確保するため、これまでの災害発生時よりも可能な限り多くの避難所を確保する。

#### 【指定避難所以外の避難所の確保】

- ・指定避難所以外の施設として、高校、大学、専門学校、宿泊施設（ホテル・旅館等）の活用を検討する。
- ・要配慮者（高齢者・基礎疾患を有する者・障がい者・妊産婦・訪日外国人旅行者等及びその家族等）の避難先として、福祉避難所等が不足する場合を想定し、宿泊施設（ホテル・旅館等）の確保を検討する。
- ・車中泊は推奨しないが、感染を恐れて車中泊が増えることが想定されるため、車中泊に備えた場所の確保を検討する。

### (4) 避難所のレイアウトの作成（資料1-1～資料1-4）

- ① 可能な限り1～2m間隔で占有場所を確保するレイアウトを作成する。
- ② 発熱や咳などの風邪の症状等がある方を早期発見できるよう、避難所入口の外に「事前受付」を設置する。
- ③ 発熱や咳などの風邪の症状等がある方や濃厚接触者の「専用スペース」を設置する。「専用スペース」は個室とすることが望ましいが、個室を確保できない場合はパーティションや簡易テントを設け感染防止を図る。
- ④ 学校（体育館）等の大規模な避難所の場合、教室等を活用した「居住スペース」「専用スペース」の分散化を検討する。
- ⑤ トイレ、洗面所、洗濯場や携帯電話の充電場所等では、三つの密を避けた運用が重要である。
  - ・専用スペースには、専用トイレを確保することが望ましい。携帯トイレ（段ボールトイレ等）の設置も検討する。
  - ・飛沫感染防止のため、パーティションの高さは2m程度を確保する。
- ⑥ パーティションや簡易テントは、個室を確保できない場合の専用スペースで優先的に使用するが、居住スペースにおいても積極的に活用する。
- ⑦ 専用スペースと居住スペースの動線を分け、分離したレイアウトを検討し、全ての動線は交差を避け、一方通行とすることが望ましい。

**【参考 ソーニングの基本】**

- ◆清潔区域とウイルスによって汚染されている領域（汚染区域）を明確に区分する。
- ◆区分が分かるように、テープや張り紙等で表記する。
- ◆発熱等の症状がある方とその他の方の生活の場や動線が交わらないようにする。
- ◆汚染区域に入る前に、適切な防護具（マスクや手袋等）を着用する。
- ◆清潔区域に入る前に、使用した（身に着けている）防護具を脱ぎ、手洗い（手洗いの場がない場合は、手指消毒）をする。

**（５）感染者等の避難方法の具体化**

- ① 新型コロナウイルス感染症患者のうち、無症状、または医学的に症状が軽い方については、宮城県と仙台市が用意する宿泊療養施設や、場合によっては自宅で療養することがある。

自宅療養をしている感染者が、災害時に、速やかに医療機関や宿泊療養施設等に避難することができない場合には、一般の避難所に避難することが想定される。自宅療養をしている感染者を避難者として受け入れる場合は、専用スペースに移動させた上で、保健所に連絡・相談し、その指示に従う。（自宅療養をしている感染者が一般の避難所へ避難した後は、保健所が感染者の安全に配慮した上で、できるだけすみやかに宿泊療養施設等の避難先へ誘導する。）

- ② 新型コロナウイルス感染症患者の濃厚接触者（以下、「濃厚接触者」という。）や新型コロナウイルス感染が疑われて検査対象となっている者（以下、「検査対象者」という。）を受け入れる場合は、それぞれの専用スペースに移動させる。

保健所は、濃厚接触者や検査対象者に対し、一般の避難所へ避難した場合は、自ら申し出るよう事前に伝えるものとする。

- ③ 災害発生時における感染者等の安否確認方法や関係機関が連携して情報を収集する体制について、保健所等と事前に検討しておく。

**（６）避難所の運営等に係る役割分担**

避難所の開設や運営に係る市町村、地域住民、施設管理者等の役割を事前に決定しておく。

**（７）避難所運営マニュアルの策定や訓練の実施**

- ① 本ガイドラインを参考とし、新型コロナウイルス感染症対策用の避難所運営マニュアルを策定する。
- ② 市町村は、地域住民や施設管理者等と、マニュアルに沿った訓練を実施する。

## 2 避難所の開設・運営

### (1) 初動対応

- ① 事前に決めた避難所開設担当者（市町村，地域住民，施設管理者等）は，早めに避難所を開設する。
- ② 事前に検討したレイアウトを基に，避難所を開設する。（「1-（4）避難所のレイアウトの作成」参照）

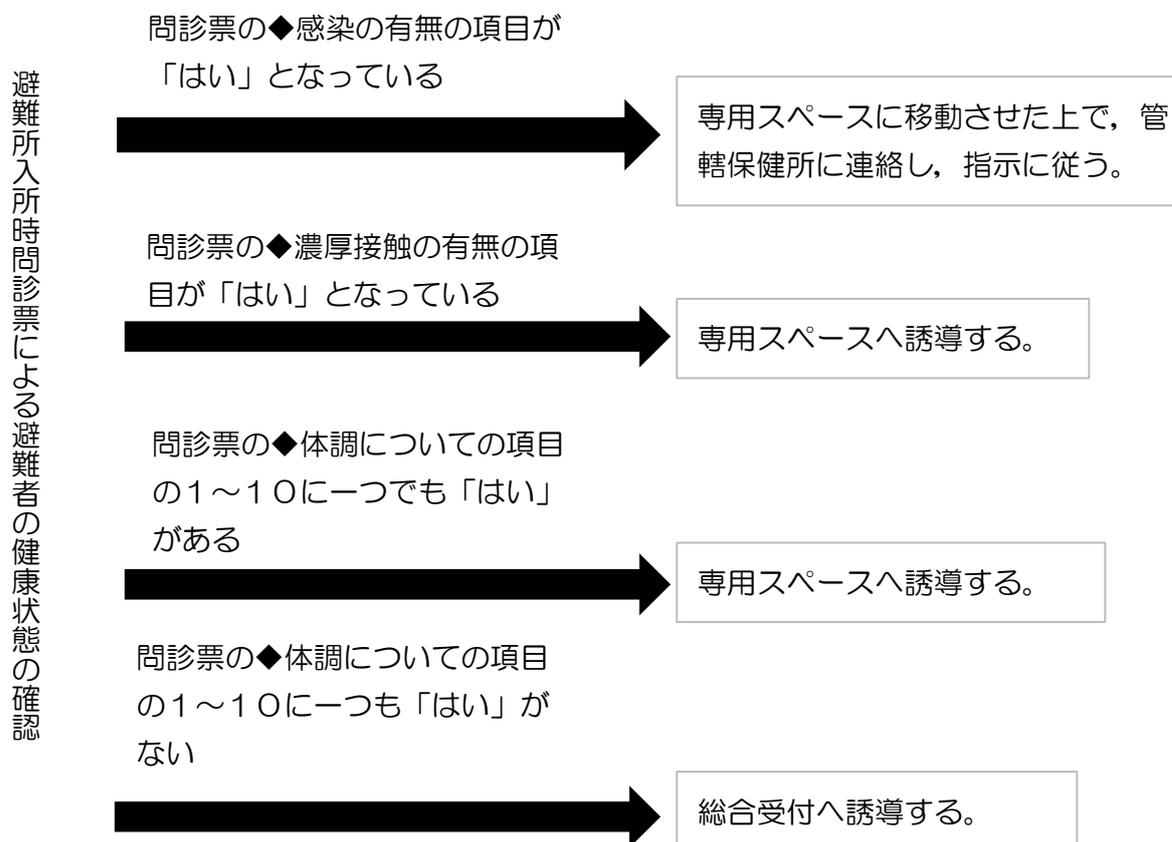
### (2) 可能な限り多くの避難所の開設

- ① 学校を避難所に行っている場合は，体育館のほか教室等を活用する。
- ② 事前に確保した高校，大学，専門学校，宿泊施設（ホテル・旅館等）も避難所として活用する。

### (3) 事前受付の設置（資料2）

- ① 避難者の健康状態を確認するため，避難所入口の外に事前受付を設置する。
  - ・避難所開設と同時に事前受付を設置し，運営する。
  - ・アルコール消毒液を設置し，雨天時はテントを設営する。
  - ・体育館に接続する廊下を使用する等，各避難所に応じて設置する。
  - ・避難者のマスク着用，手洗い（消毒）を徹底する。
- ② 発熱の有無や問診により，健康状態を確認する。（資料3）
  - ・非接触型体温計，サーモグラフィー等の設置が望ましい。
  - ・やむを得ず接触型の体温計を使用する場合，感染防止のため毎回消毒を実施する。
  - ・検温するスタッフは，マスクに加え，使い捨て手袋，眼の防護具を装着する。（資料4）
- ③ 事前受付の結果により，専用スペース又は総合受付へ誘導する。
  - ・発熱や咳等の症状がある方は，専用スペースへ誘導する。（「（4）発熱や咳等の症状が出た者への対応」を参照し，対応する。）  
⇒発熱や咳等の症状がない方は，総合受付へ誘導する。
  - ・避難者自らが行動できるよう，案内看板等を用意する。
- ④ 事前受付の設営前に避難者が居住スペースに入った場合は，改めて1～2m間隔の区割りをを行うとともに，各避難者の体温等の健康状態を確認する。

## 【避難所受付時の健康状態確認フロー】



## (4) 感染予防対策

## ① 避難所運営者の留意点

- ・ 事前受付を継続し、避難所に人の出入りがある毎に、体温等の健康状態を確認する。
- ・ 避難者及び運営スタッフに体調チェック表（資料5）を配布し、毎日体温等の健康状態を確認する。
- ・ ポスターやチラシ、呼びかけにより避難者の感染症防止のための運営上の留意点を周知する。（資料6）
- ・ 手指消毒用アルコールは、人の出入りの多い避難所の出入口、トイレ周辺、食事スペース等に複数設置し、こまめに手指の消毒を行うよう徹底する。
- ・ 30分に1回以上、数分間程度、2方向の窓を全開する定期的な換気を実施する。

(県・復興・危機管理部防災推進課)

- ・手すり、ドアノブ、共用備品等の人々が接触する場所は1日最低1回消毒する。
  - ・居住スペース、トイレ及び洗面所の定期的な清掃と消毒を行う。(通常の清掃に加え、糞便や嘔吐物で汚染された場合は、次亜塩素酸ナトリウム0.1%による消毒が推奨される。)(資料7)
  - ・物品や食事の配給時は、一度机に置くこと等により接触感染を回避する。
- ② 避難者個人の留意点
- ・前後左右1~2m程度の距離を確保する。
  - ・手洗い、マスク着用(睡眠中もできる限り)、配布された体調チェック票(資料4)により、毎日の体温等の健康状態を確認する。(ドアノブ等の共有部分に触れた後は、特に手洗いを徹底)
  - ・飛沫感染、接触感染を最小限にするため、居住スペース以外で食事をとらないことが望ましい。

#### (5) 発熱や咳等の症状がある方への対応

- ① 専用のスペースを確保し、その際のスペースは可能な限り個室にするとともに、専用のトイレを確保することが望ましい。
- ② 学校等の大規模な避難所は、専用のスペースとして教室等を活用する。専用スペースは個室とすることが望ましいが、小規模な避難所で個室を確保できない場合は、パーティションや簡易テントを設けるか、病状等を考慮した上で、医療機関を受診するまで一時的に車中待機等を検討する。
- ③ 発熱や咳などの風邪の症状等がある方の看護は、できるだけ限られた方で実施する。
- ④ 新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安に該当する症状のある方が発生した場合は、市町村災害対策本部を通して管轄保健所へ連絡し、対応について協議する。

#### (6) 新型コロナウイルス感染者が確認された場合の対応

- ① 発熱や咳等の症状があって検査を受け、感染が確認された場合は、保健所が感染者の安全に配慮した上で、できるだけすみやかに医療機関や宿泊療養施設等の避難先へ誘導する。  
避難所スタッフが一時的に感染者と接触する場合は、使い捨て手袋、マスク、目の防護具を適切に選択し、装着する。その際、感染者もマスクを着用する。(資料4)
- ② 感染者が滞在していた避難所内の共用部(トイレを含む)は、保健所の助言を受けて、消毒を行う。
- ③ 保健所の調査によって把握された濃厚接触者は専用スペースで隔離し、保健所の

助言を受けて対応する。

### (7) 避難者名簿の作成

避難所内で感染者が発生した場合に濃厚接触者を特定できるように、避難者名簿には滞在区画（体育館、教室等）、滞在時間及び連絡先等を追加する。

### (8) 車中泊（車中避難）等への対応

① 避難所等に避難をせず、車中泊をする避難者がいる場合は、エコノミークラス症候群予防のため、軽い運動やストレッチの実施、こまめな水分補給等について周知する。

※気温や湿度が高い時期にはエアコンの利用等により熱中症にも注意するよう周知すること。

② 車中泊により避難生活を送っている方の健康状態の確認も定期的に行う。

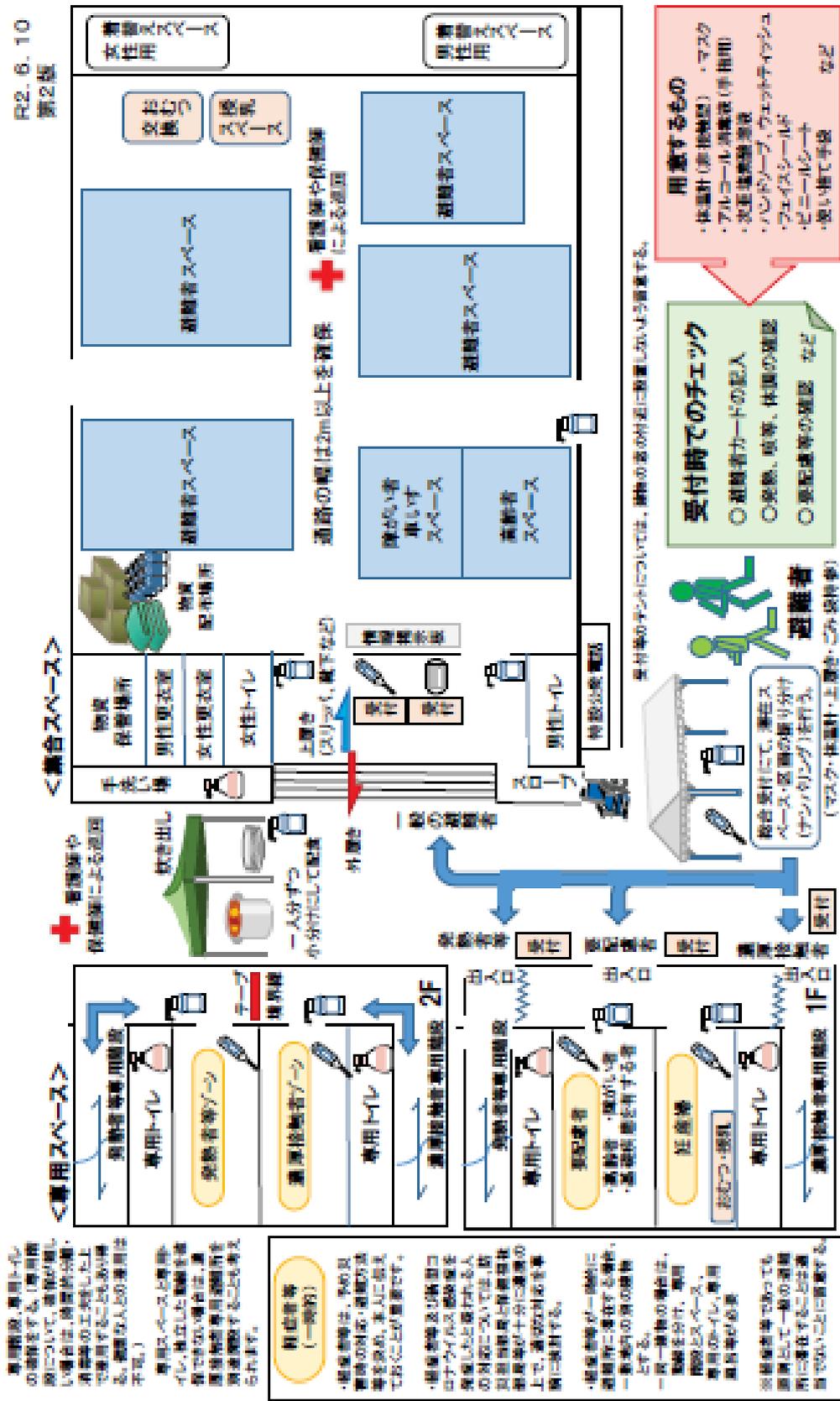
# 新型コロナウイルス感染症に対応した 避難所運営ガイドライン 資料集

令和2年6月  
宮城県

# 目 次

資料1-1	新型コロナウイルス感染症対応時の避難所レイアウト（例）〈避難受付時〉	P 1
資料1-2	新型コロナウイルス感染症対応時の避難所レイアウト（例）〈避難受付以降〉	P 2
資料1-3	健康な人の避難所滞在スペースのレイアウト（例）	P 3
資料1-4	発熱・咳等のある人や濃厚接触者専用室のレイアウト（例）	P 5
資料2	事前受付のレイアウト（例）	P 6
資料3	避難所入所時 問診票（例）	P 7
資料4	避難所運営にあたり場面ごとに想定される装備（参考）	P 8
資料5	体調チェック表（例）	P 9
資料6	新型コロナウイルス感染症対策へのご協力をお願いします！	P 10
資料7	次亜塩素酸ナトリウム消毒液の作り方	P 11
資料8	新型コロナウイルスにおける環境整備の考え方	P 12
資料9	手洗いをして感染症を予防しましょう。	P 13
資料10	知っておくべき5つのポイント	P 14
資料11	新型コロナウイルス感染症対策 チェックリスト	P 16

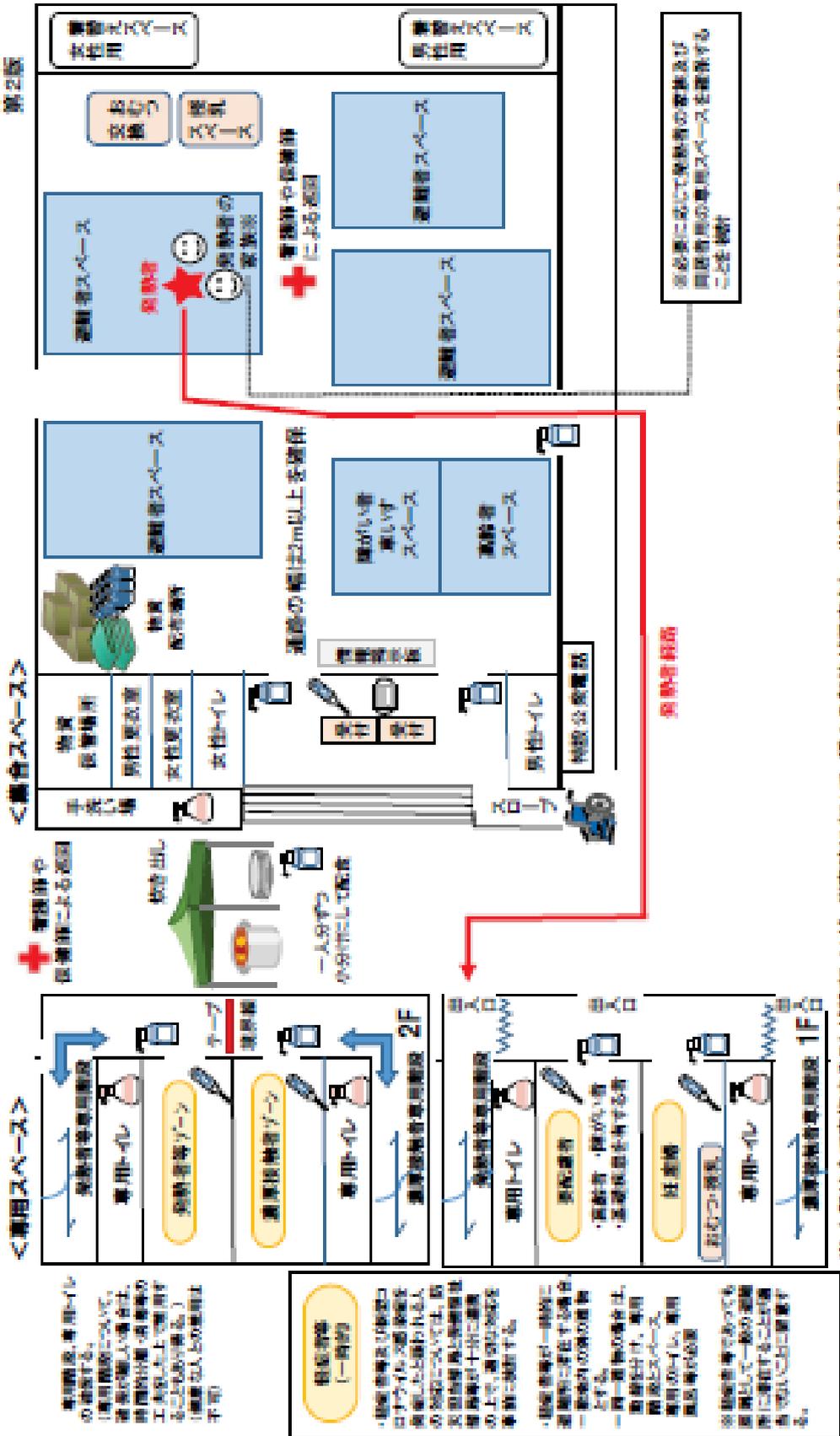
# 新型コロナウイルス感染症対応時の避難所レイアウト（例）〈避難受付時〉



資料1-1

# 新型コロナウイルス感染症対応時の避難所レイアウト（例）〈避難受付以降〉

R2.6.10  
第2版



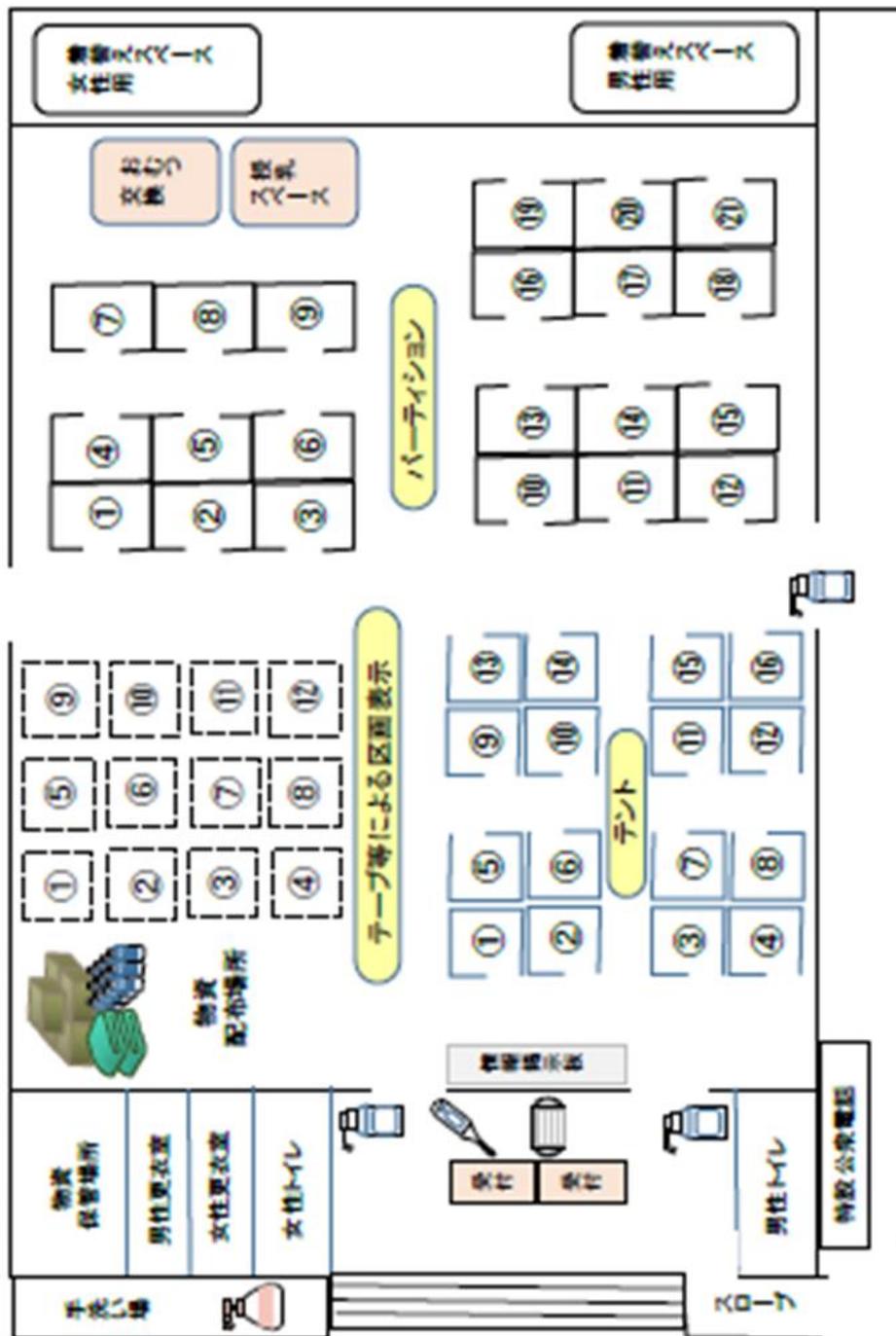
資料1-2

※ 上記は全て実施することが望ましいが、実態に依り、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大実現することが望まれる。

# 健康な人の避難所滞在スペースのレイアウト (例)

R2.6.10  
第2版

●テープ等による区画表示やパーティション、テントを利用する場合は、番号等を付し、誰がどの番号等の区画等に滞在しているか分かるように管理する。



資料1-3

R2. 6. 10  
第2版

# 健康な人の避難所滞在スペースのレイアウト (例)

- 体育館のような広い空間において、健康な人が滞在するスペースとしては、以下の方法が考えられる。感染対策やプライバシー保護の観点からは、パーティションやテントを用いることが望ましい。
- 感染リスクの高い高齢者・基礎疾患を有する人・障がい者・妊産婦等が滞在する場合には、避難所内に専用スペースを設けることが望ましいが、体育館内に専用ゾーンを設け、以下と同様の考え方で利用することも考えられる。

**テーブル等による区画表示**

(例)

3m  
1m~2m以上

- 一家族が一区画を使用し、人数に応じて区画の広さは調整する
- 家族間の距離を1m以上あける

※スペース内通路は出来る限り通行者がすれ違わないように配慮する必要がある

**パーティションを利用した場合**

(例)

1m~2m以上

- 飛沫感染を防ぐため、少なくともも座位で口元より高いパーティションとし、プライバシーを確保する高さにすることが望ましい、また、換気を考慮しつつ、より高いものが望ましい。

**テントを利用した場合**

(例)

1m~2m以上  
1m~2m以上

- テントを利用する場合は、飛沫感染を防ぐために塵埃がある方が望ましいが、熱中症対策が必要な際には、取り外す。

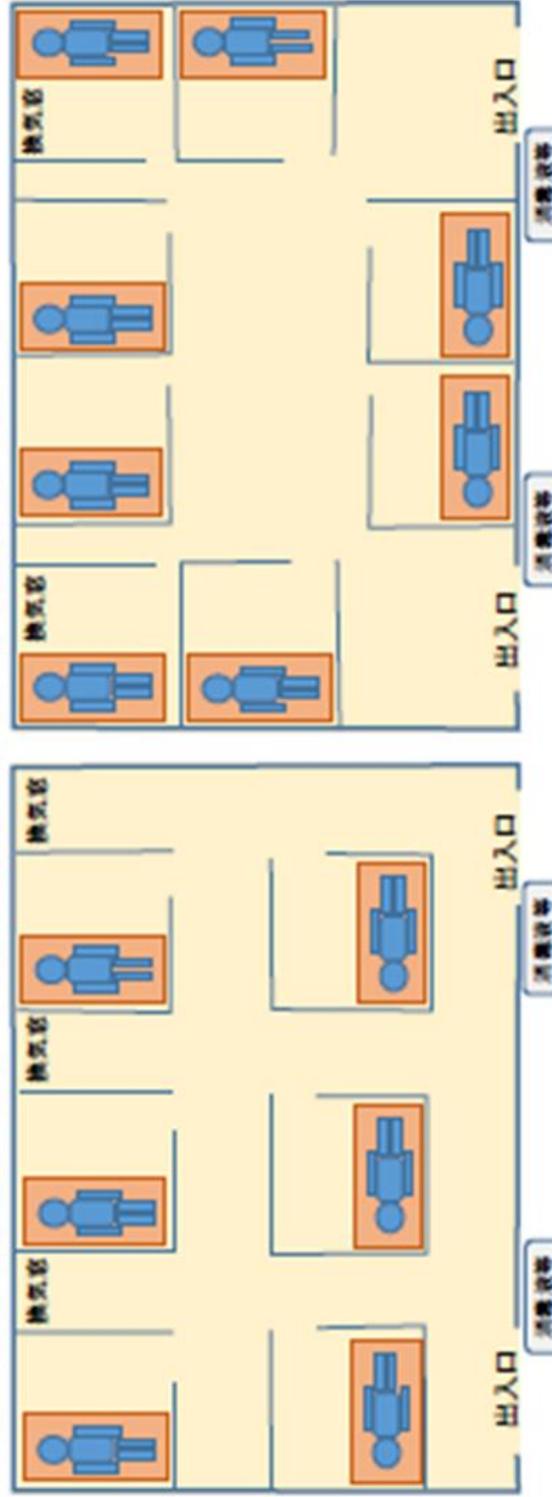
※ 人と人の間隔は、できるだけ2m(最低1m)空けることを意識して過ごしていただくことが望ましい。  
 ※ 避難所では、基本的にマスクを着用することが望ましい、特に、人と人の距離が1mとなる区画に入る人はマスクを着用する。  
 ※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

## 発熱・咳等のある人や濃厚接触者専用室のレイアウト（例）

R2. 6. 10  
第2版

- 発熱・咳等のある人や濃厚接触者は、それぞれ一般の避難者とはゾーン、動線を分けること。
- 発熱・咳等のある人は、可能な限り個室にすることが望ましいが、難しい場合は専用のスペースを確保する。やむを得ず同室にする場合は、パーティションで区切るなどの工夫をする。
- 濃厚接触者は、可能な限り個室管理とする。難しい場合は専用のスペースを確保する。やむを得ず同室にする場合は、パーティションで区切るなどの工夫をする。  
※濃厚接触者は、発熱・咳等のある人より優先して個室管理とする。
- 人権に配慮して「感染者を排除するのではなく、感染対策上の対応であること」を十分に周知する。

(例)



※飛沫感染を防ぐため、少なくとも座位で口元より高いパーティションとし、プライバシーを確保する高さにすることが望ましい。また、換気を考慮しつつ、より高いものが望ましい。

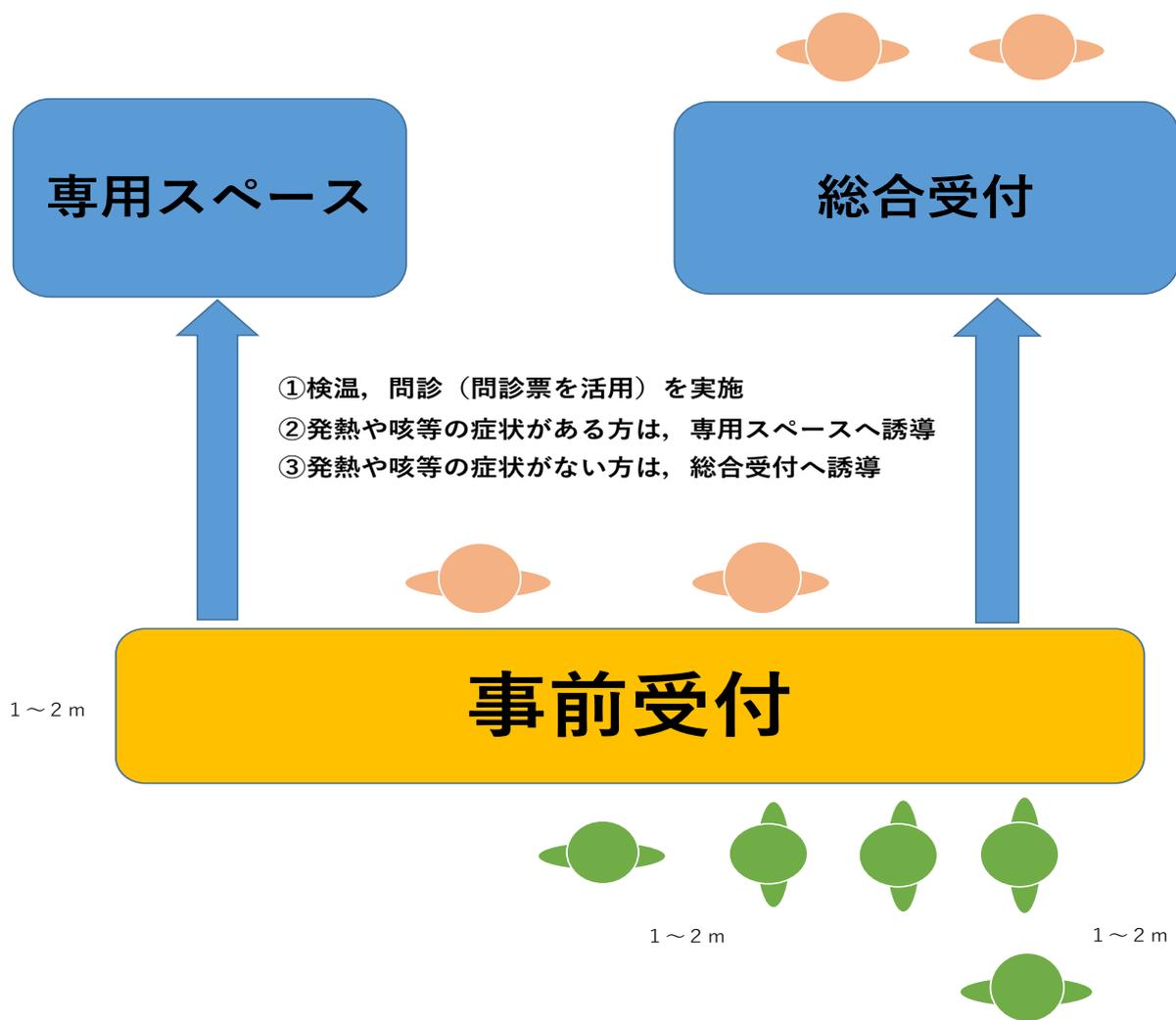
- ・重症者等は、予め災害時の対応・避難方法を決めておくことが望ましいが、避難所に一時的に滞在する可能性がある。
- ・感染予防および医療・保健活動のしやすさの観点から、地域における感染拡大状況や、各避難所、活用するホテル・旅館等の状況を踏まえ、防災担当部局や保健福祉部局等の連携のもと、必要に応じて特定の避難者の専用の避難所を設定することも考えられる。  
(例：高齢者・基礎疾患を有する者・障がい者・妊産婦用、発熱・咳等の症状のある者用、濃厚接触者用)

※発熱・咳等のある人や濃厚接触者は、マスクを着用する。

※上記は全て実施することが望ましいが、災害時に限って、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

資料1-4

## 事前受付のレイアウト (例)



- 非接触型体温計, サーモグラフィー等を設置
- 接触型の体温計を使用する場合, 感染防止のため毎回消毒を実施
- 検温するスタッフは, マスクに加え, 使い捨て手袋, 眼の防護具を装着
- 避難者自らが行動できるよう, 案内看板等を用意
- アルコール消毒液を設置
- 避難者のマスク常用, 手洗い (消毒) を徹底
- 避難者の人と人の距離を確保

## 避難所入所時 問診票 (例)

資料 3

受付日：令和 年 月 日

避難所名	氏名	年齢

## ◆感染の有無

あなたは感染が確認されていて、自宅療養中でしたか。	はい・いいえ
---------------------------	--------

## ◆濃厚接触の有無

あなたは新型コロナウイルスの感染が確認されている人の濃厚接触者で、現在健康観察中ですか	はい・いいえ
---	--------

## ◆体調について

1	発熱はありますか	はい・いいえ
2	頭痛はありますか	はい・いいえ
3	鼻水や鼻づまりはありますか	はい・いいえ
4	息苦しさはありますか	はい・いいえ
5	味や匂いを感じられない状態ですか	はい・いいえ
6	咳やたんがありますか	はい・いいえ
7	全身倦怠感がありますか	はい・いいえ
8	嘔吐や吐き気がありますか	はい・いいえ
9	下痢が続いていますか	はい・いいえ
10	目が赤く、目やにが多くないですか	はい・いいえ
11	からだにぶつぶつ（発疹）が出ていますか	はい・いいえ
12	現在、医療機関に通院していますか (症状： )	はい・いいえ
13	現在、服薬していますか？ (薬名： )	はい・いいえ
14	そのほか気になる症状はありますか ※「はい」の場合、具体的にご記入ください	はい・いいえ
15	避難所での行動に際し、介護や介助が必要ですか	はい・いいえ
16	避難所での行動に際し、配慮を要する障がいがありますか ※「はい」の場合、具体的にご記入ください	はい・いいえ
17	乳幼児と一緒にですか（妊娠中も含む）	はい・いいえ
18	呼吸器疾患、高血圧、糖尿病、その他の基礎疾患はありますか ※「はい」の場合、具体的にご記入ください	はい・いいえ
19	てんかんはありますか	はい・いいえ

(以下は、受付担当者が記入します)

受付者名	
体温	°C
避難所滞在区画・スペース	

## 資料4

## 避難所運営にあたり場面ごとに想定される装備（参考）

以下を参考として、避難所の状況に応じて判断し、対策を行ってください。

	マスク	視の防護具 ※1	使い捨て手袋 ※3	掃除用手袋 ※3、4	長袖ガウン ※5
避難所受付時の対応	○	△ ※2	○		
清掃、消毒	○	○		○	
発熱、咳等の症状のある人や濃厚接触者の専用ゾーンでの対応 ※6	○	○	○		
発熱、咳等の症状のある人や濃厚接触者の専用ゾーンの清掃、消毒	○	○		○	
経症者等ゾーンでの対応 ※6	○	○	○		
経症者等ゾーンの清掃、消毒	○	○		○	○
ゴミ処理	○	○		○	○
リネン、衣服の洗濯 ※7	○	○		○	
シャワー・風呂の清掃	○	○		○	○ ※8

- ※1 フェイスシールド又はゴーグル。（目を覆うことができる物で代替可（シュノーケリングマスク等））  
 ※2 スタッフの顔々が担当する内容に応じて使用する。  
 ※3 受付で連続して同じ人が複数の避難者に対応する際は着用する。単発的に、短時間（一人15分以内）で接する際は着用不要。）  
 ※4 手袋を外した際には、手洗いを行う。使い捨てビニール手袋も可。  
 ※5 手首を覆えるもの。使い捨て手袋・使い捨てビニール手袋も可。（複数人での利用は不可）  
 ※6 医療用ではないので、ゴミ袋での手作り、カッパでの代用も可。  
 ※7 洗濯・医療活動は、伝染病、管理病、医師が行う。  
 ※8 体液等で汚れた衣服、リネンを取り扱う際の装備。  
 ※9 撥水性のあるガウンが望ましい。

体調チェック表 (例)

ふりがな 氏名		※その他 記入事項																				
体調	体温	(月)			(火)			(水)			(木)			(金)			(土)			(日)		
		朝	昼	夕	朝	昼	夕	朝	昼	夕	朝	昼	夕	朝	昼	夕	朝	昼	夕	朝	昼	夕
[息苦しさ]	一つでも該当あれば「はい」を選択 ●息が荒くなった (呼吸数が多くなった) ●急に息苦しくなった ●少し動くと息があがる ●胸の痛みがある ●横になれない・座らないと息ができない ●肩で息をしている・ゼーゼーしている	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい
[味覚・嗅覚]	味や匂いを感じられない	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい
[喀痰・咳嗽]	咳やたんが、ひどくなっている	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい
[全身倦怠感]	起きているのがつらい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい
[嘔気・嘔吐]	嘔吐や吐き気が続いている	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい
[下痢]	下痢が続いている (1日3回以上の下痢)	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい
	その他の症状 [食事が食べられない 半日以上尿が出ていない 鼻水・鼻つまり、のどの痛み 結膜充血、頭痛、関節筋肉痛 けいれん、その他の気になる症状]	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい

資料 6

# 新型コロナウイルス 感染症対策

へのご協力をお願いします！

## ほかの人にうつさないために

- 隣の人とは、1～2メートル以上離れて過ごしましょう
- 常にマスクを着用しましょう
- ドアノブ等の共有部分に触れた後は、手洗い、消毒を徹底しましょう
- 毎日、体温・体調チェックをしましょう
  - ◆朝、昼、夕 3回実施
  - ◆発熱や体調が良くないときは、スタッフへ報告してください
- 居住スペース以外で食事をとらないようにしましょう

## 避難所運営上の協力のお願い

- 定期的に換気しましょう
  - ◆30分に1回以上、数分間程度、2方向の窓を全開
- ドアノブ等の共有部分の消毒、トイレの清掃は毎日こまめに実施しましょう。
  - ◆共有部分は、0.05%次亜塩素酸ナトリウムで拭く
- 物品や食事の提供時は、手渡しを避けましょう
- ごみは各家族で、ごみ袋の口を縛って捨てましょう

資料7

## 次亜塩素酸ナトリウム消毒液の作り方

次亜塩素酸ナトリウムを水で薄めて「塩素消毒液」を作ります。

※ 家庭用の塩素系漂白剤（次亜塩素酸ナトリウムを含むもの）でも代用できます。

■家庭用塩素系漂白剤（次亜塩素酸ナトリウムの濃度約5%）を使った消毒液の作り方

製品の濃度 約5%	高頻度部位や物品の 消毒や拭き取り 500ppmの濃度の塩素消毒液 (0.05%)		トイレの拭き取り 1000ppmの濃度の塩素消毒液 (0.1%)	
	液の量	水の量	液の量	水の量
	5ml (※1)	500ml	10ml	500mL
作成方法	①500mlのペットボトルに水を半分ほど入れます。 ②漂白剤5mlを入れます。 ③500mlになるように、再度水を加え、ふたをして、よく振り混ぜ合わせれば完成です。		①500mlのペットボトルに水を半分ほど入れます。 ②漂白剤10mlを入れます。 ③500mlになるように、再度水を加え、ふたをして、よく振り混ぜ合わせれば完成です。	

※1：ペットボトルのキャップ1杯が5ml

- ・消毒液作成の際には、ビニール手袋等を使用し、直接原液に触れないようにしましょう。
- ・濃度によって効果が異なりますので、正しく計りましょう。
- ・製品毎に次亜塩素酸ナトリウムの濃度が異なるので、表示をしっかりと確認しましょう。

### 消毒液を使用する際の注意事項

- ・次亜塩素酸ナトリウムには金属腐食性があるため、金属部消毒後は、十分に薬剤を拭き取りましょう。
- ・汚れた雑巾を消毒液の中に入れると、次亜塩素酸ナトリウムを消費し、消毒効果が著しく減少するため、バケツなどに消毒液を入れて使用する場合は1回毎に入れ替えて下さい
- ・作った消毒液は、時間の経過で効果が減少していくため、こまめに作り使い切りましょう。（原液は、密封し、冷暗所で保管してください。）

### 危険

- ・消毒液を入れた容器は、飲用不可や消毒液等の表示をして、乳幼児の手の届かないところへ保管し、誤飲に気を付けて下さい。
- ・換気を十分に行って使用して下さい。
- ・有毒な塩素ガスが発生しますので、原液及び消毒液は、酸性のものと絶対に混ぜないこと。
- ・皮膚に付着した場合には、直ちに大量の水で十分に洗い流して下さい。
- ・目に入った場合は、直ちに大量の水で洗い流し、医師の診察を受けて下さい。

資料8

## 新型コロナウイルスにおける環境整備の考え方

患者が発生した際、高齢者施設、不特定多数が利用する施設内、自宅等において、大がかりな消毒は不要とされています。ただし、ウイルスが環境中に長く残存する可能性があるため、以下の対応が推奨されています。

- 1 長時間の滞在が認められた場所においては、換気を行う
- 2 患者周囲の高頻度接触部位（ドアノブ、机、椅子の背、パソコン、電話）などは、アルコールあるいは0.05%の次亜塩素酸ナトリウムによる清拭での消毒の励行

### 施設における消毒について

施設の住所地を所管する保健所の指示により消毒を行ってください。  
消毒の実施主体は施設管理者（感染症法第27条）とされています。

### 消毒の方法・手順

**準備：** 消毒液（下記及び別紙参照）  
タオル（使い古しで良い）やペーパータオル  
使い捨て手袋、マスク、手指消毒用アルコール（あれば）、ゴミ袋

**消毒の範囲：** 患者さんがよく触った場所やモノ  
例：ドアノブ、スイッチ類、手すり、机、椅子の背、パソコン、電話等

### 消毒の手順

- 1 ゴミ袋を広げておく
- 2 室内に窓がある場合は換気のために解放する
- 3 マスク、使い捨て手袋を装着し、規定の濃度に消毒液を作る
- 4 タオルやペーパータオルを絞れる程度まで消毒液でぬらし、拭く  
(5 脱色・腐食の可能性があるものは、水拭きする)
- 6 マスク、使い捨て手袋を外し、ゴミ袋に廃棄
- 7 手指消毒を行う（ない場合は流水による手洗いを行う）
- 8 窓を閉める

### 消毒（0.05%の次亜塩素酸ナトリウム）の準備



資料9

# 手洗いをして感染症を予防しましょう。

## 手洗いの手順

◎手を洗う前には、指輪や腕時計を外しましょう。  
◎お子さんが手を洗うときは、大人が付き添ってあげましょう。



1

石けんをつけ、手のひらを合わせてよく洗います。



5

親指と手掌をねじり洗います。



2

手の甲を伸ばすように洗います。



6

手首を洗います。



3

指先・爪の淵をよく洗います。



7

流水でよく手をすすぎます。



4

指の関節を十分に洗います。

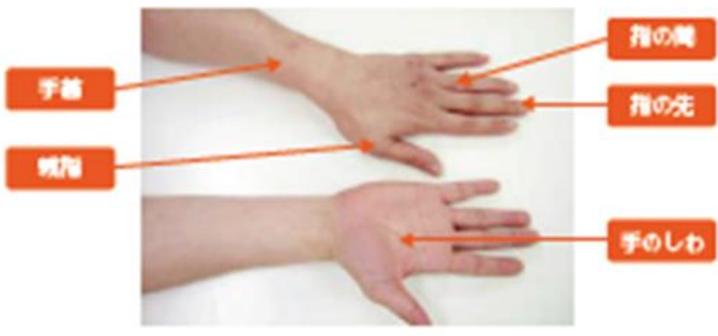


8

清潔なタオルで(共用はしません)よく拭きます。



汚れが落ちにくいところ



宮城県保健福祉部疾病・感染症対策室

東北大学大学院医学系研究科 感染制御・検査診断学分野、感染症診療地域連携講座

「自らの命は自らが守る」意識を持ち、適切な避難行動をとりましょう

資料10

新型コロナウイルス感染症が収束しない中でも、  
災害時には、**危険な場所にいる人は**  
**避難することが原則です。**

## 知っておくべき5つのポイント

- 避難とは[難]を[避]けること。  
安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要はありません。
- 避難先は、小中学校・公民館だけではありません。**安全な親戚・知人宅に避難すること**も考えてみましょう。
- **マスク・消毒液・体温計が不足しています。**  
できるだけ自ら携行して下さい。
- 市町村が指定する**避難場所、避難所が**  
**変更・増設されている可能性があります。**  
災害時には市町村ホームページ等で確認して下さい。
- 豪雨時の屋外の移動は**車も含め危険**です。  
やむをえず**車中泊をする場合は、浸水しないよう周囲の状況等を十分確認**して下さい。



# 今のうちに、 自宅が安全かどうかを 確認しましょう!



ハザードマップ

検索

## 避難行動判定フロー

**スタート!** あなたがとるべき避難行動は?

ハザードマップ<sup>※</sup>で自分の家がどこにあるか確認し、印をつけてみましょう。

※ハザードマップは浸水や土砂災害が発生するおそれの高い区域を着色した地図です。着色されていないところでも災害が起こる可能性があります。

家がある場所に色が塗られていますか?

いいえ

色が塗られていなくても、周りと比べて高い土地や崖のそばなどにお住まいの方は、市区町村からの避難情報を参考に必要に応じて避難してください。

はい

災害の危険があるので、原則として<sup>※</sup>、自宅の外に避難が必要です。

例外

※浸水の危険があっても、  
①洪水により家屋が倒壊又は崩落してしまうおそれの高い区域の外側である  
②浸水する深さよりも高いところにいる  
③浸水しても水がひくまで我慢できる、水・食糧などの備えが十分にある場合は**自宅に留まり安全確保することも可能です。**

※土砂災害の危険があっても、十分堅牢なマンション等の上層階に住んでいる場合は**自宅に留まり安全確保することも可能です。**

ご自身または一緒に避難する方は避難に時間がかかりますか?

いいえ

はい

安全な場所に住んでいて巻を巻せられる親戚や知人はいますか?

はい

いいえ

警戒レベル3が出たら、安全な親戚や知人宅に避難しましょう(日頃から相談しておきましょう)

警戒レベル3が出たら、市区町村が指定している**指定緊急避難場所**に避難しましょう

安全な場所に住んでいて巻を巻せられる親戚や知人はいますか?

はい

いいえ

警戒レベル4が出たら、安全な親戚や知人宅に避難しましょう(日頃から相談しておきましょう)

警戒レベル4が出たら、市区町村が指定している**指定緊急避難場所**に避難しましょう

## 資料 1 1

## 新型コロナウイルス感染症対策 チェックリスト

## 1 事前対策

<input type="checkbox"/> 住民への広報として、住民が避難する前に準備、検討することを事前に周知
<input type="checkbox"/> 資機材の準備、備置品の拡充
<input type="checkbox"/> 三つの密を避けるための避難所の確保
<input type="checkbox"/> 避難所のレイアウトの作成
<input type="checkbox"/> 事前受付のレイアウトの検討
<input type="checkbox"/> 災害発生時における感染者等の安否確認方法や関係機関が連携して情報を収集する体制について、保健所等と事前に検討
<input type="checkbox"/> 避難所の設営に係る役割分担を事前に決定

## 2 避難所の開設・運営

## 〈初動対応・事前受付〉

<input type="checkbox"/> 可能な限り多くの避難所を開設
<input type="checkbox"/> 事前受付を設置
<input type="checkbox"/> 事前受付にアルコール消毒液を設置
<input type="checkbox"/> 避難者のマスク常用、手洗いを徹底
<input type="checkbox"/> 検温するスタッフは、マスクに加え、使い捨て手袋、エプロン、フェイスシールド等を装着

**〈感染予防対策〉**

事前受付を継続し、避難所に人の出入りがある毎に、体温等の健康状態を確認

避難者及び運営スタッフに体調チェック表を配布し、毎日体温等の健康状態を確認

アルコール消毒液は、人の出入りが多い避難所の出入口、トイレ周辺、食事スペース等に複数設置し、入館時には、必ず手指消毒を行うよう徹底

30分に1回以上、数分間程度、2方向の窓を全開する定期的な換気の実施

手すり、ドアノブ等の人々が接触する共有部分は1日最低1回消毒

トイレや洗面所の定期的な清掃及び消毒

物品や食事の配給時は、一度机に置くこと等により接触感染を回避

**〈その他〉**

避難者名簿の作成

車中泊（車中避難）等への対応を検討

## 宮城県企業局所管浄水場一覧

浄水場名	所在地	連絡場所	給水能力
大崎広域水道麓山浄水場	加美郡加美町字麓山1-9	0229-67-6512	82,300m <sup>3</sup> /日
大崎広域水道中峰浄水場	黒川郡大和町吉田中峰134	022-345-5389	18,850m <sup>3</sup> /日
仙南・仙塩広域水道 南部山浄水場	白石市福岡長袋字南部山7-1	0224-25-8890	279,000m <sup>3</sup> /日

## 県内在留外国人の状況

令和4年12月末現在（出典：法務省在留外国人統計）

### 【圏域別・国籍別】

(単位：人)

	中国	ベトナム	韓国	ネパール	フィリピン	インドネシア	米国	その他	総数
仙台市	3,948	1,987	1,848	2,299	562	370	454	3,565	15,033
仙南圏	257	303	163	25	140	120	30	286	1,324
仙台市都市圏	466	898	436	116	271	195	88	918	3,388
大崎圏	257	211	269	20	142	79	21	220	1,219
栗原圏	64	271	68	19	30	19	10	93	574
登米圏	96	62	49	5	59	45	9	62	387
石巻圏	228	568	122	14	179	293	56	360	1,820
気仙沼・本吉圏	126	172	21	12	98	210	21	163	823
計	5,442	4,472	2,976	2,510	1,481	1,331	689	5,667	24,568

### 【在留外国人の多い市町村】

(単位：人)

1位	仙台市	15,033人
2位	石巻市	1,461人
3位	大崎市	847人
4位	気仙沼市	637人
5位	塩竈市	576人

### 【在留外国人の少ない市町村】

(単位：人)

1位	色麻町	32人
2位	七ヶ宿町	40人
3位	涌谷町	52人
3位	村田町	52人
5位	大衡村	61人

### 【国籍別（上位）】

(単位：人)

順位	国名	人数	市町村別(上位5位)				
			仙台	大崎	石巻	名取	登米
1位	中国	5,442	仙台 3,948人	大崎 198人	石巻 180人	名取 110人	登米 96人
2位	ベトナム	4,472	仙台 1,987人	石巻 403人	栗原 271人	岩沼 210人	塩竈 196人
3位	韓国	2,976	仙台 1,848人	大崎 195人	石巻 94人	多賀城 82人	名取 70人
4位	ネパール	2,510	仙台 2,299人	岩沼 35人	名取 33人	多賀城 26人	栗原 19人
5位	フィリピン	1,481	仙台 562人	石巻 141人	大崎 96人	気仙沼 87人	岩沼 68人
6位	インドネシア	1,331	仙台 370人	石巻 256人	気仙沼 207人	大和 62人	塩竈 57人
7位	米国	689	仙台 454人	石巻 46人	塩竈 18人	七ヶ浜 17人	気仙沼 15人

### 【在留資格別】

(単位：人)

順位	在留資格	人口	順位	在留資格	人口
1位	留学	5,588人	7位	特定技能	1,341人
2位	永住者	5,526人	8位	日本人の配偶者等	963人
3位	技能実習	3,835人	9位	特定活動	584人
4位	特別永住者	1,643人	10位	定住者	403人
5位	技術・人文知識・国際業務	1,631人	—	その他	1,518人
6位	家族滞在	1,536人	総数		24,568人

## ごみ処理施設整備状況

令和4年4月1日 現在

事業主体名	規模	施設の名称	施設の所在地			施設の所在地	TEL	備考
			規模	方式	竣工			
仙台市	t/日 1,800	松森工場	t/日 600 (200t×3炉)	全連	H17.8	981-3111 仙台市泉区松森字城 前135	022 373-5399	富谷市含む
		今泉工場	600 (200t×3炉)	全連	S60.12	984-0835 仙台市若林区今泉字 上新田103	022 289-4671	H29～R2 改造
		葛岡工場	600 (300t×2炉)	全連	H7.8	989-3121 仙台市青葉区郷六字 葛岡57-1	022 277-5399	H26～H28 改造
仙南地域 広域行政 事務組合	200	仙南ク リーンセ ンター	200 (100t×2炉)	全連	H29.3	981-1517 角田市毛萱字西ノ入 43-11	0224 65-3000	白石市, 角田市, 蔵王町, 七ヶ宿町, 大河原町, 村田 町, 柴田町, 川崎 町, 丸森町
亘理名取 共立衛生 処理組合	157	岩沼東 部環境セ ンター	157 (78.5t×2炉)	全連	H28.3	989-2421 岩沼市下野郷字新藤 曾根1-1	0223 23-1178	名取市, 岩沼市, 亘理町, 山元町 H31～R2 改造
塩竈市	90	塩竈市清 掃工場	90 (90t×1炉)	全連	S51.5	985-0006 塩竈市字杉の入裏 39-47	022 365-3377	H13～H14 改造
宮城東 部衛生 処理組 合	180	宮城東 部衛生 処理セ ンター	180 (90t×2炉)	全連	H7.2	981-0111 利府町加瀬字新船岡5	022 368-6017	多賀城市, 松島 町, 七ヶ浜町, 利府町
黒川地 域行政 事務組 合	50	環境管 理セ ンター	50 (25t×2炉)	全連	S30.3	981-3625 大和町吉田字根古北 50	022 342-2218	大和町, 大郷町 大衡村
大崎地 域広 域行政 事務組 合	236	大崎広 域中央 クリー ンセン ター	140 (70t×2炉)	全連	R4.4	989-6233 大崎市古川桜ノ目字 新高谷地317	0229 28-2386	大崎市, 色麻町, 加美町, 涌谷町 美里町 H13～H14 改造
		大崎広 域西部 玉造ク リーン セン ター	40 (20t×2炉)	バッチ	H元.3	989-6405 大崎市岩出山池月字 小黒崎前70	0229 78-2166	大崎市, 色麻町, 加美町, 涌谷町 美里町 H13～H14 改造
		大崎広 域東 部ク リーン セン ター	96 (48t×2炉)	准連	H3.3	987-0133 涌谷町字関谷沖名 291-1	0229 43-2597	大崎市, 色麻町, 加美町, 涌谷町 美里町 H13～H14 改造

事業 主体名	規模	施設の 名称	整備状況			施設の所在地	TEL	備考
			規模	方式	竣工			
栗原市	t/日 80	栗原市ク リーンセ ンター	t/日 80 (40t×2炉)	准連	H元.3	987-2309 栗原市一迫柳目中山 1-61	0228 52-3080	H28～H30 改造
登米市	70	登米市ク リーンセ ンター	70 (35t×2炉)	全連	R1.11	987-0353 登米市豊里町笑沢 153-22	0225 76-0102	
石巻地区 広域行政 事務組合	230	石巻広域 クリーン センター	230 (115t×2炉)	全連 (ガス 化溶融 炉)	H15.2	986-0844 石巻市重吉町 8-20	0225 21-8953	石巻市, 東松島 市, 女川町
気仙沼市	162	気仙沼市 ごみ焼却 場	162 (81t×2炉)	全連	H7.2	988-0064 気仙沼市九条 93-1	0226 22-9680	気仙沼市, 南三陸 町 H13～H14 改造
計 11 事業者	t/日 3,255	計 15 施設						

## 粗大ごみ処理施設整備状況

令和4年4月1日 現在

事業主体名	規模	施設の名称	整備状況			施設の所在地	TEL	備考
			規模	方式	竣工			
仙台市	t/日 260	今泉粗大ごみ処理施設	t/日 120	併用	S61. 7	984-0835 仙台市若林区今泉字上新田103	022 289-4671	仙台市
		葛岡粗大ごみ処理施設	140	併用	H7. 8	989-3121 仙台市青葉区郷六字葛岡57-1	022 277-5399	仙台市
仙南地域広域行政事務組合	50	仙南リサイクルセンター	50	併用	H1. 10	989-0831 蔵王町大字平沢字新並124-104	0224 33-2225	白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町
亘理名取共立衛生処理組合	20.1	岩沼東部環境センター	7.1	併用	H28. 3	989-2421 岩沼市下野郷字新藤曾根1-1	0223 23-1178	名取市、岩沼市、亘理町、山元町
		亘理清掃センター	13	併用	H5. 9	989-2202 山元町高瀬字杉田2-1		名取市、岩沼市、亘理町、山元町
宮城東部衛生処理組合	30	宮城東部衛生処理センター	30	併用	S57. 4	981-0111 利府町力山瀬字新船岡5	022 368-6017	多賀城市、松島町、利府町、七ヶ浜町
黒川地域行政事務組合	20	環境管理センター	20	併用	H9. 3	981-3625 大和町吉田字根古北50	022 345-2218	大和町、大衡村、大郷町
富谷市	16	清掃センター	16	併用	H7. 3	981-3325 富谷市石積堀田11-3	022 358-4321	富谷市
大崎地域広域行政事務組合	31.3	大崎広域リサイクルセンター	31.3	併用	R1. 6	989-6233 大崎市古川桜ノ目字新高谷地388-1	0229 28-1756	大崎市、色麻町、加美町、涌谷町、美里町
栗原市	50	栗原市クリーンセンター	50	圧縮	S54. 4	987-2309 栗原市一迫柳目字中山1-61	0228 52-3080	栗原市
登米市	16	登米市クリーンセンター	16	併用	R1. 11	987-0353 登米市豊里町平林153-22	0225 76-0102	登米市
気仙沼市	39	気仙沼市粗大ごみ処理場	39	併用	H7. 2	988-0064 気仙沼市九条94-1	0226 22-9680	気仙沼市
計 10事業者	t/日 532.4	計 12施設						

## し尿処理施設の整備状況

令和4年4月1日 現在

事業 主体名	規模	施設の 名称	整備状況			施設の所在地	TEL	備考
			規模	方式	竣工			
仙 台 市	Kl/日 160	南蒲生環 境センタ ー	Kl/日 160	嫌気性 消化処 理	H2.4 H13.3	983-0002 仙台市宮城野区蒲生 字八郎兵エ谷地第二	022 259-1340	仙台市
仙南地域広 域行政事務 組 合	178	角田衛生 センター	68	高負荷	S63.3	981-1504 角田市枝野字北大坊 90	0224 63-2140	白石市, 角田市, 蔵王町, 七ヶ宿町, 大河原町, 村田町,
		柴田衛生 センター	110	高負荷	S60.9	989-1765 柴田町大字成田字待 江 151	0224 56-3734	柴田町, 川崎町, 丸森町
亙理名取共 立衛生処理 組 合	113	浄化セン ター	113	高負荷	H6.12	989-2425 岩沼市寺島字川向 45-53	0223 23-1142	名取市, 岩沼市 亙理町, 山元町
塩釜地区消 防事務組合	95	塩釜地区 環境セン ター	95	高負荷	H11.3	985-0087 塩竈市字伊保石 2-98	022 363-2777	塩竈市, 多賀城市, 松島町, 七ヶ浜町, 利府町
黒川地域行 政事務組合	60	環境衛生 センター	60	標準 脱窒	S56.4	981-3411 大和町鶴巣大平字勝 負沢 5-1	022 343-2149	富谷市, 大和町, 大郷町, 大衡村
大崎地域広 域行政事務 組 合	444	大崎広域 中央桜ノ 目衛生セン ター	150	高負荷	H4.3	989-6233 大崎市古川桜ノ目字 新高谷地 347	0229 28-2448	大崎市
		大崎広域 中央師山 衛生センタ ー	50	標準 脱窒	H10.1	989-6125 大崎市古川師山字庚 申 55-1	0229 24-4736	大崎市 H24~H26 改造
		大崎広域 六の国汚 泥再生処 理センタ ー	105	膜分離 高負荷 生物脱 窒素	H15.4	981-4227 加美町字新川原 92	0229 63-2163	大崎市, 色麻町, 加 美町
		大崎広域 東部汚泥 再生処 理センタ ー	139	標準脱 窒高度 処理	H23.9	987-0133 涌谷町字関谷沖名 193-1	0229 43-2546	大崎市, 涌谷町, 美里町
栗 原 市	160	栗原市衛 生センタ ー	160	標準脱 窒高度 処理	S62.3	989-5504 栗原市若柳字上畑岡 鶴経沢 61-5	0228 33-2301	栗原市

事業主体名	規模	施設の名称	整備状況			施設の所在地	TEL	備考
			規模	方式	竣工			
登米市	Kl/日 128	登米市衛生センター	Kl/日 128	標準脱窒高度処理	H22.3	987-0411 登米市南方町寺袋 69	0220 58-2064	登米市
石巻地区広域行政事務組合	300	石巻広域東部衛生センター	150	高負荷	H7.12	986-0122 石巻市東福田字高須賀 84-1	0225 62-1302	石巻市, 女川町
		石巻広域西部衛生センター	150	高負荷	H7.2	987-1103 石巻市北村字群田 51-1	0225 73-4365	石巻市, 東松島市
気仙沼市	130	気仙沼市し尿処理場	130	し尿前処理・下水道放流方式	H24.10	988-0052 気仙沼市田中 3-4	0226 24-2421	気仙沼市
南三陸町	30	南三陸町衛生センター	30	低希釈二段	S63.3	989-0781 南三陸町戸倉字脇の沢 41-3	0226 46-5528	南三陸町
計 11 事業者	Kl/日 1,798	計 16 施設						